

ク港務管理局長ジョーフェキングの三技師より成る調査團が來華し、淮水、上海港華北諸河川に關する或る種の問題を研究したが、その具申事項は全國經濟委員會の水利事業に關する第五章に詳述した(第五章は略す)。

一九三三年十月、羅馬國際農業研究所前書記長カルロ・ドラゴニ教授は國民政府の要請で、聯盟經濟委員會の指名により來華し、六ヶ月に亘り農業の現狀を研究し、一九三三年全國經濟委員會に報告書を提出した。

同月伊太利黨桑協會長ベニト・マリ氏は國民政府の要請により聯盟經濟委員會の命を受けて中國蠶業の研究及びこれが復舊の可能性を検討する目的で來華し、爾來この資格を以つて全國經濟委員會と協力を續けてゐたが、一九三三年十二月よりその職員として同委員會に奉職した。

聯盟經濟財政課員シャロン氏は、全

國經濟委員會長の依頼で、一九三三年三月より六週中國に滞在、世界經濟會議の準備工作に關する諸問題を討議しまた同様の依頼に應じて中國に在動する聯盟専門家の各種工作の統一を計るところがあつた。

一九三三年五月ハムブルグ傳染病理研究所員兼聯盟マラリア調査委員ミューレンス博士はマラリヤ病の再發性に關する調査を遂げ豫防法を建言した。

その後同年中にチエコスロヴァキヤ國社會衛生省前衛生局長スタムバ博士デンマーク農業委員會書記ブリアン・クローゼン氏は一九三三年七月十八日全國經濟委員會の決定に基く新協力案招聘に應じそれぞれ聯盟の衛生、經濟財政兩課の派遣員として來華した。

更に聯盟事務局の衛生、運輸交通兩課長はそれ／＼一九三一年九月十日より十二月二十六日、翌三二年一月一日より八月に至る兩期間を限り技術連絡

#### 四

員の任務に服した。

五、一九三三年の春、倫敦で世界經濟會議が召集されるや、國際協定及びこれに基く行動方法を案出せんとする列國一致の努力が促進せらるゝものと期待され、世界の經濟金融危機もまた早晩解決の機に達するものと豫期された國民政府は同年四月米國大統領の招聘に應じ時の財政部長、行政院副院長兼全國經濟委員會副會長宋子文氏をして米國政府と協議せしめ、倫敦會議中國代表團主席に任命した。一九三三年五月國民政府と米國建設金融會社との間に成立した金融協定を端緒として、世界經濟會議の列國代表團及び諸產業國有力者との間には、經濟開發上の協力の見込を研究す、ため引續き協議が行はれたが、同時に國民政府は聯盟理事會との間に技術的協力の協定を締結した。

六、全國經濟委員會は國民政府の經

濟建設を計畫並に實行する機關たることを目的としてゐる。故に常務委員會の職は行政院長、軍事委員長、財政部長、立法院長及び宋子文氏に委任せられた。全國經濟委員會自體の構成分子は内政部長、鐵道部長、交通部長、實業部長、教育部長の外政府の任命する民間委員より成り、これによつて一般有識階級、產業界その他各方面の參加を確保する制度を採つてゐる。

同委員會の權限は左の通りである。

- (一) 經濟的建設または開發を目的とする諸計畫を立案審査し、これが採否を決定す。
  - (二) 第一項により採擇された諸計畫の實行に要する支出を審査決定す。
  - (三) 經濟的建設または開發を目的とする諸計畫を監督指導す。
  - (四) 經濟的建設または開發を目的とする特殊計畫を直接實行す。
- 右四項の權限はその範圍極めて廣く

全國經濟委員會の發達期に於ける地位を規定するよりは、むしろ將來この機關が果たすべき最終役割を中國の近代的立法の實際に應じ規定したるものといふべきである。同委員會の各種計畫案の實施についてはその所屬部局各委員會および自治團體にこれを委任する。その中委員會は全國經濟委員會のために諮問機關たる權能を與へられ、各部局は全國經濟委員會秘書處の執行機關である。また一定の範圍に於ける現存事業の代表者より成る自治的委員會は民間の一般有力者中より選任される獨立の議長の統制に服しその計畫が全國經濟委員會の採擇を経たる場合、これを實行する權能を與へられ、全國經濟委員會を通じこれが實現に必要な政治的、財政的援助を得ることが出来るわけである。

全國經濟委員會成立の當時は、各種の專門委員會を設け、これに諮問して

公路、水利、衛生、教育に關する政策を案出せしめたが、所屬處の設置に關しては、特定事業遂行のために必要とする場合に限る方針をとり、現在までに設置を見たものは左の五處である。

- (一) 秘書處—本處には行政、技術兩方面の職員を所屬せしむる外、農業、水利、應用化學、通商、漁業、鑛業に關する技術顧問八名、外人顧問六名を含む
  - (二) 公路處
  - (三) 衛生實驗處
  - (四) 農業處
  - (五) 水利處
- 全國經濟委員會の繼續的活動が經濟上の各種情報が必要とすることは、いふまでもなく明かな事實であるが、無用の煩雜を避け既存機關を利用する目的で、特に經濟情報機關を設けず、その代案として常任顧問委員會を組織し、中央研究院の事長を委員長に、全國經濟委員會秘書長全國地質調査所長及び國

#### 五



に關し更に詳細な検討を行つて見やう

### 第一章 農業

民政府全體の監督下に組織される包括的調査研究の責任擔當者を委員にそれ／＼任命してゐる。この顧問委員會は全國經濟委員會の技術的活動及び其各種計畫の一切に關する諮問に應ずると共に、その決定を見た研究題目はこれを適當な調査機關に配布し、またはその選任する専門家に委嘱するのである

一、國民政府と復興金融會社との借款が成立し、國民政府がこの金を全國建設事業に利用するに決定するや、多數の省政府、政府各部會及び産業開發事業に従事する各種公私團體は各自その建設事業計畫に對し補助金または貸付金を要求するものが續出した。これ等の援助要求總額は四億萬元を超過するに至つたが、その中半額以上は農業改良(水利灌溉工事を含む)に關する計畫によつて占められ、その他には鐵道建設、各種工場建設、漁業發展、航業、郵便、電信、電話の改良事業、農村初等教育の擴張等に關する計畫が含まれてゐる。この種の要求を提出した省政府の大多數は何れも詳細な豫算書を添附し來たつた。

七、全國經濟委員會の支出は一九三一年より一九三三年九月までに總額四百五十五萬元に達したが、中央政府でその全額を拂つた。

二、各種の計畫書は綿密な審査を経たがあるものは既に進行中の事業に屬するものもあつた。また既に準備を完了した事業で單に着手せぬだけのものもあり、或は單なる思ひ付の程度に止まりたとひその多くは相當に注目すべきものであつたにせよ、全然具體案の體裁をなさぬものもあつた。全國經濟委員會はこれに相當の考慮を加へた後、各省政府がその計畫を實行せんとする際は、適當な援助と技術的助言を與ふべく、また同委員會が既に道路建設、衛生等の事業を開始した諸省に於いては今後その事業を繼續するが、包括的な地域的建設事業に對する援助は西北地方及び江西のみに限ることに決定した。

八、以上の記述によつて大體の沿革を終り、今後は全國經濟委員會の準備期間中に完成された事業、並に一九三三年度に始まる近き將來の見込、政策

る。浙江省に關する報告書中には、同省は全國有数の農業區域でありながら、食糧に於いて自給自足の域に達せず、他省米、外國米を移輸入してゐる現狀である。この原因は一部人口稠密なる事實に歸することが出来るかも知れないが、中國に於て一人の平均生産率のみならず、土地の相對生産率が低い事は殆んど確實なるものゝ如くである。今ドラゴニー教授の報告書により收穫高を各國別に示せば左の通りである。

三、西北地方(未開發ではあるが)は江西省と共に中國の農産區域であり、全國經濟委員會がこゝにその力を集中しようとしたのは、中國農村の事態が緊急措置を必要とする現狀にあつたからである。農村の窮乏は既に全國的注意を要求する程度に達し、政府の各委員會、社會各團體及び民間の個人的研究者によつて貴重な調査研究も行はれて來た。この種の調査中全國經濟委員會の手で最初に發表されたのは、

題に於いて、スタムバ博士が衛生及び農村復興問題に於いて、それ／＼これに參與してゐる。浙江省の調査はアイザウルタ卿の主宰により、經濟學者として有名な天津南海大學教授何廉、前プロシヤ藏相オットー・クレバ兩氏もこれに參加したが、クレバ氏は全國經濟委員會の招聘により現在でも農村經濟問題の研究に従事してゐる。

委員會の手で最初に發表されたのは、ドラゴニー教授が一九三三年の初め同委員會宛提出した中國の農業問題を包括する調査であるが、一九三三年十一月より翌年一月にかけて全國經濟委員會の監督の下に行はれた江西、浙江兩省の農業調査もまた現狀を知るためには有益なものである。江西省の調査は主として同委員會の中外人技術員の手によつて成り、聯盟の技術機關の代表者もブリアン・クローゼン氏が農業問

この外にベニト・マリ氏の提出した數種の報告書にも同氏の調査研究の特殊題目に關する外に、一般農村經濟の問題を闡明する部分がある。

四、以上の各項の研究の結果を綜合するに、中國農業の現狀に於いてその根本的要素をなすものは、生産率の低劣、高利貸借、租税、殊に附加税の重荷に加へて、土地所有權制度が國內の多くの部分に於いて、一面苛酷であると共に、また他の一面に於て不經濟である事實にあるとの見解に一致して

獨逸 二一・〇  
丁 抹 二九・二  
佛蘭西 一四・二  
洪牙利 一三・八  
伊太利 一三・三 四六・四 一五・二  
波 蘭 二一・八  
蘇聯邦 七・六



加奈陀一〇・九 | | |  
 北米 九・九二三・二一五・五一八  
 合衆國 | | |  
 日 本一六・〇三四・二 | | |  
 印度 七・一四・九 | | |  
 埃及 一七・七三〇・一二二・六四・五  
 中國 七・三一八・九 九七一・九

五、かくの如く生産率の低いのは、一部分は土地耕作の技術不良に、また一部分は社會經濟的條件の影響に基づくものである。中國技術家の意見を綜合するに、何れもドラゴニー報告の見解に賛同し、最もよく國土に適應する種子の普及を缺き、また人造肥料の應用が不十分であると認められてゐる。耕作法も昔ながらの習慣を墨守し、家畜の疾病や害虫に對する科學的處置も當を得たものといふことは出来ない。耕作用家畜の使用法は未だ長江以南の地に於ては殆んど知られてゐないが、これを採用すれば確かに農民の生活改善

に役立つものである。中國農民の使用する原始的農具も人體を過勞ならしめるもので、その改善は急を要するものである。しかし既に國營、省營の試験場が多數設けられ、主要農産物の種子に關する實驗改良に従事してをり、耕作の技術改良も不可能ではないが、農民をしてその改良の結果に注目せしめまたこれを採用させることは、組合が比較的未發達の状態にある今日、決してこれは容易なことではない。

六、小作制度は恐らく經濟社會紊亂の原因であらう。中國はこの問題について從來幾度か政府特設の調査委員會中國地政學會、官私立の大學、研究所及び最後には全國經濟委員會技術員によつて線密な調査が行はれてゐる。その結果によると、歐米の或る國々に見るやうに少數地主の大土地所有は少いが黄河以南に於いては小作制度が最も一般的である。黄河流域及びその北部

(陝西、山西、河北、山東、河南)に於いては、自作農九六パーセント、半自作農一八パーセント、小作農一三パーセントの割合であるが、長江流域及びその南部は全國人口の六十一パーセントを占めてゐるが小作制度は最も普通な借地法の形態をなし、全農民の四〇パーセントが完全な小作農、二八パーセントが半自作農で、これに對し自作農は僅か三二パーセントに過ぎない或る省によつては小作農の割合が更に多い場合さへある。例へば福建省の如き、小作農六九パーセントに對して自作農は僅か九パーセントに過ぎない。しかも自作農は現在の經濟不況と農業の衰微によつて或はその不動産を手離し、或は苛酷な條件で土地を擔保にとられて、殆ど小作農同様の地位に没落せざるを得ない状態にあるから、小作農の数は今後も益々増加すべき傾向にある。原則として、新地主は不在地主

しかも多くの場合都會の商人または官吏である。

中國十二省地權分配表は左の如し

省名	自作農	半自作農	小作農
江蘇	三八	三〇	三二
安徽	二八	一七	五五
湖北	二二	二七	五二
四川	二二	二一	五七
雲南	四六	二六	二八
貴州	四六	一九	三五
湖南	三四	三二	三四
江西	二七	三四	三九
浙江	二七	三一	四二
福建	九	二二	六九
廣東	三〇	二四	四六
廣西	三四	一五	三一
平均	三二	二五	四三

この種の事態は小作制度の現状によつて一層悪化した。小作制度の形式は國內各地方によつて非常な差異を認め

られるが、大部分の地方に於て小作料金の現金拂は最も少く、現物拂収に關係なき一定量、または牧獲の一定部分を現物小作料とする制度が原則である。従来地主は種子、また稀には家畜や農具の供給を以つて小作人の資本の一部を負担する習慣あり、今だにこの風を残すところも若干ある。小作料の形式が多種多様で複雑を極めてゐるため、小作料の高低に關して正確な結論を得ることすら困難である。

しかし浙江、江西兩省の調査及びドラゴニー報告書によれば、小作料が驚くほど高率である事は推定される。江西省に關する報告書には、地主の横暴振りについて二、三の驚異的例が擧げられてゐるが就中代表的なものとして次のやうながある。

或小作人は數回の質問を受けた後その收穫高十七俵の中十一俵までは地主に納入したと答へた。しかも同人

は組合の會員である。——不作の年でさへ小作料として一定額の現金拂を余儀なくされるといふ例も少數ながら存在する。本省(江西省)を廣く旅行した經驗ある相當の一中國視察者によれば、小作人は地主から貸し付けられた種子を十倍にして返還させられる例も存在する。

四省の中三省までは法律的に高率小作料を低減(または引上げ防止)せんとする手段をとつてゐるが、この點は浙江省に於いて最も著しく、同省經濟狀態報告は次の如く述べてゐる。

小作料の強制的制限制度については浙江省は全國各省中最も積極的である收穫高の二五—五〇パーセント程度の低減を標準とし、(若干の例外はあるが)法定の最高小作料は收穫高の三七パーセントとし、併も税金は地主の負擔に歸してゐる。しかしこの法律的規定がどの程度ま



で實行されてゐるかを確めることは困難である。多くの場合には有名無實に終つて小作料は時として六〇パーセント若しくはそれ以上にすら達してゐる。小作争議を解決して法規を適用すべき法律機關もその機能を十分に發揮し得ず、地主は法律によつて加重された負擔、何等かの方法で小作人に轉嫁してゐる。最初は小作料低減の目的を以つて組織された農民組合も後には新たなる誅求機關と化する場合が多く、小作料低減の恩恵はこの種の農民組合に奪はれて小作人自身には殆ど何等の利益をも與へてゐない。しかしこの種の措置は小作人の地位改善のために從來中國に於いて行はれて来た手段と比較すれば、恐らく最も満足すべくまた最も成功した實驗であらう。

もし實行機關が有効に運用され、附隨する誅求を除かれるならば、收穫

の三分の一程度の最高小作料は一般の満足を買ふ筈である。

小作人制度の問題と密接な關係を有するものに耕作面積の過小の問題がある。地主は原則として大農場制度によつて自ら耕作經營に従事することなくまた小作人に大面積を貸付けることもしない。技術上から言ふならば耕作面積の過小は土地の一部（或る地方では全面積の八パーセントにまで達する）が、墓地に使用されてゐること、また各耕作者に與えられる僅かな面積すら密接に連絡されてゐるのではなく、幾多の断片的耕地に細分されてゐることこの事實から益々増加の傾向にある。耕地は帯狀の區分が最も多く、農民は微小面積を隨所に分けて耕作しなければならぬ。その耕地形状が耕作に便ならず、相互に遠く離れた不便も多い。

七、小作制度の外に農村は地租の重果を受けてゐる。現在の地租は二百年

以上も昔の土地評價を基礎として徵收されてゐるが、それにも拘らず決して中庸の程度に止まるものではない。併も最近數年來は多くの省に於いて附加稅徵收の結果、その稅額は全體として數倍の増加を來たしてゐる。法律上は地主の負擔に賦課せられてゐても、實際上は本稅、附加稅の一部または全額を小作人が支拂ふ場合が多い。例へば甘肅省では小作人が本稅、附加稅の六〇パーセントを負擔する事實がある。中國全體については各省別に條件が異なるので、この種の課稅に基く負擔の程度を説明すべき全般的な數字を擧げることは出来ないが、徵稅方法、納稅額省政府稅收額に關しては、全國經濟委員會の一部によつて行はれた綿密な調査研究の結果を、その報告書の序論より引用すれば次の通りである。

從來の地租制度が幾多の缺陷を有することは事實であるが、これを附加

稅の徵收または苛斂誅求の事實なきやう適法に實施すれば、必ずしも過重負擔を課するものではない。現在農村窮乏の中心要素をなす土地課稅の特徴と認むべきものは、

- 一、附加稅
  - 二、各地負擔の不公平
  - 三、徵稅制度の不良
- の三者とこれに伴ふ浪費と誅求の事實である。

浙江省の附加稅徵收は比較的最近の現象で殆ど大部分は一九二七年以後に始まつたものであるが、現在ではそれ〴〵の縣によつて二〇パーセント乃至三〇パーセントに達し、しかもその負擔は貧困地方に於いて特に重く、極めて不公平である。例へば比較的富有な五縣を任意に選擇して地租の本稅、附加稅に對する平均率を求めると僅かに二五パーセントに過ぎず、同様にして選んだ比較的貧困な五縣については附

附加稅の平均が正稅の三倍半を超過してゐる。

この富有な五縣の中には土地課稅の總額が一畝〇六五仙餘に過ぎぬ場合も一つあるが、後者の五縣については平均額一弗餘に上りその中の一縣に於いては二弗八十仙に及ぶものすらある。従つて斯くの如き不公平の甚しい場合全省を通ずる一般的平均を求めるとは困難であるのみならず、假令それが與へられたとしても却つて正當な判斷を誤らしむるものであらう。斯くの如き不公平又かくの如き地方的附加稅の重荷でさへもそれが農民の負擔すべき全額であるならば、たとひ公正でないにもせよ大部分の場合にはまだしも忍び得るものであらう。更に不幸なことには徵稅制度がこれ重なる苛斂誅求を加へるのである。この徵稅制度の苛酷な事實は單に事實上の租稅負擔を益々重くするのみではない。大規模な

脫稅、特に最も負擔能力の大きな階級によつて行はれる脫稅を可能ならしめ稅收に意外な損害を與へる（或は稅率の實質的引下を行ふべき機會を失はしめる）のである。浙江省に於いても、他の諸省と同様に複雑を極める連鎖的徵稅制度の最も重要な場所には納稅者とその財産に關する唯一の記録として父祖傳來の徵稅書類を小脇に抱えた書吏が立つてゐる。この種の制度がいかなる程度の脫稅と誅求を含むものであるかを算定することは出来ないが、兩者共に極めて大規模に行はれてゐることとはあらゆる方面から立證し得る事實である。多くの地方に於いては小地主が合法、非合法の苛斂誅求によつて殆どなすところも知らず夜落の淵に沈んで行く。——しかし小作人の場合には莫大の支出が何等目に見える恩恵を齎らさぬだけに一層苛酷である。附加稅の徵收には「保安費」、「教育費」、「建



「設費」の名目が主として利用されてゐるが、農民にとつて保安費はそれ程利益はない。教育費も殆ど大部分は農村から徴収された金を杭州及びその他の大都市で消費されるのであり、建設費の大半を食ふ鐵道は僅かに二、三の地區のためにのみ有益であるに過ぎず、道路も農民はこれを殆ど利用出来ぬばかりか、課税の上に土地收用をさへ意味するものである。

中國の如き國狀に於いて地方稅收の重要財源を地租に求めなければならぬことはいふまでもなく、また同時に浙江省の土地課税の負擔が重いことも事實であるが、本調査に際し入手した決算報告に示された稅收の總額を見れば大規模な脱稅、不當な誅求、法外な不平等課税を除き經費を節約して公平な徵稅が行はれる限り、必ずしも過重負擔を課する必要はない筈である。徵稅制度を適切ならしむるならば、稅率の

引下を行ふと同時に稅收の現狀を維持し得るのみか、これが增收をさへ期待し得るものであらう。

しかしこの種の改革は難事の中の難事でもある。單に長日月を要するのみならず、これに着手しようとするればその最初の階段に於いては巨額の費用を必要とする。行政組織の徹底的改組を必要とし、また土地とその賣買の登記を常に最新のものに保つ調査の費用を缺いてはならぬ。しかしこの種の土地制度改革は、數年がかりの大事業になるが、ある種の改革が焦眉の急であることも同時に事實である。先づ直ちに着手しなければならぬのは、土地評價に關する最悪の變則を除去し、或は少くとも緩和し、徵稅を簡單にして公平を期し、且つ減稅を斷行することである。

八、地租や租稅が適當なものであるか否かは農民の負擔能力によつて決定

される。中國に於いて農民の勞働は低利資金の融通によつて助けられるのもなければ農産物の販賣、日用必需品の購入に於いて適宜の施設より援助されるでもない。農村の高利貸が要求する金利を明示すべき數字を求めるとは困難であるが、現在のやうな事態に對する最善の方法が組合の發展にあることは、既に多くの國々に於いて發見される事實である。しかし中國の組合運動は既に二、三の省に於いて賑災委員會の如き機關の指導下に開始され各省政府の積極的支持を與へられてゐるところもあるが、全體としては未だ初歩的發展の域を脱してゐない。例へば江西省は總人口二千七百五十六萬三千人の中、組合は僅かに約一萬名の組合員を有するに過ぎず、しかもその大多數が必ずしも積極的な活動をする組合員ではない。中國の組合數に關しては、ドラゴリーニ報告書に次の二表が擧

自一九二五年  
至一九三二年 組合成立統表

(中央統計司調書)

年度別性質別	一九二五	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	(一部)合計
信用消費	〇・二	三・七	二六・四	二五・七	三一・二	一一・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇
生産消費	一・七	四・三	八・六	二二・二	五三・〇	一〇・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇
販賣	三・三	〇・九	九・九	一四・九	五九・九	一四・四	一〇〇・〇	一〇〇・〇
購買	〇・三	〇・〇	一〇・〇	二〇・〇	四三・四	二二・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇
其他	〇・三	〇・〇	一・九	一七・三	五七・七	二二・一	一〇〇・〇	一〇〇・〇
總數	〇・三	三・三	二二・三	二四・九	三五・三	二八・六	一四・三	一〇〇・〇
人質別	二五	二六	五〇	七五	一〇〇	一〇〇	不明	合計
信用	六九・五	二二・五	二二・五	三・六	一・五	一・〇	〇・九	一〇〇・〇
消費	二二・七	一七・二	〇・九	九・九	三三・六	三三・六	五・七	一〇〇・〇
生産	四三・六	三三・三	一〇・三	〇・三	六・三	五・四	一・一	一〇〇・〇

組合員統計

げられてゐる。



利用	六六・二	二六・三	四・五	〇・七	二・三	一〇〇・〇
販賣	三一・二	三一・九	一五・六	六・三	一一・九	一〇〇・〇
購買	六九・三	一五・四	一一・五	一	三・八	一〇〇・〇
其他	一四・三	一	七一・四	一	一四・三	一〇〇・〇
全體比	六四・五	二三・九	四・〇	二・四	三・五	一〇〇・〇

一四

現在信用組合の組織及び管理はまだ高度の能率を擧げ得る程度には至つてゐない。

購買販賣組合の数は未だ信用組合より少いが、それがたとひ信用組合以上になることを要せずとも、同じ程度の必要を感じられてゐることは事實である。現在取引上の農民の位置が商人に比して著しく不利なことは、昨年十二月江西省調査報告にも指摘せられてゐるが、同報告の一部には次の如く述べてゐる。

租税及び小作條件の重荷に加へて、江西省農民は農産物の著しい値下りに悩まされ、更に農産物の地方的賣

値と大都會の現實的市價の間に多大の懸隔あり、この點にも困難を感じてゐる。同政府建設廳の統計によれば、江西省農民の賣値と上海の消費者の手に渡る際の市價との間には、十割以上の大差がある。省政府當局に於いては、この中間利潤問題が農村建設上最も重要な問題の一つであると重視してゐる。

多くの省、殊に江蘇省に於いてはこの問題を處置するため、農民のために倉庫を設備し、こゝに穀物を貯蔵して市價の値下りに際しては、その有利な回復の時期を待ち得る方法を講じてゐる。

九、交通機關の不備も亦農村經濟の障害をなしてゐる。近年飢饉のため陝西省に小麥輸送の必要を生じた際、その輸送費は鐵道による場合の見積額の四十倍にも達してゐた。しかし交通制度の改善の急を要する事實については中央政府當局に於いても既に十分認識してゐる。

十、全國經濟委員會は農業狀況に關する各種報告を入手して研究の結果、江西、陝西、甘肅三省政府の包括的農村振興案に對し財政、技術兩方面の援助を與ふことに決定した。

十一、江西省は最近數年間共産軍の蹂躪を受けてゐる。中央政府は茲に政

治上軍事上の主力を集中し、國庫收入のうち相當の部分はこの地區の軍政工作費に振り向けてゐる。

土地の墮廢、この種の長期内亂による社會關係の多面的混亂は農村復興の應急策を必要とし、中央政府が特に本省を選んで全國經濟委員會の實地活動を開始せしめんとした所以もまたこゝにある。現在のところ活動方針は未だ確定しないから同委員會調査團の提案を擧げる程度に止めることが適當であると信ずるが、その内容は次の三項に關するものである。

### 一、土地小作料と租税

農民の受ける經濟的な苦痛とこれより起る失望と憤激が江西省生活の各方面に影響してゐる。江西の現狀はこれがその重要素因をなしてゐる。

全國經濟委員會調査團の提案もまたこの難局に鑑み、徹底的措置が望まし

く、また必要であるとの前提に基いて行はれたもので、その提案事項中には小作農民が現在耕作する土地に對し、完全な私有权を認めて自作たらしめんとする案が含まれてゐる。江西省民の必要に最もよく適合する農村社會形態は自作農の社會をつくり、これに小規模のまたは適度な規模の土地を與へて家族労働または適度の雇傭労働によつて耕作管理せしむることである。従つて大規模な雇傭労働または小作制度によつて行はれる大規模な土地經營の制度を廢止し、小作制度そのものを特殊の條件または土地の性質のみに基く例外としてしまふことである。

前記調査團報告書の建言によれば、斯くの如き小作農の一般的解放を實行するに當つては、小地主の小作地貸付は地主、小作人雙方に便宜なものに限り少數存続せしめる一面、各小作人に見懸け上の所有權を與へることによつ

て、所有地全體を實際に耕作または管理せぬ地主が、小地主としての所有權を維持しようとする際、この請求に對する立證の義務を課すべきであるとなし、この改革の指導方針に關しても右報告書に若干の提案が含まれてゐる。

地租制度は今日の農村窮乏の核心をなすものであるが徵稅方法をも含む制度全體が改革されぬ限り救済の見込はない。實地調査の期間が短かつたためこの複雑な問題については調査團の専門家も詳細な提案をすることは不可能であつたが、近き將來に於いて何等かの行動をとるために、直ちに着手する必要だけは力説されてゐる。

しかしこの建言の如き地租改革案並びに地租附加税の累進税率の採用は、現在既に省政府が手を着け始めた土地登記制を急速に完成しなければ、實行不可能の問題である。

そこで報告書は省政府が既にこの方



面の事業に着手してゐる以上、これに補助金を與へ、必要な職員の手を貸して援助すべきであると提案してゐるが土地登記制度問題の全國的重要性に鑑み、この提案の如き援助は單に江西省のみに止らず、全國的にも多大の價值を有するものであらう。

### 一、組合

組合農民が信用を必要とすること、更にこれを獲得し得るための條件は、殆ど租税、土地小作料と同様の重要性を有する問題である。

特別の援助または組織を缺く場合には、農民は播種期より收穫販賣期までの短期信用を得るためにさへ多大の困難を感じなければならぬ。又たとひその目的を達したとしても、法外に高い金利を拂はなければならぬ。江西省ではこの種の必要から約三百の信用組合の組織を見るに至つた。この組合

運動は省政府及び飢饉救済委員會の創案と指導の下に現在の發展を遂げたものである。しかし前期の兩政府機關は同一建物中に事務所を有する事實にも拘らず、實際上は別々に行動してゐるために、事務所においても使用人員に於いても徒に重複する弊害を免れ難いものがある。また同時に組合員數も全體で僅かに約一萬名に過ぎず、少數の例外を除けば、現存組合中の大部分は信用事務のみに従事するものであるしかし農具の共同購入や農作物の共同販賣が農民のために多大の利益を齎らすことはいふまでもない。全國經濟委員會の技術家達は組合の組合員數とその機能を同時に擴大する必要を認め更に同省組合の中心機關を設立して農民のために或る種の資本、工場、倉庫等を與へ、農産物を有利な條件で處分し得るならば、極めて有益であるなし次の三項を提議してゐる。

### 二、社會改良

この外社會改良工作の現状は一般教育、專門教育、農事指導、衛生等に關し、未だあらゆる種類の活動を必要とする餘地を残してゐる。この目的に關し全國經濟委員會報告書の提案内容は左の通りである。

(一)省政府社會事業の中心機關を南昌に設置すること—この中心機關に若干の部課を置き、次の如き任務を分擔せしむること。  
イ、民衆教育及び農村訓練員の養成  
ロ、農業科を設け、農民の必要に應

じ實際上の必要を満たすべき施設を講ずること

ハ、衛生部を設け、實驗室的調査、衛生土木、省政府模範病院の新設、管理等を司るべき分課を置く、なほ本部は省政府衛生本部と呼んでもよい  
ニ、既述の如き組合中央部の設置、本項の事業に要する經費五十六萬弗は回收を要せざる基本投資とし、經常費は既存の省政府基金より支出す

(二)農業を中心とする十縣に農村社會事業の中心機關を設置すること—省政府の中心機關と同一の組織方針に則り、各自の分擔地區に於いて事業遂行の任に當るべき地域的機關をらしむ、その事業内容、次の四項を含むものとす。  
イ、大衆教育及び模範小學校  
ロ、農業試験場を設けて教師一名を

置き、農民のために實際教育を施す

ハ、組合の組織、經營を援助す  
ニ、衛生施設、特に應急醫療機關、助産場、衛生土木事業（模範井戸、共同便所、排水設備等）及び衛生教育を含むものとす

(三)避難民及び失業者に對する救急事業—避難民、失業者に對し食糧、住居を與へその健康上の助力を與ふ  
十二、西北地方が事業の對象に選ばれた理由は江西省の場合と異り、復興事業に對する援助よりは、むしろ飢饉悪疫の再發を豫防し、既に繁榮の域に達した諸省と地理上の不利を有する諸省の中間に横はつて農業上、文明上の境界を劃する大中心地帯の開発に相當なる基礎を與へることを目的とする措置が眼目である。西北地方は土地廣大にして人口稀薄、適度の灌漑を施すならば、元來肥沃な地質は二毛作によつて相當の農産物を出す事が出来る。

また一帶に山地多く、植林事業及び馬、牛、羊の牧畜に適する點では、南部中央部と大いに事情を異にする。農民も勤儉で仕事に熱心である。しかしこの反面に於いては水陸交通上の困難あり、雨量少く灌漑事業も未發達のため旱魃の被害は極めて深刻である。棉花はその栽培の種類が餘りに多く、至急改良の必要がある。植林方法もまた餘りに原始的で、自然林の保護は全く闕却されてゐる。家畜耕作の方法も極めて幼稚な状態にあり、一面家畜病、流行が甚しい。租税は請求に過ぎ、阿片の栽培面積はあまりにも廣く、灌漑事業の恩恵を與へられぬ地方に於いては農民性來の進歩的精神を失して絶望の淵に陥り、放逸な生活に走るものもある。

鐵道部、地質調査所、國際賑災委員會その他の機關によつて行はれた最近調査の結果は、一九三三年二月全國經



濟委員會の技術員が調査を開始するに當つても相當の便宜を提供したが、後者の調査にはスタム、バ博士、ブードレ、オケツキ兩氏も兩省の若干地區を選んで農村復興、灌漑、道路建設の計畫に參與するところがあつた。この調査の完了までには今後なほ六週間の時日を要するに至つてゐる。灌漑工作は甘肅、陝西、綏遠三省を指定地區とし、各省政府は國際賑災委員會の融通資金を得て既に一部の事業を進め、また全國經濟委員會の技術部に於いても研究中である。

この灌漑事業はその完成の曉、陝西省をして棉花栽培の好適地たらしむる點もあり、棉業統制委員會に於いてもその進捗に矚目してゐるものと諒解されてゐる。

陝西、甘肅兩省の連絡道路も昨年起工し、一九三四年中には完成を見る筈である。この建設費は八十萬弗を限度

として全國經濟委員會の補助を仰ぎ、完成の曉には全國經濟委員會でその交通監督の任に當るべく、これに要する經費五十萬弗も既に支出済である。別に西北方面に向けて計畫中の道路も一線あり、近く起工を見る豫定である。

江西省のために提案されたものと同様の衛生、助産の中心機關も主要交通路の沿線に設置され、病院の建設も行はれる筈である。ベストの流行中心地に關する調査、管理にも熱心な努力が盡され、また最近數年間農民に多大の損害を與へた家畜病管理のためにも、應急對策を研究中である。

この努力繼續の結果は、最近三年間に羊百五十萬頭、牛五十萬頭を失つたやうな大被害を將來について防止し得た點に現はれてゐると見られ、この廣大な地區を開拓し得た曉には國民經濟全體に更に一層の利益を與へ得るもの

と樂觀されてゐる。以上の目的のため、に當てられた豫算は總額二百五十萬弗である。

十三、全國經濟委員會の事業は江西省及び西北地方に於いては農事改良を目的として進められてゐるが、これが政府の構成機關として中國全體の農業政策について責任を負ふものでないことはこゝに明かにして置く必要がある。由來この種の權能は行政機關たる實業部に所屬するもので、同部は商工問題についても責任を有すると同時に、特に廣く農業問題に關心すべき立場にある。實業部は單に純然たる執行機關としての任務を果すのみならず、別に調査局を設けて最近二年間各方面に於いて實際上有益な調査を行つてゐるが、その中増産、家畜病防止に關するものは特に顯著である。また新たに志願通報員制度も設けられ約六千の通報員より地方農狀の定期的報告を集めてゐる

が、更に一九三〇年の土地法實施の權限もまた實業部に與へられてゐる。

一九三〇年土地法の性質は現實に適用さるべき法制といふよりはむしろ、將來に於いて完成せんとする制度の希望案と見られ、従つて中國土地改革の目標を示すものとして特別の興味がある。右土地法の内容は全體で約四百條項農業問題の殆ど全部を扱ひ盡してゐる觀がある。その全體的効果についていへば、これを實施した場合、現在の如く農民の個別的所有地が狭い關係から頗る高率な小作料を取られる小作人が最大要素である國から一轉して中國は小農の——然しその多くは自作農である——國となり、農民は極めてよく連絡された所有地を耕し得ることである。最も注目すべき條項は小作人が十年間耕作に従事した土地でその地主が不在地主である場合、小作人はいかなる形式の支拂もなしにその所有者とな

り得ることである。更に省政府當局はその必要と認める場合一人當りの所有地面積を制限し、超過面積は賠償の有無に拘らず、これを收用する權限を與へられてゐる。しかしこの法律の一般的傾向は必ずしも小作制度全體を廢止せんとする目的を有するものではなくむしろこれを改革して農民保護の目的を達せんとするものである。

小作料の制限についてもまた明確な規定が設けられてゐる。最高小作料は收穫高の三七パーセント半に制限せられ、小作人は小作料の支拂を怠り、または地主自身が耕作を希望する場合の外、小作契約に對して相當の保證を與へられ地主は擅に解約することが出來なくなつてゐる。地主が小作地を買却する場合には、小作人に購買の優先權が與へられる。小作契約満期の場合には小作人がその土地に施した改良設備に對する賠償規定が設けられ、耕作人

の改良に基く地主の分前として加算を許されない。

また最も趣味のある規定の一つは、耕地整理に關する條項である。一地區の農民が過半数絕對反對せぬ限り省政府當局はこの土地再分配を強制的に實行してその効果を擧げることが出来る。そのために損害を蒙る地主に對しても別に賠償規定が設けられてゐる。

租税問題についても週期的土地評價制を含む改革規定を設け、近代的習慣に従つて資本投下に基く改良については相當の手當が與へられてゐる。また小作人は地主に拂ふ小作料の内から租税額を差引することを許され、従つて課税負擔は結局地主の上にかゝる譯である。

中央土地局及び省土地局の設置規定もあるがこれ等はいづれも將來に對する計畫だけである。

十四、特に南昌行營の直轄下に置か



わてゐる湖北、湖南、河南、安徽、江西諸省の長江流域に於いては、事態の急迫から西北に對するよりは應急の行政措置を講ずる必要が感ぜられてゐる。この地方は各地に長期の内亂が續き、地主は共産軍のために驅逐されて、中央軍の奪回後歸郷したとしても、極めて困難な農村問題を生ぜざるを得なかつた。地權は地主と現實の耕作者との間に争ひの種を播き、所有權を立證すべき書類等も喪失して跡を止めず、人口の一部は小作制度全體に對する反對の氣勢すら示してゐる。この狀況に應じて秩序回復の目的を達するため、南昌行營に地主の舊所有地回復方法を主眼として幾多の法令を發布したが、その條項に關しては、ドラゴニー教授が政府の要請によつてこれを研究し、その結果は同教授の報告書中に詳述されてゐる。

十五、江西省に關する特殊問題の解

委員會第四次全體會議開催の前日に當り、軍事委員長蔣介石氏は土地制度に關し重大意見を打電して來たが、その全文は次の通りである。

本月十七日付汪院長の電報は確かに接受せり。赤匪の所謂農業政策なるものは、余をしていはしむれば、單なる戰爭の武器以外の何物でもない。青年將校の中には最初赤匪の巧妙な宣傳のために誘惑を感じるものがあるかも知れないが、一層の觀察を進めて見るならば、赤匪の所謂土地政策なるものが單なる強奪に過ぎぬことが分る筈である。國民黨員の中にも政府がこの種の土地政策を樹立、實行せぬ事實を不満とする分子がないでもない。しかししたとひ赤匪が土地政策を有するとしても、それは赤匪の政治的信條によつて決定さるべき問題である。もし吾々が彼等の政策を採用しようとするならば先づ、黨の綱領を捨て、福建叛徒

決は、僅かに中國の農業問題の一部としてのみ認められるに過ぎない、類似の條件は程度の差こそあれ長江以南の各省に殆んど共通に認められるところである。農民の彌増す貧困、土地所有制度に關しては望ましからぬ形式の普及、資本の農村逃避、農村企業の衰微等は到るところ緊急の度を増し、或る地方に於いては社會制度の徹底的變革さへ要求されてゐる。この狀況に鑑み、中央政府は農村振興委員會と稱する新機關を設置した。

十六、農村振興委員會は一九三三年五月成立し、財政、鐵道、實業三部長の外多數の著名な農學者、經濟學者が委員となつてゐる。中國に於いて土地政策の細目を決定せんとする場合、最も困難を感じることは社會、經濟條件に關する正確な調査が缺けてゐる事實である。従つてこの委員會事業は現在までのところ、全く調査研究の範圍に止

の如く黨名から改めて掛らなければならぬ。赤匪の土地政策は單なる戰術的手段に過ぎない。先づ赤匪は農民を誘惑する好餌として土地の再分配を行はふといふかも知れない。しかしその後にはその誘惑の目的を達した曉には、最初に彼等自身の黨員に肥沃な土地を與へ、次に残る土地を全く個人的な好惡の感情に基いて分配するに過ぎない。更に赤匪は代理耕作制度をも認めてゐるから、彼等の手で虐殺された舊地主に代るべき新地主の階級もまた程なく勃興して來る。農民が汗の結晶を儉約し、貯藏しようとする傾向を示す場合、赤匪は屢々これに對抗する目的を以つて彼等の所謂農場調査運動なるものを起し、新地主に「富農」の名を與へてこれを區分する。最初の土地再分配に當つては、多くの場合地主達は家族諸共殺害の憂目に遭ふ。農場調査運動の時に當つては、新地主は再び

まつてゐる。同委員會は先づ現地に駐在する中央政府機關の職員並に統稅局員に依頼して、從來は特に事情の知れなかつた廣西省を含む七省の調査を行ひ、各省より小作料地租土地所有權制度地質氣候收穫狀況組合の發展程度につき報告を集めた。この調査の方法は各省より少數ながら十分と認められる數の縣を選び各世帯主、地方官憲縣政府に調査用紙を送つて回答を求めたもので、既に二省分の調査結果は中國語で發表されてゐる。その他製茶、搾乳、棉花栽培についても事の農業に關する限りは、出来るだけ詳細に數回の調査を重ね、全國經濟委員會に於いても是と略々類似の方針に従つて別に調査した。上兩者の結果をつき合せて意見を交換した結果、近く若干の建言事項を含む報告書を發表し得る運びに至つた。

十七、中國の最高機關たる中央執行

嚴罰に處せられ、その穀物財産は暴力を以つて強奪されて行く。これは土地の私有を禁じて「赤色貧困」の期間を延長し、貧農を赤匪の隊伍に編成して戦線に送らうとするためである。これが赤匪の戰術である以上、農民は常に彼等の甘言に陥られて來たといふべきである。その農民に與ふる被害は最も慘憺たるものあり、農民は屢々土地を失つて餓死に瀕するに至るのである。赤匪はその陰謀を蔽ふために農業政策といふ美名を採用してゐるに過ぎない。従つてその罪たるや、歐洲に於いて自由の假面を被るものに千倍するといふべきである。わが國民黨の土地均分計畫をこれと比較することは出来ない。所謂農業政策には兩面がある。第一には土地再分配の問題を處理し、第二には土地の開發、整理の問題を取扱ふことがこれである。いま中國は耕作面積の不足を感じることもなく、これを相



當に配分してなほ餘地を見出し得る状態にある。しかしこの土地が緊急の整理を要することは事實である。人口稀薄な地方に於いてすら、數百畝（中國一畝は日本の約六畝二十四歩一譯者）乃至數千畝の土地を所有するものは殆どない。大部分は三、四十畝程度に止まる地主である。従つて余の見解によれば、土地の再配分問題よりは開發、整理問題の方が遙かに焦眉の急であるといへる。

土地の再配分問題に關しては、土地均霽の制度を確立することが國民黨の既定方針である。大地を耕す者のすべて土地を與へることが究極目的である。土地の開發、整理の問題については協同と集團耕作によつて實行さるべく、これによつて農村復興の目的達成を期することが出来るのである。階級闘争反對はわが國民黨の既定方針である。従つて土地の再配分は平和手段によつ

てこれを遂行することを要し、地を耕す者のすべてに漸次その分前を保證する理想に近づくものでなければならぬ。

昨年中豫鄂皖三省剿匪總司令部より發布された土地整理法に關する規定によれば、土地の私有權は明かに確認され、保護の手段が請ぜられてゐる。しかしこの私有權には二つの制限が設けられた。（一）地主は同一村落に居住する農民のすべてに對し、その耕作のために均等の機會を以つて所有地を提供することを要し、（二）同時に所有地は一定の最大限度に制限せられ、超過面積の所有者は累進税を課せられるのである。この課税によつて生ずる収入は農村の事業資金に當て、これによつて地主の投資を農業企業以外に振向け同時耕作能力を有する人民には耕作の土地を供給して流血の慘を避けることが出来るのである。農民に十分な土地を

保證するため、地主、自作農、小農の組合組織を奨励して土地の開發に協力せしむる方法も講ぜられてゐる。

賣地が出た場合には、必ずその部落組合に購買の優先權が與へられ、これによつて漸次一部落の耕地はすべて漸次に組合の所有に移す方法を立ててゐる。耕作の能力がないものは組合員たる資格がないが、この能力を有するものは自發的に脱會せぬ限り耕作すべき土地を與へられる。同時に土地賣買の必要がなくなり、土地の再配分に伴ふ一切の不正を避けることが出来るやうにもなる。組合の農場はこれを組合員の手に分配して耕作をする、たゞその所有權を組合に残すだけである。この特權に對し組合員は組合に一定の小作料を納入するが、この金はまた直ちに耕作方法の改良のために使用される。従つてこの種の組合を組織することは單に土地の開發、整理を容易ならしめ

るのみならず、實際の耕作に従事せぬ地主の存在を漸次抹消するために役立つものである。

そればかりではない組合が土地を購入しようとするのならば、これに要する資金は銀行界からも融通することが出来る。従つて政府に於いては起債または土地收用の強制手段をとる必要もなくなつて来る。また土地の再配分の比率は組合自身がその組合員の必要に應じて決定する。従つてソヴェエト制度に於いて不可避な不公平も避けることが出来る。土地の開發整理の計畫を進めて行く間には、最後には自ら協同と集團農法の目的を達することが出来るのである。

以上の計畫は既に各方面の剿匪地區に於いて剿匪總司令部の實施するところである。未だ完成の域に達したといふことは出来ないが、組織的計畫を立て、各實施地區の特殊事情に適應せしめ

てゐる。之が少くとも實行可能である

ことは事實である。恐らくはわが國民黨の農業政策をなすものといつてよからう。余が土地問題に關し以上の如き意見を開陳したのは單にこの問題に關心を有する同志諸君の参考に供せんとする他意はない。余が同志諸君に希望するところは、この特殊の問題に對する國民黨の立場を忘れず、所謂農業政策なるものに關する共產黨の宣傳に誤られぬことを祈るのみである。剿匪地區に於ける前記計畫の成功は専ら諸君の努力に負ふのみならず黨國の將來も亦諸君の掌中にあるのである。土地問題に關しこゝに余の見解を表明すべき本電報を送ると共に、將來も肅清匪區の状況については定期的報告を引續き提出する意向である。 蔣中正

十八、この電報を受取つた行政院は特別委員會を任命して一般的土地政策樹立のためにこれが慎重なる審議に當

らしめた。

同委員會は聯盟のアーサー・ソルダ卿、スタムバ博士及びブリアン・クロゼン氏を招いてその意見を徴しつゝ、數回に亘る會議の結果、問題の重大性とこれに適當なる調査を缺く事實に鑑み、原則論の解明以外には具體的對策を建言し得ない旨を行政院に返答した。

そこで國民黨中央執行委員會第四次全體會議に於ては、この問題を再び中央政治會議に廻付することに決定した。

この決定の結果、國民政府はかねてより農業問題の研究に着手中であつた内政、實業兩部に對し全國經濟委員會と協力して三人委員會を組織し、農業の現状につき一切の重要關係事項を含む包括的研究を命じた。同委員會の事業は單なる調査に止らず、六ヶ月内に調査を完了して改革案を具申すべきものと諒解されたのである。



全國經濟委員會に於いては目下江蘇、浙江兩省の調査に加へて、陝西、甘肅兩省に於いても若干の特定地區について調査し、同時に農村金融の問題も研究中である。將來全國經濟委員會顧問委員會に於いては技術的書記部を設けこれに三人委員會に對する資料提出を命ずる筈であるが、右資料の蒐集、編纂には聯盟技術員も參加する豫定である。

最初の調査に着手すべき問題の一つには、土地登記制の實現性に關するものが豫定されてゐる。何等かの土地調査なしには、地租改正を行つてこれを生産的にして公平な財源とし、これに伴ふ一切の社會的、經濟的効果を擧げることが殆ど不可能である。しかし普通の方法によればこの調査費用は禁止的である。全國的調査を實行するためにはいかに、内輪に見積つても一億五千萬弗を要するが、最近にはこの點に

關し航空機の使用によつて調査費を徹底的に緊縮し得るのではないかといふ意見も出てゐる。土地登記の問題で費用のかゝる部分は一枚毎の地面について

### 第三章 棉業

棉業統制委員會は一九三三年十月十六日成立し、委員は上海商業儲蓄銀行總經理陳光甫氏を委員長として棉花栽培業者、仲買人、紡績業者の利益を代表する委員二十一名より成り日常事務は常務委員五名を擧げて管理に當らしめてゐる。

もし中國が工業國たり得れば、紡績業に各種工業中最も重要な産業である現在について言へばこの産業に投下された資本は比較的大であり使用職工も各種産業中最も多い。その上中國の事情を些細に見れば日英兩國とは異り單に棉業を維持し得るのみならず、原料

て所有者を發見することではなく、その土地を測量して境界を定めることである。

を生産する長所がある。國內の十一省は棉花栽培に適する一切の自然特徴を備へ陝西、河南、湖北、山東、江蘇の如きは最良の棉花地帯である。陝西省の如きは灌溉さへすれば、これも棉花栽培の好適地に變へ得る。

しかし現在中國の棉花生産量は自國棉業の需要を満たすに足らず、一九三二年度に於いては棉花輸入の總額二億三千三百萬元に達し、中國の入超額の四分の一以上に達してゐる。現在棉花の需要は一年間に少く見ても一千二百萬擔に上るが、農民の生計が裕となれば棉花に對する需要量もまた増加を續

けて行く筈である。斯くの如き現状の供給不足の原因を考ふるに一部中國棉花栽培地區の生産率が低いこと、また一部には棉花そのもの、質が低劣なことに見出されるが、その兩者の原因は共に不良種子の使用である。既に棉業統制委員會の初歩調査の結果判明したところによると、中國に於いて最も普通の種子を使用する場合、棉花の一畝當り平均收穫量は五分の一擔に過ぎない。ところが、改良種子を使用すると同一地質の土地か五分の四擔を生産することが出来る。しかし中國種棉花の品質不良は單にその生産高が少いといふのみでなく、更に重大な不利さへある。紡績工廠は最も粗悪な綿布を製造する時以外は、棉花の供給を外國に仰がなければならぬからである。

金を現在のところ自國に生産し得ぬ機械その他の必需品に廻はすことが出来るわけである。そこで棉業の全般的改良を依頼された委員會としては初步工作として先づ種子の改良から着手しなければならぬ理である。棉業統制委員會では棉花栽培業者の間に組合運動を普及せしめることによつてこの目的を一部達成しようとしてゐる。農民に改良種子を配給する場合、組合最も便利である。また同時に棉花栽培業者のために有利な賣値を保證することも出来る。一體農民は、棉花が米や小麦ほどの利益を齎さぬ場合之を栽培する筈がない。現在の省市制度では、生産者と買主との間に多くの仲買人が割込んでゐるので、生産者の所得は殆ど生産費に足りないのである。そこで棉花販賣を目的とする現在の組合運動は二、三年前上海の一銀行の手で著手され、現在組合員はその數一萬に達し、

棉業統制委員會ではこの工作を更に擴張し得るものと希望し努力しゐる。これ等の組合は棉花栽培業者のため有利な賣値を保證し、從つて生産を奨励する以外、棉産の品質改良のために利用することが出来る。従來中國棉業の不利は主としてその製品の品質に信頼を置かれなかつた點にある。中國棉は米棉に比較して現實に數元は低廉であるが、紡績業者は中國棉を買はふとしないのは挾雜物即ち砂や小麦の混入することが多いからである。棉業統制委員會では各組合に一名づつこの技術員を所屬させて棉花の買付標準化を行はふとする案を提出してゐる。つまり一定の標準に達しない棉花を不合格として排除し、相當の統制の効果を擧げようとしてゐるのである。

同委員會はこの組合組織案のほかは棉業改良の中心機關を南京に設け各省政府建設廳と協力前記各省中の五省に



主眼に進んで来たものである。

め得るであらう。かくて同委員会は試験的な第一年度に於いては原料改良を

### 第四章 絹業(略)

### 第五章 水利事業(略)

### 第六章 公路

一、最近五年來、各省政府の公路建設事業に非常な進歩を示してゐる。これは一九二五年以來全國を席卷した一般維新運動の一部分であるとも見られ治安維持、行政的秩序、政治的統一のために、交通機關の系統的組織が缺くべからざる要素であることを理解されたためであらう。省内に公路が出来れば、地方官憲の政治が容易になり、強制力を増し、旅客、貨物の運輸方法が備はる結果經濟的發展を扶けること

にもなる。しかし近代的交通機關に至つてはまだ殆どないと云つていゝ程である。中國の鐵道線延長はまだ一萬三千千にも達しないが、これに對して聯邦は七萬七千、英領印度は三萬二千、米國は四十萬を有する。では中國が鐵道に於いて缺くところは公路によつて補はれるかといへば、それも事實ではない。昔は相當よい郵便公路の系統も有つたが、清朝以後全く廢廢に歸したまゝである。農村地方の公路

類似の機關を設置しようとしてゐる。これ等改良機關の任務は(一)改良種子の實驗及び普及(二)棉作統計の作成(三)肥料の研究(四)棉花栽培業者に技術的知識を與へる宣傳等である。同委員會の最終目的は棉業を整理し統制を與へ、各企業の財政に組織を與へ、舊式機械を廢して營業方法の合理化を計るにある。この目的のために一特殊金融機關の設置計畫も立案されたがその詳細辦法は研究中である。また同委員會は國內の工科大学中最大のもの三校を選んで補助金を與へ特殊訓練を指導することになつてゐる。中央研究院でも同院に特別機關を設けて各種特殊問題の産業調査を繼續せしむる案について協議中だ。技術的調査研究の諮問に應ずる目的を以つて全國經濟委員會が創設したこの統制委員會は、目下これ等の會談の結果を綜合中であるから恐らく本年中にはその報告を取纏

は羊腸たる隘路に過ぎないが、貨物の輸送は大部分驢馬、一輪車または人間の背によつて行はれてゐるから、有史以來何千年の間中國の交通はこの小徑によつて事足りてゐたのである。

二、公路建設事業の初期に於いてはその工事は省政府または地方軍閥の必要に應じて自然發生的に起つたもので計畫上の相互連絡を缺くため、折角の工事も徒勞に終る場合が多かつた。従つて中央は公路に對して何等の責任もとらぬ状態にあつたから、全國經濟委員會の創設に至るや、先づ公路局から組織して懸らなければならなかつた。同委員會の道路政策は省政府や民間の利害關係者と協力し、適當と認めらるゝ道路に對し工事基金を融通してその事業を奨励、監督せんとするにある。各種の公路系統に對する選擇權は中央政府の手にあり、一般政策と國防上の利害を考慮した上で決定されるのである

る。この方針に従つて一九三二年には江蘇、浙江、安徽三省公路建設計畫が出来上り、續いて同年中にこの三省公路と湖北、河南、湖南、江西の隣接四省を結ぶ工事計畫も完成した。公路局は建設さるべき道路の位置、性質種類を決定して、特定の場合には工事費の三二パーセント前後まで低利金を融通する上、省政府當局に對してはそれぞれ必要な助言や、専門技師の援助を與へてゐる。この政策は相當に道路建設を促進する効果を擧げ、最近二年間だけでも、全國經濟委員會の助力を得て開拓された公路の總延長は約四千千に達してゐる。

新しい土地を開く公路を作るためには、既存の道路を二つ結び付ければよい場合が多いから比較的小額の建設費を以て一萬二千千以上の公路連絡を完成することが出来た。次表は各省別の新公路延長を示すものである。

省名	千	數
江蘇	二、四一六	
浙江	一、六〇二	
安徽	二、〇九二	
江西	二、二二四	
湖北	一、八三三	
湖南	一、三九八	
河南	二、一一一	
總計	一三、六七六	

この建設費用は一軒當り僅かに六千弗餘に過ぎず、一九三一年五月以降一九三四年四月までの間に公路建設の目的を以つて全國經濟委員會より各省當局に融通された資金總額は三百九十萬二千弗である。

三、公路工作は全國經濟委員會の獨占事業ではない。従つて、各省政府を設いて積極的道路政策を採用せしむることは、さほどの難事でもなかつた事實をこゝに繰り返して述べてもよからう。いま一九三三年度の各省別既成道



路料数を挙げれば次の如くである。

省名	料数
江蘇	二、四一六
浙江	一、六〇二
安徽	二、〇九二
江西	二、二二四
湖北	一、八三三
湖南	一、三九八
四川(註一)	三、九八〇
西康(註二)	五七五
福建	二、四四九
廣東(註三)	一〇、七〇〇
廣西	三、八九六
貴州	一、一六五
雲南(註四)	一、三四四
河北	一、九五一
山東	六、八八五
山西	二、〇二五
河南	二、一一一
陝西	一、一六九
甘肅	六三七

青海	一、一七三
遼寧(註五)	二、四二〇
吉林(註六)	二、一五五
黑龍江(註七)	一、九七〇
熱河	二、三三〇
綏遠	四七八
寧夏(註八)	二、五五〇
察哈爾	三、七五七
外蒙	三、一七六
新疆(註九)	一、三二五
西藏	一
總計	七一、七五六

を結ぶ九千二百餘りの道路が完成してゐる。しかし公式に道路として報告されてゐるものよりちにも、全國經濟委員會道路局の標準に達せぬものは相當あり、殆ど荷車用の踏み習し路程度を出でず、輕量の運輸交通によつてすら苦もなく破壊せられ、大雨の時には用をなさぬものが多い。

四、公路處の組織は運輸課、擴張調査課、土木課の三分課からなり、建設事業の主要中心地にはそれぞれ出張所が設けられてゐる。同局從來の事業は交通取締法規の起草、公路技師の短期講習、博物館及び圖書館の設置、公路辭典(中國語)の發行、公路技師の登記等であつたが、公路建設の最適型を發見するために南京附近に數ヶ所の扇形地區を選り公路工事の實驗に従事してゐる。

五、全國經濟委員會が國內交通の一般政策について、特に中央政府より考慮を命ぜられた事實はないが、公路處

政策の指導方針を決定するに當つては鐵道が、またある程度までは水路が、現在の交通幹線をなし、近い將來に於ても必ず同様の重要性をもつことを前提として出發してゐる。従つて道路はこれらの幹線に對し、いはゞ培養者の役割を果すものと考へられ、新工事の設計に當つては、原則として現存交通路線を補助、連絡するに止まり重復を來さぬやう注意されてゐる。事態の變化により現在以上に大規模な鐵道新設工事を起し得るに於いては、現在の道路計畫またこれに従つて修正を要する。粵漢鐵道工事の再開、遠く西北の農地に及ばんとする隴海鐵道の延長工事、揚子江の下流に沿ふ浙江、湖南兩省運路鐵道工事等が實現するにつれてこの大鐵道工事時代はいよいよ接近するものと信ぜられる。

六、凡そ一國の交通系統を規劃するには、いかなる程度の輸送機關が必要

であるかを調査しなければならぬがこの問題は地理的、經濟的情勢によつて決定される。先づ中國は農業が最大の要素をなす國である。工業地帯も漸次發達はしてゐるが、農業地帯に比べて遙かに小さい。天津(人口百三十一萬九千)、北平(人口百四十九萬二千)、上海(人口三百二十五萬九千)、南京(人口六十七萬二千)、漢口(人口七十四萬六千)、廣州市及び同附屬地帯(人口百餘萬)の各地に於いては、營利的乗合自動車業の發達、ガレージ、ガソリン・スタンド、修理工場の設置は近年相當に顯著なるものがある。

しかしその他の地方に於いては、中國はあくまで農業國である。人口の密度はそれぞれの地方によつて著しい開きがある。一九二六年の郵政局調査に依つて重要地區の人口密度を示せば左の通りである。

省名	總人口(單位千名)	密度
浙江	二四、一四〇	六五七
江蘇	三四、六二四	八九六
安徽	二〇、一九九	三六八
江西	二七、五六四	三九五
湖北	二八、六一七	四〇〇
湖南	三五、二九〇	五二二
河南	四〇、五二九	四八六
甘肅	一七、二二三	五九九
陝西	七、四二三	二二八
山西	一一、一五三	一四九
福建	一四、三三〇	三〇九
廣東	三六、七七六	三六九
廣西	一二、二五八	一五九
(以上南華地方)		
山東	三四、三七六	六一四
河北	三八、九〇六	三三五
四川	五二、〇六四	二三九



江蘇省江寧縣や四川省の成都近郊の如きは、人口が稠密なため普通の農村地帯といふよりは一大都會地區と見られるところもある。斯くの如き地方に於いては、現在または將來高速運輸機關、恐らくは自動車に對する相當な需要、または増加發展の可能性が認められる。

人口密度の比較的稀薄な地方に於ては、運輸機關は先づ貨物の運搬を目的としなければならぬ。従つてその産物の種類によつて速力の必要、不必要重量、容積等を考慮しつゝその型を決定することになり、第一の要素はそれが低廉を要することであらう。この國の農民は運輸機關の速力が遅いことには慣れきつてゐるから、一時間に五哩も走れば十分に満足する。原則としては、これを五倍して自動車の平均速力に達しようなどは考へてもゐない。現在までのところでは、地勢を異にす

るに従つてそれぞれの土地に適當する差別的な交通制度の如き、またこの國に於ては、豫め確固たる計畫を立て、作らうとされたことはなく、むしろ單に地方的慣習を守つてゐるといふに過ぎない。従つて僅かに華北地方で馬や駱駝が耕作に多少使用されてゐるのを除けば、運輸上の主要動力は人間、労働馬及び騾馬の三者に限られてゐるのである。

七、江蘇省その他數省の統計を基礎として公路處が作成した次の運輸費比較表は非常に参考となる。積荷の種類はその容積及び輸送上の危険性に應じて分類されてゐる(單位元)

運輸機關の種類	運輸費(重量一噸距離一杆に付)
第一種積荷	〇・一七〇〇
第二種積荷	〇・一一〇〇
第三種積荷	〇・〇九三〇
第四種積荷	〇・〇六八〇

貨物自動車	馬、騾馬、騾馬	手押車	汽船及ランチ
第一種積荷	〇・二〇一〇・三〇	〇・〇八一〇・二〇	〇・〇二一〇・〇五
第二種積荷	〇・二〇一〇・三〇	〇・〇八一〇・二〇	〇・〇二一〇・〇五
第三種積荷	〇・二〇一〇・三〇	〇・〇八一〇・二〇	〇・〇二一〇・〇五
第五種積荷	〇・〇四五〇		
第六種積荷	〇・〇三五〇		

用自車の稀なことは、歐洲の鐵道に於ける家用客車と同様であるともいへよう。營業地帯や主要都市を除けば現在のところ自動車は私營であれ公營であれ團體的に所有經營されてゐるに過ぎない。この種の既成會社には大體四種類あるが第一の種類は都會地に於て經營され、原則としては相當の利潤を擧げてゐる。或る經營路線については、民間企業に特許權を與へられてゐるものもある。

七省内中補助道路現狀調査表(全國經濟委員會公路處)

省名	路名	區名	間車台數	旅客	一日運轉數	運貨	一日運轉數	平均客貨物	收	經營者備考
江蘇省	鎮江	揚州	三五	三三	〇・〇四	二二	〇・〇〇	二二〇〇元	民社間	
	上海	浙江	一〇	三三	〇・〇三	二二	〇・〇〇	二二〇〇元	省政府	
	南京	浙江	三〇	三三	〇・〇三	二二	〇・〇〇	二二〇〇元	民社間	
	福州	浙江	三〇	三三	〇・〇三	二二	〇・〇〇	二二〇〇元	同	

第二の種類は鐵道がまだ重要都市なり省政府所在地になり到達してゐない地方に存在するものである。例へば龍海線の終點である瀘關と甘肅省の首都西安との間に横たはる百七十四杆の道路には二百軒餘りの自動車屋が營業し、しかもその大部分は僅かに一台の自動車有するに過ぎない。第三の種類は旅客の定期輸送機關で、その距離が長く鐵道との連絡がないために人口稠密な重要中心地から隔離されてゐるもの

または國內または國外の遠く離れた鐵道と連絡しやうとするものである。乗合自動車業は九百餘哩の自動車道路を有する湖南省の如き二三の省に於いては鐵道の例に倣つて時間表や一定の間隔を置く停留場も設けられてゐるし、道路の監督も行はれてゐる。次の表は七省内の道路一切に於いて經營される乗合自動車業の業態を示すものである。















各種エンジンの実験が必要なことは明白である。またいかなる型の動力機関が最もよくその国の必要に應ずることが出来るか、これを様々の種類のエンジンについて実験するだけの興味が必要なことも明かである。

この場合考慮すべき問題は少くないが、その一つは自動車の型が變れば、道路の型もまたこれに従つて變らなければならぬといふことである。現在中國で建設されてゐる道路は大部分輕裝路である。殊に華北には、舊式荷馬車の兩輪によつてすら苦もなく破壊されてしまふものがある。この事情から一切の乗合自動車に對し道路の使用を禁じようとする運動も起つたことがあるが、幸にして現在では終熄を告げてゐる。しかし重量の大きい型の乗用車や貨物自動車に適當する道路を作るためには、相當の大資本と高い維持費を覺悟しなければならぬ。これ等の考

慮から一部の地方、たとへば南方の廣西省などは道路建設事業の先鞭をつけた地方でありながら、前記の運動が起つた當時、省内に鐵道が敷かれてゐないのを遺憾とし、馬車を以つて道路の運用を計る可能性に重きを置いて考へた結果、道路に對する破壊力の激しい自動車は極く少数に限るといふ風を馴致するに至つた。また馬匹の産を有する西北地方を含む數省の如く、馬車の必要を強調してゐるところもある。公路處の一九三三年度計畫中には様々な型式の乗物——即ち機械力によるもの、馬に曳かせるもの、機械的考案の助けを借りて人力を用ゐる可能性に適應するもの——の研究が含まれてゐる。十一、全國經濟委員會の一九三三年度公路建設計畫は左の通りである。前述の七省公路計畫はこれを繼續實行し、一九三三年度に豫定された道路建設工作の結果、約四千八百軒の新自

動車路を聯省公路系統中に加へる。またこの公路系統を七省以外の諸省に延長する事業を起し、一九三三年度に於いては、この目的のために六百九十一軒の公路建設事業が豫定されてゐる。西北開發計畫に關し、陝西、甘肅兩省に於いても道路事業に着手するが、一は蘭州、湖州線の蘭州、古浪間の工事、他の一つは西安、漢水線の起工がそれである。また西安、蘭州間の公路改良工事の完成も提案され、全國經濟委員會は同公路の重要性に鑑み、甘肅、陝西兩省當局と諮つて西安、蘭州を結ぶ乗合自動車運輸の管を整へ、これに要する經費は豫算面既に計上済である。この道路は陝西省の首都西安府と甘肅省の首都蘭州を結ぶのみならず、中國中部と人口稠密な中央亞細亞以西とを結ぶ歴史的通路の一部とするもので、昔の絹商人の隊商隊が西域と取引するために小亞細亞地方に出た時の道

筋は、この公路に沿つたものである。

全國經濟委員會は窮狀特に甚しき西北地方の場合に限り、建設費四割負擔の原則を離れて全額を支辨する筈である。

全國經濟委員會は兩省政府と協力して兩省にそれぞれ一名の道路維持主任を置き、この供給の一部を負擔することに同意し、既にその經費は本年度豫算に計上済である。また湖北、江西兩省に於いても、全國經濟委員會は聯省公路建設事業の監督機關の維持を負擔する筈である。

鐵道の延長事業に於いては相當の遠い將來のことながら隴海鐵道を延ばして中央亞細亞鐵道と結び、これによつて歐州と連絡しようとする遠大な計畫もあるが、その距離は數千哩にも達してゐるから、鐵道連絡の完成を見るよりは、自動車運轉の方が遙かに早く實現することは確實である。公路處は一九三二年一月以來その技術的事業に關し、聯盟の運輸交通課を代表する波蘭土木省顧問M・Sオケツキ氏の援助を與へられてゐる。

第一表 七省連絡公路建設費豫算

省名	建設費(土工費を除外)	全國總額補助額
江蘇	三九一、八七三、四〇〇	六二、〇〇〇
浙江	七九四、三三九、〇〇〇	一三五、〇〇〇
安徽	四四一、七五、〇〇〇	四七、二〇〇
江西	二、八三一、九〇〇	九六、八〇〇
湖北	五九四、二、三七〇、九〇〇	八八、四〇〇
湖南	三〇三、一、〇七四、九〇〇	四二〇、〇〇〇
河南	一、三九六、四〇〇	四二六、六〇〇
豫備金		四一四、〇〇〇
總計	四、四二一、一五、四八一、一〇〇	五、五五〇、〇〇〇

第二表 七省連絡公路一九三三年度延長工事豫算

路線名	工事地域	距離	工事の種類	杆當り工事費(土工費を除外)	建設費(同上)	全國委貸付額
南坪—江山線	南坪—楓嶺	二三四	路床、橋梁、暗渠	三、六〇〇	八四二、四〇〇	三三七、〇〇〇
漂水—建甌線	建甌—八都	一三七	同	同	四九三、二〇〇	一九七、三〇〇
南坪—丈亭線	南坪—丈亭	三二〇	同	同	一、一五二、〇〇〇	四六〇、八〇〇
豫備金						三〇四、九〇〇



總計

六九一

四〇

備考—南坪、江山線及び漂水、建甌線の工事中、浙江省内の地區に關する建設費は第一表の豫算中に含まれてゐる。  
第三表 西北諸省重要公路建設豫算

路線名	工事地區	距離	工事の種類	料當り工事費	建設費總額
西安—蘭州線	西安—蘭州	七八〇	改良工事	五〇〇元	三九〇,〇〇〇
蘭州—肅州線	蘭州—古浪	二〇〇	路床、橋梁、暗渠	一、五〇〇	三〇〇,〇〇〇
西安—漢口線	西安—車橋寨	一五〇	路床、橋梁、暗渠	八〇〇	一二〇,〇〇〇
	車橋寨—漢中	三〇〇	及び改良工事	二、五〇〇	七五〇,〇〇〇
總計		一、四三〇	路床、橋梁、暗渠		一、五六〇,〇〇〇

第四表 重要公路路面改良工事費

工路名	工事地區	距離	工事費	全額委貸付額	總計
南京—杭州路	句容—溧陽	一五	二二,九〇〇	五〇,〇〇〇	七二,九〇〇
	宜興—東塘				
總計			二二,九〇〇	五〇,〇〇〇	七二,九〇〇

十二、一九三三年度に於ける聯盟運輸交通課の協力は公路處の方針に基く主要問題若干の研究に於いて豫定されてゐるが、その重要性については既に前段に指摘した通りである。この研究事項中には、

(一)選定地區に適應した道路の最良型

(二)公路の運輸方法

(三)燃料供給問題

(四)乗物及び動力の種類

の四項を含み、これが技術的關係書類は國際道路會議に出席すべき中國代表團によつてゼネバに携行される筈である。

右代表團員は運輸課の招請による各種技術委員會員または獨立の専門家と協力して、現在調査中の問題數種について検討を試みる筈であるが、この研究に續いて中國は國際的經驗を有する専門家にして、その意見を求むる必要ありと認められるもの若干名を今秋

中に招聘する豫定である。

また運輸交通課は前述の一般問題、殊に燃料、動力に關する數種の問題につき特に研究を命ぜられた中國技術員のために、各種の技術的研究所、實驗所に於いて格別の便宜を計るやう要請される筈である。

一般經常費及技術員人件費七五〇  
豫備金 四三六  
合計 一五,〇〇〇

### 第七章 衛生(略)

### 第八章 教育(略)

### 第九章 (第二章から第八章までの摘要)

一、いま全國經濟委員會の一九三四年度事業計畫を語るためには、先づその豫定事業を決定した經濟的條件について論じなければならぬ。従つて最初は豫算の概要を擧げ、その後には計畫の主要細目に入る事が便宜であらう。	衛生	五〇〇
二、全國經濟委員會の事業經費割當額は左の通りである(單位千元)	棉業	一,〇〇〇
	絹業	七五〇
	江西省	一,九〇〇
	西北地方	二,五〇〇
	全國地質調査會燃料研究費	一〇〇
	經濟調査費	二〇〇
	製茶試驗場補助金	六四

更に七十萬弗の豫算を以つて右七省連絡公路を隣接諸省に延長する。

八十萬弗を投じて陝西、甘肅兩省の幹線道路を建設し、更に五十萬弗を以てこれに必要な運輸機關を整備する。

衛生 五十萬弗の豫算を以つて鄉村衛生實驗處の事業費及びこれに關聯する人件費に充てる。

棉業 豫算額百萬弗の主要使途は組合の獎勵、技術的方法の研究、宜州機關の設置による棉作改良事業に向けら



れる。

絹業 改良蠶種の飼育、養蠶技師の訓練、養蠶家の指導、近代製糸工場に對する補助等を以つて豫算額七十五萬弗の使途とする。

江西省 本省振興事業費目は左の通りである(單位千弗)。

組合(購買販賣組合を含む)の維持擴張費及び中央統制機關の設置費

五〇〇

大衆教育費、農業指導所設置費、省立模範病院、衛生試驗所設置費

五六〇

省内十大市場地の社會事業施設費

三六〇

避難民、失業者應急救濟費

三〇〇

人件費及び豫備金

一九〇

合計

一、九〇〇

西北地方 豫算額二百五十萬弗の使途内譯は左の通りである(單位千弗)。

一、三〇〇

公路計畫

燃料問題調査—全國地質調査所

改良道路及び動力、乗物の最適型に關する調査—道路處

これの調査研究に關し、聯盟の運輸交通課が協力を求められてゐることは前述の通りであるが、この調査の實行方法に關する意見を求めるため、若千名の中國技術員が今夏ゼネバに派遣される筈である。

水利事業

水利事業處は目下關係資料の蒐集に従事しつつあり、その結果は一九三四年秋中國に來着すべき専門家より豫め意見を求めるため、近くゼネバに送附される筈である。

棉業統制委員會

國立中央研究院は目下棉業調査所の設置案について研究中である。

土地政策

顧問委員會は第二章第十八節の三人

耕作家畜獎勵費

四〇〇

衛生施設、家畜醫療施設

三〇〇

農事組合費

四〇〇

經常費及び豫備金

一〇〇

四、棉業及び絹業に關する計畫はそれぞれ關係團體の代表者を委員とし、獨立の委員長を有する自治委員會に一任されてゐるが棉業統制委員會の權限は、同委員會組織命令によつて「全國の棉花栽培業及び紡織業を指導、監督し、これが統制の任に當るものとす」と規定されてゐる。

絹業改良委員會の權限は「中國絹業を指導監督し、これが調整することにあるが、同委員會組織命令中この權限に關する條項には次の如く規定されてゐる。

絹業改良委員會はその統制を漸次全國全體に及ぼす目的をもつて、先づ一定の地方、範圍を限りその統制權を施行することを得。

委員會のために技術書記部の事業を促進すべく、調査員を指名する筈であるが、特に航空土地調査の方法について研究すべく、技術的書記部の事業に對しては聯盟の協力を求めてゐる。

一般經濟問題

輕工業の現状及び將來に於ける發展

一、前に述べた全國經濟委員會の工作は單に國民政府の建設事業の一部をなすものに過ぎない。その他の建設計畫は、政府の關係各部を通じてそれぞれ實行されてゐる。

從つて國民政府の建設事業について考へる場合、全國經濟委員會と關係の無い部分の建設計畫を除いていふならば非常な誤解を免れぬであらう。この部分の事業も既に相當の進捗を示し、

五、顧問委員會は中央研究院幹事長を委員長として構成せられ、全國經濟委員會秘書長、地質調査所長をはじめ現在國民政府全體として施行中であるところの包括的調査事業の主任職員をこれが委員としてゐる。同委員會の目的は全國經濟委員會に對し、その所屬機關が必要とする技術的諮問に應ずることあり、全國經濟委員會の計畫は一々この顧問委員會の意見を聴取するのみならず、同委員會に於て發案した事業計畫を全國經濟委員會に當て提案することを得るものである。顧問委員會はまた經濟建設計畫によつて必要を生じた調査、研究事業の割當、統一を行ふ權限を與へられてゐるが、この種の問題は既に前段に述べたるが如く、全國經濟委員會の計畫に關し、多數の必要を見るに至つたので、顧問委員會はその調査委員會に關し次の如き割當を行つてゐる。

性、關稅政策の及ぼす影響の分析、貨幣政策が經濟發展に及ぼす影響等の問題は、顧問委員會の監督下にある中國人經濟學者若干名が目下國內、國外の各地に於いて調査中である。この調査についてもまた聯盟の協力と援助が要請されてゐる。

## 第十章 汪院長所述の政府建設事業概要

一、前に述べた全國經濟委員會の工作は單に國民政府の建設事業の一部をなすものに過ぎない。その他の建設計畫は、政府の關係各部を通じてそれぞれ實行されてゐる。

從つて國民政府の建設事業について考へる場合、全國經濟委員會と關係の無い部分の建設計畫を除いていふならば非常な誤解を免れぬであらう。この部分の事業も既に相當の進捗を示し、

經濟的不況や政治的不安による特に困難な事情のもとに遂行され、かくて完成された事業の結果については何れも多少の感銘なしに見られぬものばかりである。從來この種の努力は主として電信電話事業の發展統一に集中されて來たが、その結果の重大性より特に注目されるのは、鐵道網の擴張及び中國商船の内河航行を發展せしめんとする政策がその緒についたことである。



二、鐵道と道路の關係に就いては既に第一章に於いて述べたところであるが、中國のために如何なる政策が最も有益であると決定されようとも大規模な經濟的開發を望むためには大いに鐵道網の擴張を計らねばならぬことは自然の理である。現在のところ中國は僅か七千哩の鐵道延長を有するに過ぎないが、その内二千哩はあまり重要でない支線によつて占められ、線路や車輛も傷んだままに放置されてゐる。一九一一年以來は新線の建設も殆んど行はれてゐない。

最近二年間の中央政府鐵道建設成績は左の通りである。

粵漢鐵道 本鐵道は起工以來最近二十ヶ年間は未完成のままに放置されてゐたが、對英國賠償金の借款により、一九三六年までに完成を見ることになり、華北と華南を結ぶ幹線となる筈である。

隴海鐵道 目下陝西、甘肅兩省への延長計畫を進めてゐる。本年十月までには陝西省の首都西安まで開通する筈である。

浙江、江西、湖南三省連絡鐵道 この新線の建設は全部中國人技師の手によつてなり、完成の曉には長江流域諸省を連絡するものである。

最近二十年間に亘つては、鐵道建設事業は殆んど行はれなかつたのであるから、その復活を見たことには相當の意義が認められる。この點から見て汪精衛行政院長の二月十九日付聲明のうち次の部分は特に注目を要するものである。

鐵道の建設を行はんに巨額の資本を要することは明である。故總理は中國が經濟的發展に遅れた事實を認識し、中國鐵道企業に對する外資誘致の政策を唱導せらるゝところがあつた。吾人もまたこの政策を遵奉す

四四

るものであるが、かゝる投資を誘致するためには、先づ適當な保證を與へると共に現存契約に關する鐵道當局の信用維持を必要とする點については十分の認識を有するものである。従つて政府は常に信用問題に對し深甚なる注意を怠らず、特定の條件を備ふる場合に於いては單に外國の經濟的協力を歡迎するのみならず、債權者の利益擁護のために能ふ限りの努力を盡さんとするものである。現在のところ未だ鐵道借款の延滞金を直ちに償還し得る状態には至つてゐないが、政府は債權者と鐵道の相互利益を適當に擁護するものである限り、その未拂借款の書替によつて満足すべき協定に到達せんとする決意をもつてゐる。最近二年間には鐵道事業に關する内外債々務のあるものについて償却、書替を行ふための實際的辦法を講じて來たが、そ

の債務の種類は(一)鐵道資本、(二)鐵道材料の債務、(三)短斯借款の三種に分けることが出来る。第一の種類のに含まれるものの中には津浦、滬寧、滬杭甬、道清、開洛の諸鐵道借款があり、既にこれが償還辦法を得て一部にはその實行に着手したのものもある。北寧鐵道の債務の如き既に契約の條件の通り完済されたものもある。最近二年間に於いては從來鐵道材料の供給によつて起つた債務の書替が行はれ、英米兩國債權者との間に總額一億萬元に達する書替協定が成立した。第三の種類に屬する短期借入は大部分中國諸銀行より行はれたものであるが、其の償還辦法も出來て既に一部は實行済である。政府の鐵道關係債務が全部以上の如く書替られ、償還されたといふのではないが、この現在の方針を繼續、發行して行くなれば、いつかは一切

の債務を償還し得る時期に到達する筈である。外國債權者は、中國政府が契約期限までにその債務を完済し得なかつたといつて非難してゐる。この契約不履行は吾人もまた遺憾とするところであるが、一面に於いては次の二點に對して外國債權者の注意を喚起しなければならぬ。先づ第一にはこの不履行の原因が時として豫測を許さぬ突然の政情變化にあつたことである。この種のことには單に中國のみに限つて起る現象では無く歐米にも見らるゝ現實で、その原因が複雑である以上、契約の當事者なり環境なりを任意に一方だけを特に責めることは出来ない。例へば一九一四年世界大戰の勃發を見るや、諸外國の各種財團は中國政府との間に結ばれた借款契約の條項を實行すること能はず、その結果中國に於いては二、三の鐵道工事を中止するの

止むなきに至つたが、中國側では既に拂込まれた資本に對する利子を拂はねばならなかつたのであるから、その財政的損害は非常に大きなものであつた。しかしそれだからといつて債權者の上に全部の罪を看せることは出来ないが、同時に中國政府のみを非難することは出来ない筈である。また世界的經濟不況や銀價の低落も大いに政府の負擔を増すものであると同時に、鐵道收入を減少せしめた相當有力な原因である。經濟不況とその影響は天災地變と同様でいづれの國でもこれに有効に抵抗することは出来ないものであるから、獨り中國のみを責めることは、殆んど公平の念を缺くに近い。第二には、外國側は國民政府が決して滿期債務の償還を回避しやうとする意志を持たぬことを諒解すべきである。政府は常に債務履行の方法を



見出すべく焦慮してゐるのであるが、先づ第一の緊急事は鐵道事業の一般的復興である。収入が増せば債權者の利益も一層十分に擁護される道理であつて、政府は外國側債權者がこの目的のために協力されん事を切望する。政府が鐵道借款の對外債務完済の決意を有することは最近二年間に大多數の債務を完済し、これによつて契約履行の希望をも能力をも同時に示した事實が最も明瞭な證據である。もし外國側債權者がこれ等の事實を認識し中國政府の當面しつゝある困難を理解するならば、その同情的協力によつて當事者雙方の利益を促進し得るものであらう。

三、行政院長の聲明は、最近二年間に行はれた他の建設事業の状況にも言及してゐるが、中國海運界の發展を目的とする次の政解明は特に興味が多い部分である。

海運界の現状は國民的恥辱である。内河航行の事業も通商海運の事業も未だ共に外國商社の手に独占されてゐる。造船所も中國人經營のものは江南、馬尾兩造船所の二社に過ぎず汽船會社は中國招商局があるのみである。招商局は創立以來既に六十餘年の歴史を有するが、その事業は經營宜しきを得ぬため漸次衰退に傾いてしまつた。その他中國人の個人經營になる汽船會社もあるがその数は極めて少い。造船業は一隻の汽船を造るにも數百萬弗を要する事情から巨額の資本を必要とする。政府は中國招商局を接收して國營機關とすることを緊要と認め、その株式を買収して改組に要する管財人委員會を組織した。國營に接收後の成績は相當改善の跡を認むべきものあり、昨（一九三三）年上半年の収入はその總額約三百六十六萬元に達し、前年同期

に比し三〇パーセントの増加に當つてゐる。同時に老朽船舶、倉庫、碼頭の修理も行はれ更に上海、香港、廣東航路に就航すべき海洋汽船四隻、上海、漢口、宜昌航路に就航すべき河用汽船三隻を新に購入した。これ等の新船はいづれも今秋より就航し得る豫定である。

てゐる。歐米に於いては一地區の電話線は一地方の中心地と結ばれ、之を通じて間接に他の地區と連絡されてゐるが、中國に於いては政府で手を着けるまでこの種の組織的連絡がなかつた。

政府は目下江蘇、浙江、安徽、河南、山東、河北の諸省に於いて此の種の統一的制度を確定せんとし、對英國匯賄償金より借款を得て江蘇省に於いては既にこの種の事業を完了し、目下安徽省に擴張を計畫中である。

中國の外國電報通信は主として海底電線によつて行はれてゐる。従つて從來各大電信會社との間に締結されてゐた協定を改訂しその條件を改善して電信權を回收し得るならば中國のためには相當の利益と認むべきである。この點に關し英米國との間に無電連絡が開始されたのは本年度中の顯著な事象である。斯くの如く國外との接觸は保たれてゐるが、未だ國內中央部から邊境

への電信機關がない。僅かに江西省西安府の無電臺が遠く西北と通信し得るのみである。察哈爾、綏遠、甘肅、青海、寧夏、四川及び西康の各省に於ける無電臺の設置や南京と四川、西藏とを結ぶ電線工事はいづれも本年度中に起工を豫定されてゐる事業であるが、以上の事柄から一般的にも經濟的にも重要性を有するものと認められる。

五、最後に擧げられるのは航空事業の發達である。行政院長はその從來の成績と目前の計畫について左の如く説明してゐる。

商用航空事業の分野に移つて政府事業の跡を顧り見るならば、二つの郵便旅客航空路がそれ／＼統監部の監督下に中國航空、歐亞航空兩公司の手によつて經營されてゐる。中國航空公司は一九三三年までは上海漢口間、上海北平間の二線に過ぎなかつたが、政府の努力によつて

第一の航空路を成都まで延長し、新たに四川省への空路を開拓することが出来た。更に上海北平間の舊航空路は開設後一時中止されてゐたが、現在では沿岸航空路に改めて經營中である。上海廣東間の航空路も全然新たに開拓せられ、現在では成都より貴州省貴陽に至り、更に雲南に伸びる新航空路も開設に努力しつゝあり試験飛行は既に完了してゐる。

歐亞航空公司の經營にかゝる航空路は上海と新疆省吐爾蕃を結びこれより蘇聯邦を経て伯林に至るものである。しかし上海、迪化線は開設後數ヶ月にして新疆省の混亂のために停航せられ、現在では甘肅の省都蘭州止りになつてゐることは遺憾であるが、目下これが至急復活の方法を考慮中である。

前記航空路のほか歐亞航空公司は蘭州、西寧（寧夏）間、迪化、伊犁間、



通化、タシケント間等に二、三の支線を開通した西安北平間の航空路も既に開通してゐるが廣東、漢口、西安間の航空路も既に新設辦法を決定

し、廣東漢口間は數回の試験飛行が好成績に終つた結果、廣東飛行場の完成を待つてこの區間だけは直ちに開航する手筈になつてゐる。

### 第十一章 結論(技術合作の方

#### 法の建議)

一、以上の諸章に於いて余が試み來つたところは、聯盟の各種機關が關係するを工作概括的に叙述することであり、從つて二、三の外國人専門家の報告書にも屢々言及する必要を生じた、め、聯盟機關が建設事業に對して貢獻し得るところについては、恐らく誤解の虞れなしといひ得ないものがあるかも知れない。一體外人専門家が中國に行つて働く場合、その中國のために役立つ程度は、單に彼が中國の事實から先に呑み込んでかゝらなければならぬといふ必要によつて制限される

のみではない。その國土風物については普通の外人旅行者が僅かに一小部分だけを行つて見るに過ぎず、その國民に對しては言語に不慣れな爲殆ど直接の關係を持ち得ない國に於いて、各般の事實が有する眞の意義、重要性、その相互關係に對する理解に乏しく、先づこの點から十分に補つて行かなければならぬといふ必要によつてもまた制限されるのである。外人専門家に對して中國人は極度に愛想よく、實に下にも置かね待遇を與へるので、外人側は屢々事の眞相を見誤り、彼の中國人の同

僚が彼のために一切の必要な知識を與へ、關係文書を絶えず彼の理解し得る言葉に翻譯するためにはいかに大きな努力を必要とするか、また中國人専門家が彼と共同の研究に従事する場合その資料の選擇に當つて同僚がいかに大きな責任を感じてゐるかを見落してしまふことがある、たとひ中國の事態が今日あるが如く複雑を極めたものでなくとも、近代社會の發展途上に於いてそれ〴〵異なる段階に適しい各種各様の習慣、傳統が、現在中國に於いては殆んど汎ゆる分野に於いて同時に共存する事實に鑑み、外人専門家が唯だ専門の分野に關し自國に於ける經驗だけに頼まなければならぬものであるとすれば、彼の任務は一層困難である。外人専門家は先づ自國以外の國々の實際事業に關し、微に入り細を穿つ底の知識を必要とする。否、それが實際の經驗であれば猶更結構である。殊に現

在中國の行政當局、技術當局の當面しつゝある程の重大性を有する緊急問題によつて生ずるところのものについては、是非とも十分な認識を持たなければならぬのである。

二、民國政府に於いては屢々外人専門家を雇傭契約を結び、各部門の行政機關、これに所屬する技術部門に於いて或は一時任用の顧問とし、或はまたその職員として使用してゐる場合が多數ある。現在この種の外人雇傭者は既に相當の數に達してゐるが、國內工業化の過程が進み、その技術的組織の擴大を必要とするにつれて更にその數を増すものとさへ見られる。この點に關し現在の取極に従へば、民國政府は聯盟の駐華技術代表部を通じて顧問の人員を得られるもので、余はその現行協定についていま改訂案を提出しようとするものではないが、聯盟を通じて外人専門家を雇入れるといふ一般的習慣

を確立することが、果して得策であるか否かは未だ十分検討の餘地がある問題である。斯くの如き習慣が固定してしまへば、その結果として生ずるものは、在華外國人技術家の中に既に現在あるがまゝの型のほかに、新たに別の型を作り出すことである。殊に政府各部、各種の國立研究機關、省政府等は從來接觸を保つて來た多數の公私紹介機關を通じて、或はまた直接に適當な人物を雇ひ入れる方法を今後も繼續して行くであらうから、殊に一層この傾向を増すものといはなければならぬ。また聯盟を通じて雇はれた職員は特別な條件を與へられるものであると考へたり、聯盟との間に無制限な關係を有するものと考へたりする傾向を馴致しないでもない。これによつて生ずる聯盟の責任は恐らく理事會が敢へて負擔しようとする底のものではないであらう。

三、聯盟の命を受けて中國に派遣される技術家には、その果すべき特別の役割がある。聯盟、將來に於いても依然としてこの種の派遣員を求むる要請に接するであらうし、また現に一九三四年度の合作案については、更にその範圍を擴張しようとする提案も行はれやうとしてゐる。この場合特に想起されてよいことは、一九三一年全國經濟委員會が創設された際、國民政府は「聯盟の經濟、財政兩課と全國經濟委員會の常設諸機關との間に絶えず接觸を保つ」旨事務總長との間に協定を結び、「統計その他の情報を相互に交換す」との取極が出来てゐることである。技術合作が現状の如き新段階に到達した結果、この種の接觸維持とその接觸の適當な組織は近い將來に於いて實現を希望されてゐるのである。

余はこの機會に於いて中國に於ける技術連絡の目的を以つて聯盟豫算中に



計上されてゐる融通資金の效用を一層十分に發揮せしむべき（殊に理事會の技術代表部をこのうちに包含すべき）（註一）若干の提案を事務總長の手許まで提出したい。

全國經濟委員會常任顧問委員會は經濟的調査及び企畫を目的とし、前述の如く、國立中央研究院幹事長、全國地質調査所長、中國政府調査所長及び全國經濟委員會秘書長によつて更正される機關であるが、その所屬研究機關のために一九三一年の取極に於て計畫された通り、聯盟の南京事務所より定期的情報を入力し得ることを便宜とするであらう。全國經濟委員會が具體的行動を取らんとして多數の問題を選んで調査、企畫を行つてゐる際、前記の聯盟兩陣中いづれか一方より經驗ある高級職員を選んで、それぞれ一定の期間内南京に駐在せしむることは特に望ましいことである。

聯盟の技術機關によつて任命される専門家に關しては、その任務が明確にその範圍を限定された個別的問題又は集成的問題について諮問に應ずることを以つて主眼とすることを理解されなければならぬ。中國側はこの諮問を行ふに先だち、先づ中國に於いて必要な技術的調査研究を遂げることが要するが、これは中國側の技術當局、行政當局、各種研究機關及び個々の専門家の手によつてこそ最大の効果を擧げ得る問題である。國民政府の諮問に應ずべく選任された派遣員の出發前には、適當な國民政府側技術員が能ふ限り必要な準備書類をゼネバに携行するやうにしなければならぬ。この順序を履んで行けば派遣員は渡華の航海中にも若干の進歩が得られ、從つてその任期も短縮することが出來よう。また諮問事項は原則として既に中國側が豫定済の行動に關するものでなければなら

ない。顧問の人選は特に重視すべく、國際的權威を有する技師の専門家に限らなければならない。

特殊にある計畫なり政策なりを實施する段階に於いて、聯盟技術機關の代表の任期延長を希望される場合には、この代表の人選は常に原則として彼が代表する國際的機關の運用方法を熟知し、同時にその經驗が單に彼の中國のみに限られてゐない人物を擧ぐべきであることは明かである。いかなる行動の展開にも必ず附隨する新問題、新狀態、新局面を實際的に検討することがこの代表の義務であるから、彼が先づ考へなければならぬことは、その關係する事業を成功に導くためには、いかにして外國世界との間に必要な技術的接觸を確保するかといふことである。この代表が中國々内を旅行するために特別の便を與へられるならば、その中國側同僚は隨時彼の出張を

求め、二つ以上共通の計畫についてはその實現を促進することが出来るであらう。

（註一）事務總長と協義の結果、この事務所は一九三三年十一月在南京國際聯盟技術機關情報處と命名された。

四、中國に於いて建設事業の成功を見込み得る最大の希望の一つは多數の國民が各種技術事業の分野に於いて多面的活動に従事してゐる事實である。彼等は世間的名聲を捨て、奉公の精神に就き、事業の成績に對する興味に導かれつゝ、着實に事業を進めてゐる。いづれも政治的綱領、政體の變化に伴ふ幻滅を味つて來た人々で、國內的には天災内亂の苦痛を嘗め、國際的には重要係争問題に關する協力手段の無効を痛感してゐる。彼等は積極的開發事業に一身を打ち込み、また一部は現在の環境のうち祖國を最もよく建設すべき

企畫に没頭してゐる。彼等が背景とする確實な技術的知識は一部分は中國に於て一部分は外國に於て獲得されたものであるが、現在世界の主要國に於ける經濟機構の運用に相當の考慮を費した結果、財政、經濟、工業、農業等公共生活の分野に於ける西洋的習慣、また多くの場合には外國の公共政策の基礎をなす原理について著しい——そして恐らくは一般的に疑ひのない——洞察力を有するに至つてゐる。つまり今日の中國は自國の技術的要求と必要な改革または改良事業の型について明確な理解と必要な技術的専門知識を有する人々に頼ることが出来るのである。二、三の専門的領域を除けば、この種の人物はその青年の同僚達と共に順調な一般的條件の下に於いては緊急の事態に善處する能力にも恵まれてゐるが、一局、一課の責任を負つて仕事をしたことのあつたものは極く少數に過ぎ

ない。彼等が現在世界の主要國の當面する問題とその對策について有する知識は、一般に正確であり、屢々よく啓發された考へをすら持つてゐるが、例外的な場合を除いては、まだ海外に出て公共生活、産業施設または經濟政策の實際に確然たる關係をつける機會には恵まれてゐないのである。

五、聯盟の技術機關の組織構造は相當の融通性を許すものであるから、將來これを利用して合作方式の缺けたところを補ふ適當な方法が發見出來る筈である。中國専門家の海外訪問が重要なことを従來の場合よりも一層十分に認めなければならぬことは明かである。現在の中國では、外國との接觸を保つものは主として外交官や外國語に通曉した特別の有識者のみに限られてゐる。經濟的公共生活に於いて責任のある位置についてゐる人々の間に保たるべき相互の技術的接觸は確乎たる組



織的基礎の上に置いて今後益々増進を計らなければならぬ。聯盟事務局や國際勞働局に行けば、最近十四年間の世界が大戦から芽生えて来た經濟的、社會的秩序から現存する活潑な進化を讀んでゐる新秩序に移らうとする過渡期に於いて、經濟、社會、政治の新條件に再適應しようとする熱心な努力を續けつゝ獲得された極めて特異な技術的經驗、獨特の材料が豊富に利用し得る筈である。現在世界の進化過程に参加する上に於いて中國は恐らく他の多くの國々よりも急激な變化を受けてゐる。一九一一年、一九二五年、一九二七年の三回の革命はこの意味深い變化途上に於いてそれ／＼に異なる段階をなすものと認められる。その出發點は國內政治の舊式制度、舊式な傳統的對外關係、經濟活動、教育制度等の舊習から脱却しようとする解放運動として起つたものである。現在の段階の

特徴は經濟的、財政的發展を求め、社會的變形と新しい政治的變革の方向を求めんとする探究にある。この過程の或る局面については既に前述したところであるが、聯盟の技術合作は、諸外國にあつて經濟的活動、社會的、經濟的改革の分野に於いて政策を樹立し實施する技術的責任を有する機關に働く人々との間に緊密な實行的結合の便宜を計ることを以つてその目的としなければならぬ。次に擧げる六項の如きは、恐らくこの種の結合關係の具體的形式の一部であるともいへよう。

(一)聯盟事務局及び國際勞働局の職員の指導と經驗を以つてこの兩機關が有する資料を組織的、計畫的に利用せしむること。

(二)國際決済銀行書記部との間にも特別の取極を設けて歐米諸國の經濟的企業委員會及び類似の有力機關について同様の便宜を計り得るであら

5。

(三)聯盟及び國際勞働事務局の各種技術的委員會、小委員會は本章第四節に述べた能力、關心を有する人物中より見出さるべき中國人専門家に對し、これ等の委員會の會議に積極的參加を求めのみならず、特にその具體的研究に参加を求めること。

(四)中國の建設事業に影響する或る種の技術的問題に關しては、外國に於いて經濟問題、産業問題の研究に従事する有力機關に對し中國人専門家の參加を諒解條件としてその實験的調査その他を依頼すること。その參加方法の如何が一々の調査問題の性質によつて決定されることはいふまでもあるまい。

(五)聯盟衛生課は從來中國政府の上級技術員に對し外國の類似事業について必要なる特殊經驗を獲得し得るやう便宜を計る方法を實行して來た

が、これを他の分野にまで擴張すれば有益なことは明かであらう。

(六)最近中國政府教育部より國際智的協力協會に提議された如く、中國の青年學生の海外留學を指導する方法を適當に實施するならば、その將來は極めて重視すべきであらう。

各種の懸案、個人的經驗に關して建言するべき適當な方法については、なほ聯盟の各技術機關、國際勞働局との共同検討の結果を待つて提案したいが、その可能案について詳細な検討を終つた後には、常任顧問委員會及び國際勞働局より具體案を提出し得る筈である。

六、國民政府の中央當局が全國經濟委員會の一九三三年度事業のために最近二年間の支出總額に三倍する一千五百萬弗の豫算を割くことに最後の決定を與へた事實は、中央政府が適當と認めて一定事業の分野に於ける指導を與

へんとする地方の省政府當局に對して當獎勵と援助の効果を期待し得るものである。これによつて經濟開發の全國的機制がその基礎として得る確乎たる基礎工は既に出來上つた譯である。

三年前全國經濟委員會を創設するに當り國民政府が希望したところは、この種の全國的機制を創り出すことであつた。同委員會はこの三年間に於いて幾多内外の困難と闘ひつゝ發展の途を辿らなければならなかつたのであるから、その組織型態が現實の情勢と接觸しつゝ形成され、その結果、政府機關としての地位及び行政的權能を決定する上に於いて相當の融通性を必要としたことは、敢へて奇とするに足りない。その常務委員會は國內の最高要職にある有力人物を網羅してゐるから、これによつて實際工作に必要な信用設定に關し、彼等の監督下に同情ある研究企業を行ひ、同時にその責任をとるこ

とが出来る。また聯盟との間に、或は聯盟を通じて、行ふべき技術合作の諸提案は必ずしも全國經濟委員會が直轄事業として遂行し、またはその資金を供給するものに限られた譯ではない。技術的性質を有する國民政府各部、各機關との協力を含むことを得、又實際にも含まれてゐるのであるが、その協力に必要な協定は常務委員會を通じて行はれ、一切の合作案に對する決定權を有するものはこの常務委員會に外ならないのである。

七、現在の合作は一九三一年に成立し、一九三三年度に於いて繼續實行された協定を基礎として今後も續行されるべきである。將來これを實行するに當つては、聯盟技術機關の構成法によつて許され、且つ今日の變化ある政治的經濟的秩序の要求に適應すべき融通性を帯びて行くであらう。その目的は中國の技術的事業と諸外國の類似事業を



結合せしめ、これによつて同時に中國の經濟的開發を目的とする國內機構の基礎と機能を強化するために貢献することである。

八、アーサー・ソルタ卿は最近全國經濟委員會の招聘で中國に滞在すること三ヶ月、その間經濟上、財政上の時事問題について研究を遂げ、同委員會の求めに應じ、現代中國の經濟財政状態に關する調査報告書を最近完成したが、その報告書中に論述されてゐる事項は次の通りである。

世界的不況時に於ける中國、弗貨幣、その他の中國貨幣、銀の上海向流入、對外支拂勘定、貿易勘定、物價の低落、貨幣制度と内外の諸條件に關する貨幣政策、外資の中國向再輸入、中央及び各省政府豫算、公債問題、農業生産問題、工業化問題、鐵道問題、道路問題

ソルター卿の右報告書は資料豊富であり經濟發展策の實行に資すべき價值をもつものである。

## 中國現行輸出入稅率表

國民政府は一九三三年五月二十二日從來の輸入稅則（一九三一年一月一日實施）に全般的改正を加へ、更に一九三四年二月一日より新度量衡法を採用して從來の英米度量衡或は相制のもの

をメートル法に改正、これを以て課稅單位としたが、今回又もや廣汎なる範圍に亘り稅率の改正をなし七月二日公布、翌三日より實施した。輸出稅率も同じくメートル法によるものである

が、これは一九三一年五月一日國民政府令にて發布、同年六月一日より實施されたものを一九三四年六月十九日附にて修正し同月二十一日より實施したものである。徵稅單位は輸入稅の場合が金單位に依るに對し輸出稅の場合が從前海關兩に依つて行はれてゐたところ、銀元本位貨即ち國幣の決定によつて、一九三二年三月十日よりこの國幣を以て徵收することとなつた。國幣一元は品位八八、純銀含有量二三、四九三四八瓦にして一〇〇海關兩は國幣一五五、八〇元に相當する。尙輸出入とも目下規程稅率の他に海關附加稅五分、收入附加稅五分、合計正稅の一割に當る課稅がある。

### 附註

一、本稅則に規定されたる貨物にして若し明記されたる範圍を超えたる容積にて輸入される場合は、總て規定

されたる標準により徵收するものとす。

二、第一類、第二類、第三類及び第四類に關する注意。

(イ)織物或は莫大小にして二種以上の纖維より成るものは、各種纖維の重量が五%を超えざる場合は分類上の變更を來さず

(ロ)棉花、亞麻、苧麻、大麻、黃麻羊毛及絹（純絹又は人絹）の製品にして、製品原料と相違する材料に依り、縫飾りテープ、かぶり縫又は面飾等の加工を施せるものと雖もその分類上變更を來さず

(ハ)一部レース、トリミング、その他の裝飾を施せるものは普通稅率の外に從價五%の稅金を課す

三、第四類に於て「絹」とあるは「人絹」を包含するものとす

四、一海關金單位は純金六〇、一八六六應にして日本金〇・八〇二五圓、英

國金一九、七二六五片、米國金〇・四〇弗、佛蘭西金一〇、二〇九七七法に相當し、國幣元との比價は絶えず

### 輸入關稅定率表

- 第一類 棉花及綿製品  
生綿布—漂白及染色綿布—捺染綿布  
—雜綿布—棉花、綿糸、其他綿製品
- 第二類 亞麻、苧麻、大麻、黃麻及同製品
- 第三類 羊毛及同製品
- 第四類 絹及絹製品
- 第五類 金屬及同製品  
鑽石—金屬—金屬器具—機械及器具  
—車輛及船舶—其他金屬製品
- 第六類 飲食料品及藥材  
水產物—肉、罐詰、其他食料品—雜穀、果實、藥材、種子、香料及蔬菜類  
—砂糖—酒、麥酒、燒酒及清涼飲料  
水
- 第七類 煙草類

變動するものであるが、一九三四年七月四日に於ては百金單位は二〇〇、一九元（天津稅關）であつた。

- 第八類 化學藥品及染塗料  
化學製品及製藥品—染料、顔料、染料及ワニス
- 第九類 石鹼、油脂、蠟及樹脂
- 第十類 書籍、地圖、紙及ウッド・パルプ
- 第十一類 畜產品及同製品  
皮革、毛皮及皮製品—骨、羽毛、毛髮、角、筋、牙、貝殼及同製品
- 第十二類 木材、木、竹、籐、棕、藥及同製品
- 第十三類 石炭、燃料、ピッチ及タール
- 第十四類 陶磁器、珪那鐵器及硝子
- 第十五類 石材、泥土及同製品
- 第十六類 雜品



第一類棉花及び綿製品

品目	(舊税率)	(新税率)
	單位 税率	單位 税率
▼生綿布 (金單位)		
一、金巾、シーチング及天竺布平織のもの		
(イ)巾八二種以下		
(一)米當り重量一四〇瓦以下	一米〇、〇三八	一米 据置
(二)同	一四〇瓦以上	同 〇、〇四三
(ロ)巾八二種以上一〇二種以下		
(一)米當り重量九〇瓦以下	同 〇、〇三六	同
(二)同	九〇一瓦以上	同 〇、〇四三
二、綾綿布及細綾綿布		
(三筋組或は四筋組)巾八二種以下	〇、〇四三	同
三、模造土布巾六二種以下	從價 三五%	從價 同
四、ケムブリック、寒冷紗、モスリン、ブローケイド (單糸のもの)	從價 三五%	從價 同
綿緋鞋織、模様入金巾	同 二五%	同
五、絹及絹ブローケイド	同 二五%	同
六、綿クレープ巾八二種以下	一米〇、〇三七	一米 同
七、綿サーヂ、ダイアゴナル、トウイル等	從價 二五%	從價 同
八、サテイーン・ドリル	同 二五%	同
九、ポプリン	同 二五%	同
一〇、模造ポプリン、コードレップ	同 二五%	同
一一、綿帆布及小倉(色織物を含む)	同 二五%	同
一二、綿フランネル、フランネット(平織又は綾織)	同 二五%	同
(イ)巾八二種以下		
(ロ)同八二種以上一〇二種以下	一米〇、〇五九	一米 同
一三、綿天竺絨、ブラツシ、其他起毛綿布	從價 二五%	從價 同
一四、列記せざる生綿布	同 二五%	同
▲漂白及染綿布		
一五、金布、シーチング及アイリツシ平織、晒せるもの		
巾九二種以下		
一六、綾綿布及細綾綿布(三筋組又は四筋組)晒せるもの	一米〇、〇五	一米 同
巾八二種以下		
一七、晒天竺布及メキシカン巾八二種以下	同 〇、〇四九	同
一八、ケムブリック、寒冷紗、モスリン、綿緋、鞋織、模様入金巾、晒又は染めたるもの	同 〇、〇五	同
(イ)巾八二種以下		
(ロ)同八二種以上九二種以下	一米〇、〇六	一米 同
(ハ)同九二種以上	從價 二五%	從價 同
一九、グオイル、晒又は染めたるもの	同 二五%	同
めたるもの 巾八二種以下	同 〇、〇八一	同
二九、サテイーン、ドリル晒又は染めたるもの		
巾八二種以下	同 〇、〇六六	同
三〇、綿ラスチング、サテイーン、イタリアン等晒又は染めたるもの 巾八二種以下	同 〇、〇八一	同
三一、綿ヴェネシアン	一米〇、〇三	一米 〇、〇一一
三二、ポプリン	同 〇、〇一一	同 〇、〇一〇
三三、模造ポプリン、リツプ、コードレップ、モスリン、晒又は染めたるもの 巾八二種以下	〇、〇三	同 据置
三四、綿帆布及小倉晒又は染めたるもの		
三五、デIMITI、ピケ、胴衣地、蒲團地、ベッドフォ	從價 二五%	從價 同
ード、コード晒又は染めたるもの	同 二五%	同
三六、綿フランネル、フランネット、平織又は綾織、晒又は染めたるもの		
(イ)巾六二種以下		
(ロ)同六種以上八二種以下	一米〇、〇五	一米 同
(ハ)同八種以上九種以下	同 〇、〇四四	同
三七、綿天竺絨、其他起毛綿布	同 〇、〇三七	同
(イ)巾九二種以下		
三八、列記せざる晒又は染綿布	從價 二五%	從價 同

二〇、擬麻漣地綿布晒又は染めたるもの	同 二五%	同
二一、絹晒又は染めたるもの 巾八二種以下	一米〇、〇四三	一米 同
二二、ブローケイド晒又は染めたるもの	從價 二五%	從價 同
二三、マーセライズ・クリンプ晒又は染めたるもの	同 二五%	同
二四、綿クレープ晒又は染めたるもの 巾八二種以下	一米〇、〇四	一米 同
二五、金巾、シーチング、ボンジー平織染めたるもの	同 〇、〇三	同
(イ)巾八二種以下		
(ロ)同八二種以上九二種以下	同 〇、〇五	同
二六、綾綿布及細綾綿布(三筋組)染めたるもの	同 〇、〇四九	同
巾八二種以下		
二七、染天竺布、型附廣東布、アルバシアノ、緋金巾巾八二種以下		
(イ)米當り重量六五瓦以下	同 〇、〇三一	同
(ロ)同六五瓦以上一〇五瓦以下	同 〇、〇四三	同
(ハ)同一〇五瓦以上	同 〇、〇五	同
二八、綿サーヂ、ダイアゴナル、トウイル等晒又は染		



▼捺染綿布

三九、金巾シーチング等	米	〇、〇五二	同	〇、〇五
(イ)巾八二種以下	同	〇、〇五	同	〇、〇五
(ロ)巾八二種以上	同	〇、〇五	同	〇、〇五
四〇、綾綿布及細綾綿布	同	〇、〇五	同	〇、〇五
四一、ケムブリック寒冷紗等	同	〇、〇五	同	〇、〇五
(イ)巾八二種以下	同	〇、〇六	同	〇、〇六
(ロ)巾八二種以上	同	〇、〇四	同	〇、〇五
四二、ゾオイル	從價	三〇%	同	二五%
四三、擬麻薄地綿布	同	三〇%	同	二五%
四四、絹巾八二種以下	一米	〇、〇七	一米	〇、〇四
四五、マーセイイズ・クリンブ	從價	三〇%	從價	二五%
四六、綿クレープ巾八二種以下	一米	〇、〇七	一米	〇、〇〇
四七、綿サードトウシル類	同	〇、〇九	同	〇、〇六
四八、サティーン・ドリル	同	〇、〇九	同	〇、〇六
四九、綿ラスチング、サティーン類	同	〇、〇九	同	〇、〇六
五〇、綿ダエネシア巾八二種以下	同	〇、〇三	同	〇、〇一
五一、ポプリン巾八二種以下	同	〇、〇一	同	〇、〇一
五二、模造ポプリン	同	〇、〇一	同	〇、〇三
五三、トウシル、クレトン、オートミール、クレイブ、クレト	從價	三〇%	從價	二五%
ン其他クレトン	同	〇、〇一	同	〇、〇三
五四、綿フランネル、フランネット平織又は紋織	一米	〇、〇五	一米	〇、〇四
(イ)巾八二種以下	同	〇、〇六	同	〇、〇七
(ロ)巾八二種以上	同	〇、〇六	同	〇、〇七
五五、綿天鷲絨、ブラツシ、其他起毛綿布	同	〇、〇一	同	〇、〇六
(イ)巾九二種以下	同	〇、〇一	同	〇、〇六
(ロ)巾九二種以上	從價	三〇%	從價	二五%
五六、列記されざる捺染綿布	同	三〇%	同	二五%
五七、金巾及シーチング、平織糸染物巾九二種以下	一米	〇、〇七	一米	〇、〇五
五八、綾綿布及納細綾綿布(三筋又は四筋組)糸染物巾八二種以下	同	〇、〇九	同	〇、〇五
五九、ケンブリック寒冷紗モスリン縞綾織模様入ブローケ	從價	三〇%	從價	三〇%
一ド(染糸のもの)金巾糸染物	同	三〇%	同	三〇%
六〇、絹及絹ブローケ糸染物	同	三〇%	同	三〇%
六一、綿クレープ、糸染物	一米	〇、〇七	一米	〇、〇四
巾八二種以下	同	〇、〇八	同	〇、〇六
六二、綿サードダイアゴナル、トウシル糸染物類	同	〇、〇八	同	〇、〇六
六三、ポプリン糸染物幅八二種以下	同	〇、〇三	同	〇、〇一
六四、模様ポプリン、リツブ、ゴードヒツブ糸染物	同	〇、〇一	同	〇、〇三

棉花、綿糸其他綿製品

六五、デイミテイ、ビケ、胸衣地、蒲團地、ベッドフォ	一米	〇、〇六	一米	〇、〇四
一ドコード糸染物	從價	三〇%	從價	二五%
六六、平織又は綾織の糸染綿フランネルフランネット	同	〇、〇六	同	〇、〇五
(イ)巾八二種以下	同	〇、〇六	同	〇、〇五
(ロ)巾八二種以上	同	〇、〇六	同	〇、〇五
六七、糸染天鷲絨、ブラツシ、其他起毛綿布	從價	三〇%	從價	二五%
六八、列記されざる糸染綿布	從價	三〇%	同	二五%
六九、護謨引防水布	同	三〇%	同	二五%
七〇、列記されざる綿布	同	三〇%	同	二五%
七一、棉花	百疋	三、五〇	百疋	五、〇〇
七十二、屑棉花及屑綿糸	百疋	一、三〇	同	据置
七三、填綿	同	五、五〇	同	同
七四、ラツグ	同	〇、七〇	同	同
七五、綿糸	同	〇、七〇	同	同
(イ)生綿糸	同	〇、七〇	同	同
(一)一七番手以下	同	二、〇〇	同	同
(二)一七番手以上二二三番手以下	同	三、〇〇	同	同
(三)二三番手以上三五番手以下	同	五、〇〇	同	同
(四)三五番手以上四五番手以下	同	七、〇〇	同	同
(五)四五番手以上	同	一、八〇	同	同
(ロ)其他	同	—	同	同
七六、縫糸	同	—	同	同
(イ)縫糸(管又は糸巻に巻きたるもの)	同	—	同	同
(二)二合糸、三合糸、長さ四六米以下	一グロス	〇、七	一グロス	同
(三)六合糸、九合糸、長さ四六米以下	同	〇、六	同	同
(ロ)レース又は刺繡糸(球状又は棒)	同	〇、六	同	同
(一)一疋につき六金單位以上のもの	一疋	一、三〇	一疋	同
(二)一疋につき六金單位以下のもの	一疋	〇、四	同	同
(三)其他	同	〇、六	同	同
七七、模造金糸又は銀糸(綿糸に巻きたるもの)	同	一、五〇	同	同
七八、縹及紐	百疋	七、〇〇	同	同
七九、蠟燭芯	同	三、〇〇	同	同
八〇、レース、縁取、刺繡品、其他裝飾用品及同製品	從價	五〇%	從價	同



八一、蚊帳布巾二三〇種以下	一米	〇、一〇	一米	据置
八二、綿莫大小地	百疋	〇、〇〇	百疋	同
(イ)起毛したるもの	百疋	〇、〇〇	百疋	同
(ロ)起毛せざるもの	百疋	五、〇〇	同	同
(一)瓦斯糸又はマーセイイズ糸製にあらざるもの	百疋	五、〇〇	同	同
(二)全部又は一部瓦斯糸又はマーセイイズ糸製のもの	同	六、〇〇	同	同
八三、起毛莫大小衣類	同	五、〇〇	同	同
八四、起毛せざる莫大小衣類	同	五、〇〇	同	同
(イ)瓦斯糸又はマーセイイズ糸製にあらざるもの	同	六、〇〇	同	同
(ロ)全部又は一部瓦斯糸又はマーセイイズ糸製のもの	同	一〇、〇〇	同	同
八五、靴下	同	一〇、〇〇	同	同
(イ)瓦斯糸又はマーセイイズ糸製にあらざるもの	同	六、〇〇	同	同
(ロ)全部又は一部瓦斯糸又はマーセイイズ糸製のもの	同	一〇、〇〇	同	同
八六、エラスチック・ウェビング、ズレイド及コード	同	三、〇〇	同	同

第二類、亞麻、苧麻、大麻、黃麻及同製品

八七、毬子(足巻紐)	百疋	八、〇〇	百疋	同
八八、ランブ蕊	同	二六、〇〇	同	同
八九、タオル(ターキツシュ)	同	五、〇〇	同	同
九〇、綿毛布及綿毛布地	同	四、〇〇	同	同
九一、手巾	同	四、〇〇	同	同
九二、綿製袋(新)	百疋	三、〇〇	百疋	同
九三、列記されざる綿衣類及部分品又は附屬品	同	四、〇〇	同	同
九四、列記されざる綿製品	同	三、〇〇	同	同
九五、生亞麻	從價	七、五%	從價	据置
九六、生苧麻	同	七、五%	同	同
九七、生大麻	百疋	一、五〇	百疋	同
九八、生南麻	同	一、五〇	同	同
九九、墳絮	從價	七、五%	從價	同
一〇〇、亞麻、苧麻、大麻又は黃麻の糸及縫糸(混綿製品を含む)	同	一、五%	同	同
一〇一、亞麻、苧麻、大麻又は黃麻の綹及紐(混綿製品を含む)	同	一、五%	同	同

品を含む	從價	一、五%	同	据置
一〇二、レース、縁取刺繍布其他裝飾用品及同製品	同	五、〇%	同	同
一〇三、大麻、黃麻製帆布及油帆布(混綿製品を含む)	同	二、五%	同	同
一〇四、晒平織亞麻布及混綿布	同	七、五%	同	同
一〇五、列記されざる亞麻布(混綿布を含む)	同	二、五%	同	同
一〇六、ヘツシヤン、クロロス	百疋	六、〇〇	百疋	同
一〇七、大麻袋及ヘツシヤン、バッグ(新)	同	六、二〇	同	同
一〇八、麻袋(新)	同	四、五〇	同	同
一〇九、麻袋、大麻袋、ヘツシヤン、バッグ(舊)	同	二、三〇	同	同
一一〇、列記されざる衣類及同部分品又は附屬品	從價	四、〇%	從價	同
一一一、列記されざる亞麻、苧麻、大麻及黃麻製品(混綿製品を含む)	同	三、〇%	同	同

第三類、羊毛及同製品

(絹以外の他の纖維その他の混綿品を含む)

一一二、羊毛、山羊毛及駱駝毛(梳毛を含む)	百疋	一〇、〇〇	百疋	据置
一一三、肩羊毛、山羊毛、駱駝毛(絹以外の他の纖維その混製品を含む)	同	一、七〇	從價	五%
一一四、生糸(混製毛品を含む)	同	七、〇〇	百疋	五、〇〇
(イ)一〇〇疋につき一八〇金單位以上のもの	同	三、〇〇	同	五、〇〇
(ロ)一〇〇疋につき一八〇金單位以下のもの	同	三、〇〇	同	五、〇〇
一一五、レース縁取、刺繍品、其他裝飾用品及同製品	從價	七、〇%	從價	同
一一六、毛莫大小地(混製品を含む)	同	四、〇%	同	同
一一七、旗布(巾四六種以下)	一米	〇、二一	一米	同
一一八、駱駝毛布(同八二種以下)	同	〇、三二	同	同
一一九、技術用毛織布(ローラークロス製紙工場用毛布等)	從價	一、五%	從價	同
一二〇、ベルベット、プラツシュ、其他パイル・クロロス(混製を含む)	同	五、〇%	同	同
一二一、誦讀引防水布(混製を含む)	同	四、〇%	同	同
一二二、列記せざる毛綿布(混製品を含む)	同	四、〇%	同	同
(イ)一平方米につき重量二〇〇瓦以下	同	四、〇%	同	同



百疋 二五、〇〇	百疋 二〇〇、〇〇	一三〇、人造絹絲	百疋 二〇、〇〇	百疋 同
(ロ)同二〇〇瓦以上四〇〇瓦以下同 二〇五、〇〇	同 一七〇、〇〇	一三一、層絹絲	從價 四〇%	從價 同
(ハ)同四〇〇瓦以下	從價 四〇%	從價 同	同 同	同 同
一二三、フェルト及フェルトシーチング	同 四〇%	同 同	同 同	同 同
一二四、毛布及旅行用ラック(混製品を含む)	同 四〇%	同 同	同 同	同 同
一二五、カーペット及其他床敷物(混製品を含む)	同 四〇%	同 同	同 同	同 同
一二六、フェルト製ハット、キャップ及帽體(ロ)帽體	同 五〇%	同 同	同 同	同 同
(イ)ハット及キャップ	同 四〇%	同 同	同 同	同 同
(一)成型されたるもの	同 四〇%	同 同	同 同	同 同
(二)其他	同 二〇%	同 同	同 同	同 同
一二七、列記せざる衣類及同部分品又は附屬品	同 五%	同 同	同 同	同 同
一二八、列記せざる毛製品及同混製品	同 四〇%	同 同	同 同	同 同

第四類、絹及絹製品

(他の纖維との混製品を含む)

一二九、生絲

從價 六〇%	從價 据置	一四二、列記せざる絹布(交織布を含む)	同 八〇%	同 同
(イ)純絹布	同 同	同 同	同 同	同 同
一三〇、人造絹絲	百疋 二〇、〇〇	同 同	同 同	同 同
一三一、層絹絲	從價 四〇%	同 同	同 同	同 同
一三二、層人造絹絲	同 四〇%	同 同	同 同	同 同
一三三、紡績絹絲	同 六〇%	同 同	同 同	同 同
一三四、紡績人造絹絲(人造毛糸を含む)	同 六〇%	同 同	同 同	同 同
一三五、列記せざる絹絲及同縫絲(混製のものを含む)	同 六〇%	同 同	同 同	同 同
一三六、絹絲製模造金糸又は銀糸(混製のものを含む)	同 六〇%	同 同	同 同	同 同
一三七、レース、縁取、刺繍品其他裝飾用品及同製品	同 八〇%	同 同	同 同	同 同
一三八、絹莫大小地(混製のものを含む)	同 八〇%	同 同	同 同	同 同
一三九、ボルティンク・クロス	同 二五%	同 同	同 同	同 同
一四〇、絹ベルベット、ブラツシユ及其他バイルクロー	同 八〇%	同 同	同 同	同 同
ス(混製のものを含む)	同 八〇%	同 同	同 同	同 同
一四一、護謨引絹防水布(混製のものを含む)	同 八〇%	同 同	同 同	同 同
一四二、列記せざる絹布(交織布を含む)	同 八〇%	同 同	同 同	同 同

(ロ)人絹布

(ハ)純絹、人絹交織布

(ニ)純絹、羊毛又は純絹、羊毛及植物纖維交織布

(ホ)人絹、羊毛又は人絹、羊毛及植物性纖維交織布

(一)純絹、綿交織布

(ト)人絹、綿交織布

(チ)其他

一四三、絹製エラスチック・ウエビング、プレート及コ

ード(混製のものを含む)

一四四、列記せざる衣類及同部分品又は附屬品

一四五、列記せざる絹製品及同混製品

第五類、金屬及同製品

(鑛石機械及車輛を含む)

一四六、各種鑛石

一四七、無地箔(乙)紙背或は夾紙なもの(新)

百疋 三〇、〇〇 百疋 三〇、〇〇

一四八、着包又は押型附箔(乙)紙背或は夾紙あるもの(新)

▲金屬▲アルミニウム

一四九、粒、塊及錠

一五〇、薄板及板

一五一、其他

一五二、減摩合金

一五三、眞鍮條及竿

一五四、ボルト、ナット、リベット及ワオツシャ

一五五、塊

一五六、釘

一五七、舊又は切屑(再製用品)

一五八、螺旋釘

一五九、薄板及板

一六〇、タツク

一六一、管

一六二、線

一六三、其他

一六四、條及竿



一六五、ボルトナット、リベット及ワオツシャヤ	同	一七、〇〇	同	一九、〇〇
一六六、塊及錠	同	五、三〇	同	五、三〇
一六七、釘	同	一四、〇〇	同	一六、〇〇
一六八、舊又は切屑(再製用品)	同	二、五〇	同	三、〇〇
一六九、薄板及板	同	六、九〇	同	七、三〇
一七〇、タツク	従價	一五%	従價	二〇%
一七一、管	百疋	一、〇〇	百疋	三、〇〇
一七二、線	同	六、六〇	同	七、〇〇
一七三、ワイヤー、ロープ	従價	一〇%	従價	二〇%
一七四、其他	同	一五%	従價	二〇%
△鐵及鋼(電鍍せざるもの)				
一七五、鐵床、型盤鑄及同部分品鑄鐵	百疋	四、五〇	百疋	五、三〇
(イ)各一、五疋以上	従價	一五%	従價	二〇%
(ロ)各一、五疋以下	同	一〇%	同	一五%
一七六、ピレットブルーム塊、錠及シート、バー	同	一〇%	同	一五%
一七七、ボルトナット及ワオツシャヤ	百疋	三、三〇	百疋	四、五〇
一七八、粗鑄鐵	従價	三、三〇	従價	一五%
一七九、鎖及同部分品(新)	百疋	三、六〇	百疋	五、〇〇
一八〇、鎖	従價	一〇%	従價	一五%
一八一、鐵道ト轉轍機及轉車臺	同	五、〇%	同	七、五%
一八二、箱	百疋	一、三〇	百疋	一、四〇
一八三、釘條、凹字條其他建築用鐵材にして原形のもの	同	〇、八〇	同	一、〇〇
一八四、釘(ワイヤー及カット)	同	二、六〇	同	三、三〇
一八五、(銑鐵及輪鐵)	同	〇、五〇	同	〇、七〇
一八六、パイプ及チユブ品並に同部分品	従價	一五%	従價	二〇%
一八七、鐵板斷片	百疋	〇、七五	百疋	〇、六五
一八八、レール	同	〇、五〇	同	〇、七〇
一八九、リベット	同	二、六〇	同	三、三〇
一九〇、螺旋釘	同	八、九〇	同	一三、〇〇
一九一、鐵板(厚さ三、二種以上)	同	一、〇〇	同	一、四〇
一九二、鐵板(厚さ三、二種以下)	同	一、三〇	同	一、四〇
一九三、スパイク	従價	一五%	従價	二〇%
一九四、同	百疋	八、一〇	百疋	七、六〇
一九五、錫引鐵板(裝飾付)	同	五、五〇	同	据置
一九六、錫引鐵板(平板)	同	三、八〇	同	三、一〇
一九七、錫引鐵板	従價	一〇%	従價	一五%
一九八、錫鍍鉄	百疋	六、六〇	百疋	八、三〇

一九九、線	同	一、〇〇	同	一、二〇
二〇〇、其他 (イ)鉛塗鐵板(新)同	同	三、五〇	同	三、五〇
(ロ)其他(新)	従價	一〇%	従價	一五%
▲鐵及鋼(亜鉛引したるもの)				
二〇一、ボルト、ナット、リベット及ワオツシャヤ	百疋	四、一〇	百疋	五、六〇
二〇二、釘、鉄及螺旋釘	従價	一五%	従價	二〇%
二〇三、パイプ、エチープ及同附屬品同	同	一五%	同	二〇%
二〇四、板 (イ)波板	百疋	二、五〇	百疋	二、七〇
(ロ)平板	同	二、六〇	同	二、八〇
二〇五、線ワイヤー・ロープ(二〇九號、二一〇號適用)	同	一、三〇	同	一、七〇
二〇六、其他	従價	一〇%	同	一五%
▲鐵及鋼(亜鉛引又は亜鉛引せざるもの)				
二〇七、コツアル、ワイヤー・シヨート	百疋	〇、九一	同	〇、七五
二〇八、其他舊鐵及碎鐵(再製用品)百疋	同	〇、六〇	同	〇、五〇
二〇九、新ワイヤー・ロープ(核心が纖維より成れるもの)	同	五、〇〇	同	五、七〇
二一〇、舊ワイヤー・ロープ(核心が纖維より成れるもの)	同	五、〇〇	同	五、七〇
のと然らざるものを問はず				
▲鉛				
二一七、舊鉛(再製品用)	同	一〇%	同	一五%
二一八、塊及條	百疋	三、六〇	百疋	四、〇〇
二一九、管	同	四、五〇	同	五、一〇
二二〇、薄板	同	四、一〇	同	四、七〇
二二一、線	従價	一〇%	従價	一五%
二二二、其他	同	一〇%	同	一五%
二二三、滿俺	同	一〇%	同	一五%
二二四、フェロー・マンガニース	同	一〇%	同	一五%
二二五、ニッケル	百疋	三〇、〇〇	百疋	三三、〇〇
二二六、未精製プラチナ(錠、條薄板及板、碎屑等)	同	三〇、〇〇	百疋	三三、〇〇



但し厚さ三、二種以下のもの...

二二七、水銀	百斤	三、〇〇	百斤	三、〇〇	免税
▲錫					
二二八、合成錫	従價	一〇%	従價	一五%	
二二九、錠及塊	百斤	一七、〇〇	百斤	二〇、〇〇	
二三〇、管	従價	一〇%	従價	一五%	
二三一、其他(錫箔を含まず)	同	一〇%	同	一五%	
二三二、活字	百斤	三、六〇	百斤	四、〇〇	
▲白銅及ニッケル					
二三三、條塊、薄板	同	一七、〇〇	同	二一、〇〇	
二三四、線	同	一三、〇〇	同	一六、〇〇	
二三五、其他	従價	一〇%	従價	一五%	
▲亜鉛					
二三六、粉及塊	同	一〇%	同	一五%	
二三七、薄板(有孔のものを含む)板及ポイラー板	百斤	五、〇〇	百斤	五、六〇	
二三八、其他	従價	一〇%	従價	一五%	
二三九、其他金屬、箔及葉	同	一〇%	同	一五%	
二四〇、其他金屬	同	一〇%	同	一五%	
▲金屬器具					
二四一、列記せざるアルミニウム器、眞鍮器、青銅					

六六

器銅、器白銅器	同	二五%	同	二五%	
二四二、列記せざる白金器金器銀器(懐中時計用鎖を含む)	同	二五%	同	三〇%	
二四三、列記せざる鍍金及未鍍金屬器(双物を含む)	同	二〇%	同	二五%	
▲機械及器具					
二四四、農業機械及同部分品	同	五%	同	七、五%	
二四五、發電及送電機械(發動機、電動機、變壓機等及部分品)	同	七、五%	同	一五%	
二四六、工作機械器具(旋盤、平削、鉋機、ドリル・プレス等及部分品)	同	五%	同	七%	
二四七、カッター、鑽、磨火鋸等の機械器具(電壓又は電力器具を含む)及大部分金屬を使用せる手工具	同	五%	同	七、五%	
二四八、瓦斯エンジン、石油エンジン、蒸氣機關、水カタービン、蒸氣入タービン、ターボ、ゼネレーター等の發動機及同部分品	同	七、五%	同	一〇%	
二四九、スチーム、ポイラー、消熱器、過熱器、焚炭器、其他ポイラー室用品及附屬品	同	七、五%	同	一〇%	
二五〇、裁縫機及莫大小機同部分品	同	七、五%	同	一〇%	

二五一、タイプライター、自動販賣器、計算器、金銀登録器複写器、チエツク・パーフオレーター、デー

二五一、タイプライター、自動販賣器、計算器、金銀登録器複写器、チエツク・パーフオレーター、デー	同	一五%	同	二〇%	
二五二、其他機械及同部分品	同	七、五%	同	一〇%	
▼車輛及船舶					
二五三、飛行機、其他航空機及同部分品	同	五%	同	据置	
二五四、消火エンジン、消火栓、其他消火器具(手押機械を含む)及同部分品	同	五%	同	同	
二五五、モーター・ボート、帆船、汽船並に列記せざる部分品及材料品	同	一五%	同	同	
(イ)完成船舶	同	一〇%	同	同	
(ロ)列記せざる部分品、材料品	同	一〇%	同	同	
二五六、自動車					
(イ)牽引車、附隨車、十二人乗以上の乗客用車及積載量一噸以上の貨物車及同車	同	一五%	同	同	
(ロ)其他完成車、未完成車(自動自轉車、自動車等を含む)及車臺金屬製車體	同	三〇%	同	同	
(ハ)部分品及附屬品(タイヤを除く)	同	三〇%	同	同	
(ニ)自動自轉車用	同	三〇%	同	同	

(二)其他用

二五七、鐵道及軌道用品	同	一五%	同	同	
(イ)機關車及炭水車	同	五%	同	同	
(ロ)客車及貨車	同	五%	同	同	
(ハ)列記せざる鐵道及軌道材料	同	五%	同	同	
二五八、列記せざる車輛(自動車を含む)及同部分品(タイヤを除く)	同	二〇%	同	同	
▲其他金屬製品					
二五九、銃器及彈丸	同	四〇%	同	同	
(イ)護身用及狩獵用	同	四〇%	同	同	
(ロ)其他	同	四〇%	同	同	
二六〇、全部又は大部分金屬を使用せる寢臺、輕便寢臺、キャンプ・ベッド、其他家具及附屬品、部分品	同	二五%	同	三〇%	
二六一、掛時計及懐中時計	同	三五%	同	三〇%	
(イ)完成品	同	一五%	同	三〇%	
(ロ)部分品	同	一五%	同	三〇%	
二六二、石炭、石油、アルコール使用のストーヴ、厨爐、放熱器、スチーム・ヒーター其他類似品及同部分品	同	二〇%	同	三五%	
二六三、電氣材料及裝具、配線、送電、配電用品	同	二〇%	同	三五%	



(イ)バルブ 百個 四、〇〇 百個 据置  
 (ロ)クリト、インシュレーター、ノツブ、セイリン  
 グ、ロゼット、ヒューズ・ボックス、プラグ、リ  
 セブタクル、ソケット、スイッチチ及スイッチチ。  
 ボード 従價 二〇% 従價 二五%  
 (ハ)コード、電線、電纜其他列記せざる電気材料  
 同 一五% 同 二五%  
 二六四、電気厨爐その他 従價 二〇% 同 二五%  
 二六五、蓄電池、乾電池等 従價 二〇% 同 二五%  
 二六六、各種爐 (イ)一面のみ鋪せるもの長さ一〇種以下  
 一打 〇、一四 一打 〇、一八  
 (ロ)同長さ一〇種以上二三種以下同 〇、九 同 〇、五  
 (ハ)同長さ二三種以上三六種以下同 〇、六 同 〇、五  
 (ニ)同長さ三六種以上 同 〇、七〇 同 〇、八五  
 二六七、瓦斯、バーナー、瓦斯厨爐同瓦斯ヒーター、  
 瓦斯燈、瓦斯湯沸器、其他瓦斯使用器具及同部分品  
 従價 二〇% 従價 二五%  
 二六八、瓦斯計量器、量水器、アンメーター、ボルト  
 メーター、ワットメーター、其他類似の計量器  
 同 七、五% 同 一〇%

二六九、針(イ)手縫針 六八 同 一〇% 同 同  
 (ロ)ミシン及莫大小用針 同 同 一〇% 同 一五%  
 (ハ)其他 同 同 一〇% 同 一五%  
 二七〇、金庫、錢箱、金庫扉 同 同 二〇% 同 二五%  
 二七一、電話機、電信機及同部分品  
 (イ)ラヂオ・セット及同部分品  
 (一)ダイヤル、電線、グリッド・リード、マイク  
 ロフオン、其他ラヂオ用品同 二五% 同 据置  
 (二)プザー、受信用真空管等同 一五% 同 二〇%  
 (三)スイッチチ、避電器、キイー、コイル、完成  
 セット及同部分品 同 二〇% 同 二五%  
 (ロ)其他 同 三、五% 同 一五%  
 二七二、鉄力罐(石油用にして容量一八、九三リット  
 ル又は五米ガロン) 一對 〇、八四 一對 据置  
 (イ)木箱二罐入りのもの 一個 〇、〇八 一個 同  
 (ロ)箱なし一罐のもの 従價 二〇% 従價 二五%  
 二七三、列記せざる金屬製品 百疋 一〇、〇〇 同 二五%

第六類、飲食料品及藥材

▼水産物

二七四、寒天(散荷) 百疋 三、〇〇 百疋 据置  
 二七五、鮑 (イ)散荷 同 五、一% 同 四、〇〇  
 鮑(ロ)罐入 同 二、〇〇 同 一、八〇  
 二七六、海參 (イ)黒物(刺付) 同 五、一% 同 四、〇〇  
 (ロ)黒物(無刺) 同 三、五〇 同 三、〇〇  
 (ハ)其他 従價 三〇% 従價 据置  
 二七七、帆立貝 (イ)乾 同 九、一〇 同 同  
 (ロ)生 同 一、七〇 同 同  
 二七八、貝柱 同 四、〇〇 同 四、〇〇  
 二七九、生及乾蟹 同 三、五〇 同 据置  
 二八〇、魚骨 従價 三〇% 同 同  
 二八一、乾鱈(骨抜品を含む) 百疋 三、六〇 百疋 同  
 二八二、烏賊 同 一、七〇 同 一、四〇  
 二八三、乾及燻製魚類(乾鱈、烏賊を含まず) 同 八、八〇 同 据置  
 二八四、鮮魚 同 五、三〇 同 同  
 二八五、鹽鱈 同 一、一〇 従價 二〇%  
 二八六、魚肚 (イ)上等品(一個の重量〇、六〇疋又はそれ以上のもの) 一疋 二、六〇 一疋 据置  
 (ロ)二等品(一個の重量〇、六〇疋以下のもの)

二八七、鹽鮭 百疋 六、六〇 百疋 同  
 二八八、列記せざる鹽魚 同 二、三〇 従價 二〇%  
 二八九、魚頭、皮及尾 従價 三〇% 従價 据置  
 二九〇、乾貽貝、牡蠣、蛤 百疋 一七、〇〇 二疋 同  
 二九一、乾蝦(散荷) 同 二、〇〇 同 同  
 二九二、刻昆布 百疋 二、三〇 百疋 一、七〇  
 二九三、長昆布 同 一、七〇 同 一、三〇  
 二九四、調製昆布 同 一、七〇 同 据置  
 二九五、紅海草 従價 二〇% 従價 同  
 二九六、調製鱈鱈 百疋 二〇、〇〇 百疋 同  
 二九七、未調製鱈鱈 (イ)一〇〇疋につき八〇金單位以下のもの 同 一、七〇 同 同  
 (ロ)同八〇金單位以上四一〇金單位以下のもの 同 五、五〇 同 同  
 (ハ)同四一〇金單位以上のもの同 一、四〇 同 同  
 二九八、列記せざる水産物 (イ)散荷 従價 二〇% 従價 同  
 (ロ)罐詰又は其他包装のもの 同 三〇% 同 同  
 ▼肉、罐詰、其他食料品



二九九、アスパラガス	同	一六、〇〇	同	一九、〇〇	
三〇〇、ベーコン及ハム(イ)散荷同	同	四〇、〇〇	同	四〇、〇〇	
(ロ)罐詰その他	従價	三〇%	従價	二〇%	
三〇一、ベーキング、パウダー	同	一五%	同	二〇%	
三〇二、コーン、ビーフ(ロ)桶入	百斤	三〇、〇〇	百斤	三〇、〇〇	
(イ)罐詰其他	従價	三〇%	従價	三〇%	
三〇三、燕巢	同	三〇%	同	三〇%	
三〇四、ビスケット	同	三〇%	同	三〇%	
三〇五、バター	百斤	三六、〇〇	百斤	四〇、〇〇	
三〇六、鹽漬鱈	従價	三〇%	従價	三〇%	
三〇七、チーズ	百斤	三六、〇〇	百斤	四〇、〇〇	
三〇八、チョコレート	従價	三〇%	従價	三〇%	
三〇九、ココア	(イ)ココア、ビーン	百斤	一〇、〇〇	百斤	一三、〇〇
(ロ)その他	従價	三〇%	従價	三〇%	
三一〇、ココア、バター	同	一五%	同	二〇%	
三一〇、珈琲(イ)コーヒ、ビーン	百斤	一六、〇〇	百斤	一九、〇〇	
(ロ)その他	従價	三〇%	従價	三〇%	
三一三、糖果	同	五〇%	同	据置	
三一三、小乾葡萄、乾葡萄	同	二五%	同	二〇%	
三一四、野鳥卵及家禽卵	同	二〇%	同	三〇%	
三一五、果實及パイ	百斤	八、九〇	百斤	一一、〇〇	
三一六、蜂蜜	百斤	二、〇〇	百斤	一四、〇〇	
三一七、ジャム及ゼリー	従價	三〇%	従價	三〇%	
三一八、ラード (イ)散荷	百斤	二、〇〇	百斤	三、〇〇	
(ロ)罐詰又は其他包装のもの	従價	三〇%	従價	三〇%	
三一九、マカロニ、西洋素麵及其他類似品	百斤	七、六〇	百斤	九、〇〇	
(イ)散荷	同	七、六〇	同	九、〇〇	
(ロ)罐詰又は其他包装のもの	従價	三〇%	従價	三〇%	
三二〇、人造バター及其他類似品(包装重量を加算す)	百斤	三、〇〇	百斤	二七、〇〇	
三二一、乾肉及鹽漬肉	同	三、〇〇	同	三、五〇	
三二二、肉エキス	従價	三〇%	従價	三〇%	
三二三、ミルク及クリーム(殺菌又は蒸溜せるもの、包装重量を加算す)	百斤	一〇、〇〇	百斤	一五、〇〇	
三二四、コンデンス・ミルク(包装重量を加算す)	同	一三、〇〇	同	一六、〇〇	
三二五、ミカル・フード	同	四、〇〇	同	三、五〇	
三二六、肝油	従價	一〇%	従價	据置	
三二七、オリブ油	一立	〇、三三	一立	〇、二六	
(イ)散荷	同	〇、三三	同	〇、二六	
(ロ)罐詰又は其他包装のもの	従價	三〇%	従價	三〇%	

三二八、豚肉皮	百斤	一〇、〇〇	百斤	一三、〇〇	
三二九、醬油、ソース、その他	従價	三〇%	従價	三〇%	
三三〇、乾ソーセイヂ	百斤	七、〇〇	百斤	八、〇〇	
三三一、シロップ(果實汁)	従價	三〇%	従價	三〇%	
三三二、シロップ(糖汁)	同	三〇%	同	三〇%	
三三三、茶(イ)紅茶末	百斤	六、〇〇	従價	八、〇〇	
(ロ)その他	従價	三〇%	従價	三〇%	
三三四、列記せざる食品	同	二五%	同	三〇%	
(イ)散荷	同	三〇%	同	三〇%	
(ロ)罐詰其他	同	三〇%	同	三〇%	
▼雑穀、果實、藥材、種子、香料及蔬菜類	同	三〇%	同	三〇%	
三三五、大茴香	(イ)上等品(一〇〇斤につき四〇金單位又はそれ以上のもの)	百斤	八、一〇	百斤	一〇、〇〇
(ロ)二等品(同四〇金單位以下のもの)	同	五、六〇	同	六、七〇	
三三六、林檎(鮮)	同	四、〇〇	同	五、七〇	
三三七、阿魏	従價	二五%	従價	据置	
三三八、大麥、蕎麥、玉蜀黍、稷燕麥、裸麥及列記せざる穀類	同	一〇%	同	一五%	
三三九、大豆及豌豆	同	一〇%	同	一五%	
三四〇、檳榔子(生)	百斤	一、八〇	百斤	据置	
三四一、檳榔子(乾)	同	二、〇〇	同	同	
三四二、麩	同	〇、四一	同	同	
三四三、樟腦 (イ)粗製及精製	百斤	五、〇〇	百斤	六、〇〇	
(ロ)その他	従價	二〇%	従價	三〇%	
(イ)上等品	一担	三、六〇	一担	五、四〇	
(ロ)下等品	従價	二〇%	従價	三〇%	
三四五、三奈	百斤	二、三〇	百斤	据置	
三四六、豆蔻殼	同	二、三〇	同	据置	
三四七、下等豆蔻	同	一〇、〇〇	同	同	
三四八、上等豆蔻	同	五、〇〇	同	同	
三四九、桂皮及桂子	同	九、四〇	同	同	
三五〇、桂枝	同	一、八〇	同	同	
三五一、栗	同	二、一〇	同	同	
三五二、茯苓	同	九、八〇	同	同	
三五三、肉桂	同	二、〇〇	同	同	
(イ)散荷	同	二、〇〇	同	同	
(ロ)其他	従價	三〇%	従價	同	
三五四、丁香	百斤	二、〇〇	百斤	同	
(イ)散荷	同	二、〇〇	同	同	



(ロ)其他	三五五、母丁香	從價	二〇%	從價	同	三七三、列記せざる藥材(粗製)	從價	一五%	從價	同
	三五六、コカイン	從價	三〇%	從價	同	三七四、各種モルヒネ	同	二〇%	從價	同
	三五七、麥粉	從價	二〇%	從價	同	三七五、椎茸	百疋	四、〇〇	從價	同
	三五八、列記せざる雜糧粉	從價	二〇%	從價	同	三七六、肉豆蔻(散荷)	同	二、〇〇	從價	同
	三五九、糯米	從價	〇、天	從價	同	三七七、橄欖(乾及精製せるものを含む)	從價	一五%	從價	同
	三六〇、列記せざる鮮果及乾果(散荷)	從價	一五%	從價	同	三七八、阿片丁幾	同	二〇%	從價	同
	三六一、良薑	從價	一五〇	從價	同	三七九、蜜推(鮮)	百疋	四、三〇	從價	同
	三六二、人蔘	從價	二五%	從價	同	三八〇、蜜柑皮(散荷)	同	五、八〇	從價	同
	三六三、野生人蔘	從價	二五%	從價	同	三八一、胡椒(散荷)	同	九、八〇	從價	同
	三六四、落花生(イ)殼付	從價	一、二〇	從價	同	(イ)黒胡椒	同	一六、〇〇	從價	同
	(ロ)脱穀	同	一、三〇	從價	同	(ロ)白胡椒	同	〇、六	從價	同
	三六五、忽布	同	一、三〇	從價	同	三八二、馬鈴薯(鮮)	同	五、〇〇	從價	同
	三六六、洋菜	同	六、〇〇	從價	同	三八三、木香	同	一、一	從價	同
	三六七、レモン(鮮)	同	一〇、〇〇	從價	同	三八四、米及穀	同	七、九	從價	同
	三六八、乾苜蓿枝	同	六、八〇	從價	同	三八五、杏仁	同	八、九	從價	同
	三六九、金針菜	同	六、三〇	從價	同	三八六、蓮實(殼無)	同	一、八〇	從價	同
	三七〇、龍眼肉	同	六、六	從價	同	三八七、大楓子	同	三、五〇	從價	同
	三七一、龍眼(乾)	同	五、〇〇	從價	同	三八八、瓜子	同	四、五〇	從價	同
	三七二、麥芽	同	三、三〇	從價	同	三八九、松實	同	一、七〇	從價	同
						三九〇、胡麻	同	二、四〇	從價	同

三九一、其他列記せざる種子	從價	一五%	從價	二〇%	(六)同九〇度以上九一度以下同	從價	七、一〇	從價	同
三九二、其他列記せざる末精製香料及調味料	同	一五%	從價	二〇%	(七)同九一度以上九二度以下同	從價	七、三	從價	同
(イ)散荷	同	二〇%	同	二五%	(八)同九二度以上九三度以下同	從價	七、四〇	從價	同
(ロ)其他	同	二〇%	同	二五%	(九)同九三度以上九四度以下同	從價	七、六〇	從價	同
三九三、甘蔗	百疋	〇、五〇	百疋	〇、六	(一〇)同九四度以上九五度以下同	從價	七、八〇	從價	同
三九四、鮮菜、乾菜、鹽漬及調理せる蔬菜	從價	一五%	從價	二〇%	(一一)同九五度以上九六度以下同	從價	八、一〇	從價	同
(イ)散荷	同	二〇%	同	二五%	(一二)同九六度以上九七度以下同	從價	八、四〇	從價	同
(ロ)其他	同	二〇%	同	二五%	(一三)同九七度以上九八度以下同	從價	八、八〇	從價	同
三九五、小麥	百疋	〇、五〇	百疋	〇、六	(一四)同九八度を超えるもの	同	九、六〇	從價	同
▲砂糖					三九八、葡萄酒	同	九、六〇	從價	同
三九六、糖蜜	同	〇、三	同	据置	三九九、角砂糖及棒砂糖	同	二〇、〇〇	從價	同
三九七、砂糖(角砂糖及永砂糖を含まず)	同	九、六〇	同	据置	四〇〇、氷砂糖	同	一五、〇〇	從價	同
(イ)精製糖(その含有する轉化糖二%を超えるもの)	同	九、六〇	同	据置	四〇一、サツカリ	同	五、〇%	從價	同
(ロ)其他(粗糖を含む)	同	九、六〇	同	据置	四〇二、列記せざる砂糖(李華糖、乳糖、果糖の如きもの)	從價	五%	從價	同
(一)旋光度八七度を超えるもの	同	六、五	同	同	▽酒、麥酒、燒酒及清涼飲料水	同	二四、〇〇	從價	同
(二)同八六度以上八七度以下同	同	六、五	同	同	四〇三、シャンパン及シャンパンのレッテルを有する酒類(一箱十二瓶或は二四半瓶入)	同	一六、〇〇	從價	同
(三)同八七度以上八八度以下同	同	六、五	同	同	四〇四、其他起泡酒	同	一三、〇〇	從價	同
(四)同八八度以上八九度以下同	同	六、八〇	同	同	四〇五、赤及白葡萄酒(自然醱酵によるものにして酒を含まず)	同	一三、〇〇	從價	同
(五)同八九度以上九〇度以下同	同	六、八	同	同					



(ロ)樽詰	一立 〇、四〇	從價 八〇%
四〇六、ポトワイン		
(イ)瓶詰(一箱十二瓶或は二十四半瓶入)	同 一九、〇〇	同 同
(ロ)樽詰	同 一、三〇	同 八〇%
四〇七、マルサラ		
(イ)瓶詰(一箱十二瓶或は二十四半瓶入)	同 一五、〇〇	同 据置
(ロ)樽詰	一立 一、一〇	一立 同
四〇八、リキニール(ポト及マルサラを除く、マデリア、マラガ、シエリー等)		
(イ)瓶詰(一箱十二瓶或は二十四半瓶入)	同 一八、〇〇	同 同
(ロ)樽詰	一立 一、一〇	一立 同
四〇九、ベルモット、バイル、キンキナ		
(イ)瓶詰	十二立 九、〇〇	十二立 同
四一〇、同(樽詰)	入箱 一、〇〇	入箱 同
四一一、日本清酒		
(イ)樽詰	百瓶 四、〇〇	從價 八〇%
(ロ)瓶詰	十二立 二、五〇	十二立 据置
	立又は二、〇〇	
	十二升	

四一二、エール、ビール、ポーター、スタウト、サイダー、ベリー其他果實、ベリー等より造れる同種液體	從價 八〇%	從價 同
四一三、ブランデー及コニャク	入箱 二、〇〇	入箱 同
(イ)瓶詰	從價 八〇%	從價 同
(ロ)樽詰	四一四、ウイスキー	
(イ)瓶詰	入箱 三、〇〇	入箱 同
(ロ)樽詰	從價 八〇%	從價 同
四一五、デン		
(イ)瓶詰	入箱 二、〇〇	入箱 同
(ロ)樽詰	從價 八〇%	從價 同
四一六、ラム		
(イ)瓶詰	入箱 二、〇〇	入箱 同
(ロ)樽詰	從價 八〇%	從價 同
(ロ)樽詰(工業用を除く)	入箱 一〇、〇〇	入箱 同
四一七、リキニール	從價 八〇%	從價 同
四一八、清涼飲料	入箱 九、〇〇	入箱 同
十二瓶或は二十四半瓶入		
四一九、列記せざる酒類	從價 〇、七〇	從價 同

第七類 煙草類

四二〇、紙巻煙草

(イ)一千本二〇金單位以上一本毎に判然たる商標又は名稱を附せざるもの	千本 一六、〇〇	千本 据置
(ロ)一千本一五金單位以上、二〇金單位以下	同 八、七〇	同 同
(ハ)一千本一〇金單位以上、一五金單位以下	同 七、二〇	同 同
(ニ)一千本七、五金單位以上、一〇金單位以下	同 五、三〇	同 同
(ホ)一千本五單位以上、七、五金單位以下	同 三、九〇	同 同
(ヘ)一千本二、五金單位以上、五金單位以下	同 二、一〇	同 同
(ト)一千本二、五金單位以下	同 一、三〇	同 同
四二二、葉巻煙草		
(イ)一千本一〇〇金單位以上	同 五、〇〇	同 同
(ロ)一千本七〇金單位以上、一〇金單位以下	同 五、〇〇	同 同
(ハ)一千本五〇金單位以上、七〇金單位以下	同 三、〇〇	同 同
(ニ)一千本二〇金單位以上、五〇金單位以下		

(ホ)一千本二〇金單位以下

四二二、喫煙草及嚼煙草	同 五、〇%	從價 同
四二三、葉煙草		
(イ)一〇〇疋一七五金單位以上百疋	三三、〇〇	百疋 同
(ロ)一〇〇疋一七五金單位以下	六、六〇	同 同
四二四、刻煙草		
(イ)罐入又は其他包装入	從價 五〇%	從價 同
(ロ)箱入	百疋 一〇〇、〇〇	百疋 同
四二五、煙草屑、葉類	從價 一五%	從價 同
△化學製品及製藥品		
四二六、アセナレン(圓筒入又は其他包装入)	從價 一〇%	同 三、五%
四二七、醋酸	百疋 四、八〇	百疋 六、四〇
四二八、硼酸(イ)一包三、二疋以上	同 二、三〇	同 三、一〇
(ロ)一包三、二疋以下	同 四、八〇	同 八、一〇
四二九、炭酸	同 六、八〇	同 五、三〇
四三〇、鹽酸	同 〇、九一	百疋 一、四〇
四三一、硝酸	同 二、六〇	同 三、九〇

第八類 化學製品及塗染料



四三二、蓆酸	同	三、〇〇	同	四、〇〇	四四九、硫酸銅	同	三、〇〇	同	三、八〇
四三三、硫酸	同	〇、九二	同	一、八〇	四五〇、其他列記せざる化學人造肥料	從價	一〇%	從價	据置
四三四、アルコール					四五二、殺蟲劑及消毒劑	同	二、〇〇	同	二、五%
(イ)エチル・アルコール(酒精)	一立	〇、〇六〇	一立	〇、〇六八	四五三、過酸化マンガン	同	五%	同	据置
(ロ)變性アルコール、メチル・アルコール類	同	〇、四	同	据置	四五四、ナフリタン	百斤	二、六〇	百斤	三、四〇
四三五、クローム明礬	百斤	一、四〇	百斤	一、九〇	四五五、酸素(圓筒入又は其他包装入)	從價	一〇%	從價	三%
四三六、硫化礬土	從價	七、五%	從價	一〇%	(イ)一包一三斤以上	百斤	八、九〇	百斤	一一、〇〇
四三七、無水アムモニヤ	同	七、五%	同	一〇%	(ロ)一包一三斤以下	從價	一五%	從價	据置
四三八、アムモニヤ	百斤	四、六〇	百斤	六、一〇	四五二、殺蟲劑及消毒劑	同	二、〇〇	同	二、五%
四三九、鹽化アムモニヤ	同	三、三〇	同	四、四〇	四五三、過酸化マンガン	同	五%	同	据置
四四〇、鹽化アムモニヤ	同	一、三〇	同	据置	四五四、ナフリタン	百斤	二、六〇	百斤	三、四〇
四四一、三硫化アンチモニ	同	〇、八一	同	同	四五五、酸素(圓筒入又は其他包装入)	從價	一〇%	從價	三%
四四二、炭酸バリウム	同	一、三〇	同	一、七〇	四五六、磷	百斤	九、六〇	百斤	据置
四四三、鹽化バリウム	同	〇、七	同	一、〇〇	四五七、炭酸加里	同	二、六〇	同	三、三〇
四四四、漂白粉	從價	一〇%	從價	一五%	四五八、苛性加里	同	三、四〇	同	四、三〇
四四五、硼砂(粗又は精)	百斤	二、三〇	百斤	三、一〇	四五九、鹽化加里	同	一、七〇	同	据置
四四六、炭化カルシウム	同	二、三〇	同	三、一〇	四六〇、重クローム酸加里	同	五、〇〇	同	六、三〇
四四七、鹽化カルシウム	同	〇、四	同	〇、六〇	四六一、キニーネ	從價	五%	從價	据置
四四八、鹽素水	同	三、三〇	同	四、六〇	四六二、工業用ラム	一立	〇、四	一立	同
					四六三、硝石	百斤	四、一〇	百斤	五、五〇
					四六四、血清及ワタチン	從價	五%	從價	一〇%
					四六五、曹達灰	百斤	一、三〇	百斤	一、五〇

四六六、重炭酸曹達(檢入)	同	二、一〇	同	二、五〇	四八三、マーゴ樹皮	百斤	〇、九	百斤	一、一〇
四六七、重クローム酸曹達	同	二、一〇	同	二、八〇	四八四、梅樹皮	同	一、七〇	同	二、一〇
四六八、酸性亞硫酸曹達	從價	一〇%	從價	三、五%	四八五、黃柏樹皮	同	三、五〇	同	四、三〇
四六九、苛性曹達	百斤	二、五〇	百斤	二、九〇	四八六、洋藍	同	三、五〇	同	三、〇〇
四七〇、結晶曹達	同	一、四〇	同	一、六〇	四八七、青銅粉	同	三、〇〇	同	五、五〇
四七一、濃厚結晶曹達	同	三、三〇	同	三、九〇	四八八、カーボン・ブラック	同	四、六〇	同	五、五〇
四七二、稀亞硫酸曹達	從價	一〇%	從價	三、五%	四八九、クローム・イエロー	從價	二、五%	從價	一五%
四七三、硝酸曹達	百斤	〇、八	百斤	据置	四九〇、辰砂	百斤	三、五〇	百斤	二、〇〇
四七四、過酸化曹達	同	七、九〇	同	一〇、〇〇	四九一、酸化コバルト	從價	二、五%	從價	一五%
四七五、硫酸曹達	同	一、七〇	同	二、〇〇	四九二、コチニール	同	一、三、五%	同	一、五%
四七六、硫酸曹達	從價	一五%	從價	三〇%	四九三、模造檫樹	百斤	一、四〇	百斤	一、七〇
四七七、硫曹達	百斤	一、八〇	百斤	二、一〇	四九四、檫樹	同	三、三〇	同	四、〇〇
四七八、次亜硫酸曹達	同	一、三〇	同	一、五〇	四九五、雌黃	同	二、八、〇〇	同	三、四、〇〇
四七九、硫黄	同	一、二〇	同	一、五〇	四九六、綠漆及模造品	同	一、四、〇〇	同	一、七、〇〇
(イ)粗(塊又は粉末)	同	一、二〇	同	一、五〇	四九七、雄黃	同	五、一〇	同	六、一〇
(ロ)其他	從價	一〇%	從價	二、五%	四九八、人造藍(含有藍素三〇%以下)	同	三、〇〇	同	据置
四八〇、記せざる化學製品	同	二、五%	同	一、五%	四九九、天然藍(乾)	同	四、五、〇〇	同	同
四八一、列記せざる藥劑類	同	三〇%	同	二、五%	五〇〇、天然藍(液狀)	同	四、一〇	同	同
△染料、顔料、塗料及ワニス					五〇一、各種インク類	從價	一五%	從價	三〇%
四八二、アニリン染料及列記せざる染料	同	三、五%	從價	据置	五〇二、ラカ・ウッド	百斤	一、五〇	百斤	一、八〇



第九年、蠟燭、石鹼、油脂及樹脂

五〇三、紅丹、鉛粉、黃丹	同	五、〇〇	同	六、七〇	
五〇四、ロツグウツド・エキストラクト	同	五、〇〇	同	六、〇〇	
五〇五、五倍子	同	七、三〇	同	八、八〇	
五〇六、オーカー	同	二、六〇	同	三、一〇	
五〇七、紅花	從價	三、五%	從價	一、五%	
五〇八、サバンウツド	百斤	一、六〇	百斤	二、三〇	
五〇九、花紺青	同	一、五〇	同	一、八〇	
五一〇、サルファアールラツク	同	一、七〇	同	据置	
五一一、列記せざる植物性タンニンクエキス	同	二〇、〇〇	同	据置	
五一二、ターメリツク	同	三、三〇	同	四、〇〇	
五一三、群青	同	二、五〇	同	三、〇〇	
五一四、朱	同	九、三〇	同	一、〇〇	
五一五、人造朱	同	四、〇〇	同	五、〇〇	
五一六、自然鉛筆	從價	二、五%	從價	二、五%	
五一七、列記せざる染料、顔料、塗料、製紙用品及イント材	同	三、五%	同	一、五%	
五一八、列記せざるペイント、ワニス、磨光劑	同	二〇、〇%	同	同	
五一九、蠟燭	百斤	一三、〇〇	百斤	据置	
五二〇、ガソリン、揮發油、ペンチン(礦物質)	(イ)箱入(一箱五米ガロン罐二個入)	一、八、立	一、八、立	二、一〇	
	(ロ)散荷	十立	十立	〇、五	
五二一、礦物質又は半礦物質機械油	同	〇、四〇	十立	〇、五	
五二二、アラビヤ・ゴム	百斤	二、五〇	百斤	三、二〇	
五二三、麒麟血	同	六、〇〇	同	据置	
五二四、沒藥	同	三、六〇	同	同	
五二五、乳香	同	三、五〇	同	同	
五二六、松脂	同	四、八〇	同	同	
五二七、シエラツク及バタンラツク	同	二、三〇	同	同	
五二八、其他	同	三、〇〇	同	同	
五二九、(イ)液體燃料	從價	一〇%	從價	同	
	(ロ)其他	一立	二、九〇	一立	同
五三〇、蓖麻子油(機械用)	同	三、九〇	同	三、九〇	
五三一、杏子油	百斤	五、八〇	百斤	七、三〇	
	同	四、五〇	同	据置	

第十類、書籍、地圖、紙及ウツド・パルプ

五三二、石油(イ)箱入(一箱五米ガロン罐二個入)	一立	〇、〇八	一立	〇、〇三	
	(ロ)散荷	十立	一、〇〇	十立	〇、四
五三三、亞麻仁油	一立	〇、〇六	一立	同	
五三四、機械油	同	〇、〇三	同	〇、〇七	
(イ)全部又は一部礦物質	同	〇、〇三	同	〇、〇七	
(ロ)列記せざるもの	同	〇、〇三	同	〇、〇七	
五三五、石鹼	百斤	七、八〇	百斤	八、六〇	
(イ)家庭用洗濯石鹼	從價	二、五%	從價	三、〇%	
(ロ)其他	百斤	六、一〇	百斤	据置	
五三六、ステアリン	一立	〇、〇三	一立	同	
五三七、ターペンチン	同	〇、〇八	同	同	
(イ)礦物質	同	〇、〇八	同	同	
(ロ)植物質	百斤	一三、〇〇	百斤	同	
五三八、黃蠟	同	一、七〇	同	二、六〇	
五三九、パラフィン蠟	同	六、四〇	同	据置	
五四〇、木蠟	同	六、四〇	同	据置	
五四一、列記せざる油脂及蠟(天然又は人造精油天然人造混合油を含む)	從價	一、五%	從價	同	
五四二、書籍(印刷又は寫本のものにして裝幀し又は然らざるもの)但し電信用コード、書畫教授用繪畫類、コッビー書及小兒教授用音楽書を含み其他の樂譜又事務用學用及個人帳簿を除く	同	一	同	免税	
五四三、海内地圖(白地圖、地形地圖、地球儀、教授用標本及掛圖を含む)	同	一	同	免税	
五四四、新聞及雜誌	百斤	〇、三	百斤	据置	
(イ)古物(包装用、再製用)	同	一	同	免税	
(ロ)其他	同	一	同	免税	
五四五、板紙(蠟引、蠟引せざるもの、截ちたるもの、截たざるもの、白色、色付、有光、無光、平面、波形)	同	一	同	免税	
(イ)アイポリ、クロモ、プリストル(一部或は全部に化學製パルプを用ひたるもの)	從價	三、五%	從價	据置	
(ロ)函板紙、模造革板紙、マニラ板紙、シヤツカー	同	一	同	据置	
紙(各種バスター板紙を含む)	百斤	三、五〇	百斤	同	
(ハ)馬糞紙(板)	同	一、五〇	同	同	



五四六、紙巻、煙草用紙

(イ)糸巻或は細軸に巻きたるもの(糸巻或は細軸の重量を含む)

(ロ)其他 同 三五、〇〇 同 同

五四七、片面或は両面蠟引印刷紙(白色又は色付、蠟引アト紙を含む)

五四八、有光或は無光普通印刷紙(白色又は色付、大部分機械製バルブによるもの)

(イ)筒巻 従價 七、五% 従價 同

(ロ)其他 百疋 二、六〇 百疋 同

五四九、書用紙、證書、紙幣及債券用紙 従價 三、〇% 従價 同

五五〇、無地或は紋入蠟光紙及薄面花紋紙(白色又は色付)

五五一、燐寸箱用レッテル 従價 五、五% 従價 据置

五五二、M・Gキヤツズ紙(白色又は色付、大部分機械製バルブによるもの)

五五三、有光、無光、有紋、無紋包裝紙(褐色其他色付油紙及其他の防水紙を含む)

五五四、羊皮紙、パーガミン、グラミン及防油紙(セロファン其他透明紙を含む)

五五五、薄紙(白色或は色付、有紋或は複無の紋寫紙、パイブル・プリント、柏葉紙を含む)

五五六、列記せざる有光、無光、白色、色付、有紋或は無紋の寫字紙及印刷紙(網目紙及無蠟銅板紙を含む)

(イ)機械製バルブを用ひざるもの 百疋 八、四〇 百疋 六、六〇

(ロ)其他 同 七、六〇 同 六、〇〇

五五七、壁紙及び列記せざる浮出模様紙、金屬製紙及其他模様付紙 従價 三、〇% 従價 据置

五五八、列記せざる紙 (イ)機械製バルブを用ひざるもの 従價 二、五% 従價 同

(ロ)其他 同 二、五% 同 同

五五九、化學製ウツド、バルブ 百疋 〇、四〇 百疋 同

五六〇、機械製ウツド、バルブ 同 〇、四〇 同 同

五六一、列記せざる紙製品 従價 三、〇% 従價 同

第十一類、畜産品及同製品

▲皮革、毛皮及毛皮製品

五六二、生皮

(イ)水牛、牛

(ロ)其他

五六三、ベルト用革

五六四、靴底用革

五六五、列記せざる革

五六六、列記せざる革製品(靴釧入等を含む)

五六七、毛皮

(イ)加工せざるもの

(ロ)加工或は染めせるもの

五六八、列記せざる毛皮製品

▲骨、羽毛、毛髪、角、筋、牙、貝殻及同製品

五六九、黄藥

(イ)印度牛黄

(ロ)其他

五七〇、骨及列記せざる同製品

(イ)骨

(ロ)列記せざる同製品

五七一、鱉、皮、穿山甲片

五七二、羽毛及列記せざる同製品

(イ)裝飾用羽

(ロ)其他羽毛 同 一〇% 同 同

(ハ)列記せざる羽毛製品(全部或は一部羽毛を以て作れるもの) 同 三、〇% 同 同

五七三、毛髪及列記せざる同製品 (イ)馬鬣 百疋 一四、〇〇 百疋 同

(ロ)馬尾 同 二、〇〇 同 同

(ハ)其他 従價 一、〇% 従價 同

(ニ)列記せざる毛髪製品 同 二、五% 同 同

五七四、角及列記せざる同製品 (イ)水牛及牛角 百疋 三、八〇 百疋 同

(ロ)鹿角 同 二、〇〇 同 同

(ハ)老幼鹿角 従價 二、五% 従價 三、〇%

(ニ)犀及羚羊角 同 二、〇% 同 一、五%

(ホ)其他 同 一、〇% 同 据置

(ヘ)列記せざる角製品 同 三、五% 同 同

五七五、動物肥料 同 免税 同 免税

五七六、麝香 一疋 八四、〇〇 一疋 据置

五七七、貝殻 従價 一、〇% 従價 同

五七八、獸筋 (イ)牛筋及鹿筋 百疋 三、〇〇 百疋 同

(ロ)其他 従價 二、五% 従價 同



五七九、牙齒及列記せざる同製品

- (イ)象牙完全或は部分品 一疋 一三〇 一疋 同
- (ロ)其他 従價 一〇% 従價 同
- (ハ)列記せざる同製品 同 三五% 同 三〇%

### 第十二類、木材、竹、籐、棕、藁、及同製品

五八〇、板材(長さ一、二五米以下)

- 千枚 一、一〇 千枚 一、五〇
- ▲普通角材(チーク及列記せるものを除く) 同 同 従價 一〇%
- (イ)白棉木棉木 同 同 従價 一〇%
- (ロ)其他 同 同 従價 一〇%
- 五八一、硬材 方一立 二、三〇 同 方一立 据置
- 五八二、軟材 同 一、六〇 同 同 同

▲木挽せる普通角材

- 五八三、硬材(一立方米に付七五金單位以下) 同 四、七〇 同 六、三〇
- 五八四、軟材 同 三、〇〇 同 四、〇〇

▲普通製材(木挽以上の工程を経たるもの但し橋同材を含まず)

五八五、硬材

- (イ)無斑(純量、一立方米につき一三〇金單位以下) 同 八、九〇 同 一、〇〇
- (ロ)商用品となし得るもの(純量一立方米につき八五金單位以下) 同 七、二〇 同 九、六〇
- 五八六、軟材 同 五、一〇 同 六、八〇
- (イ)無斑(純量) 同 同 同 同
- (ロ)商品用となし得るもの(純量) 同 同 同 同

- 五八七、普通橋及圓材 同 三、六〇 同 四、八〇
- 五八八、鐵道枕木 従價 一五% 従價 二〇%
- 五八九、チーク材(角、枚、丸) 同 同 同 同
- 五九〇、列記せざる木材 方一立 一四、〇〇 方一立 一九、〇〇
- ▲木、竹、籐、棕、藁及同製品 従價 一五% 従價 二〇%
- 五九一、袋(藁或は草) 千枚 一〇、〇〇 千枚 据置
- 五九二、竹及列記せざる同製品 千本 一、五〇 千本 一、八〇
- (イ)竹竿 同 同 同 同
- (ロ)其他(竹片及竹皮を含む) 従價 一〇% 従價 一五%
- (ハ)列記せざる同製品 同 三〇% 同 三五%
- 五九三、棕及列記せざる同製品 同 同 同 同
- (イ)生棕片、棕糸 同 一〇% 同 一三、五%
- (ロ)棕繩 同 一五% 同 二〇%

(ハ)棕蓆(門口用) 一打 二、四〇 一打 三、〇〇

(ニ)棕蓆(幅九二種長九二米)

(ホ)列記せざる同製品 従價 二〇% 従價 二五%

五九四、カボック

五九五、包装用マット(船貨下敷用マットを含む) 百疋 四、六〇 百疋 五、九〇

五九六、列記せざる蓆

- (イ)花蓆 同 二〇% 同 二五%
- (ロ)臺灣蓆 一枚 三、五〇 一枚 四、四〇
- (ハ)籐蓆 従價 二〇% 従價 二五%
- (ニ)蒲蓆 百枚 二五、〇〇 百枚 三、〇〇
- (ホ)藁蓆 同 二、〇〇 同 二、五〇
- (ヘ)疊 一枚 〇、一〇 一枚 据置
- (ト)其他 従價 二〇% 従價 二五%

五九七、列記せざる蓆

(イ)藁蓆(幅九二種長三七米) 一卷(七米) 二、一〇 一卷(七米) 二、六〇

(ロ)其他 従價 二〇% 従價 二五%

五九八、籐及列記せざる同製品

- (イ)籐心及籐棒 百疋 二、五〇 百疋 三、〇〇
- (ロ)籐皮 同 五、〇〇 同 六、〇〇
- (ハ)籐片 同 二、五〇 同 三、〇〇

(ニ)列記せざる籐製品 従價 二〇% 従價 三五%

五九九、麥稈、バナマ及同製品

(イ)麥稈及バナマ 同 同 同 同

(ロ)索條 同 同 同 同

(ハ)帽子 同 同 同 同

(ニ)其他列記せざる製品 同 二〇% 同 二五%

六〇〇、木(イ)カマゴン木 百疋 一、三〇 百疋 一、七〇

(ロ)ガロウ木 一疋 一、五〇 一疋 一、八〇

(ハ)プル木 百疋 〇、六〇 百疋 〇、九〇

(ニ)紅木 同 一、四〇 同 二、〇〇

(ホ)白檀 同 同 同 同

(ヘ)麝香水 従價 二〇% 従價 二五%

(ト)コルク 同 同 同 同

(チ)其他(樟、黒楢、香木、沈香等を含む) 同 同 同 同

六〇一、各種木器及列記せざる木製品 同 一五% 同 二〇%

(イ)桶、箱、包装箱及普通木器 同 同 同 同

(ロ)コルク器 同 一〇% 同 一五%

(ハ)家具 同 同 同 同

(ニ)器具(全部或は一部に木材を用ひたるもの) 同 七、五% 同 一〇%



第十四類、陶磁器、磁磁瑯及硝子器

(ホ)白檀木	同	二〇%	同	三五%
(ハ)梓料木	一個	〇、一〇	一個	〇、二三
(ト)燐寸製造材料細木	百疋	〇、八三	百疋	一、七〇
(チ)檢及箱製造材料木條	從價	一五%	從價	二〇%
(リ)燐寸軸木	百疋	〇、四	百疋	一、五〇
(ヌ)木毛(槍製)	從價	一五%	從價	二〇%
(ル)ベニヤ板	同	一五%	同	二〇%
(ヲ)其他	同	二〇%	同	二五%

第十三類、石炭、燃料、ピツ

チ及タール

六〇二、木炭	百疋	一、〇〇	百疋	据置
六〇三、石炭 (イ)無煙炭	一噸	一、八〇	一噸	二、八〇
(ロ)其他	同	一、八〇	同	据置
六〇四、煉炭	從價	一五%	從價	同
六〇五、ピツチ及アスファルト	百疋	〇、八三	百疋	同
六〇六、コールタール	同	〇、六〇	同	同
六〇七、コークス	從價	二〇%	同	同
六〇八、陶磁器	從價	四〇%	從價	五〇%

六〇九、鐵器磁瑯				
(イ)洗面器、碗、取手附湯呑				
(一)徑一徑以下	一打	〇、二五	一打	据置
(二)徑一徑以上二徑以下	同	〇、四	同	同
(三)徑二徑以上三六徑以下	同	〇、五	同	同
(四)其他	從價	二〇%	從價	同
(ロ)其他	同	二〇%	同	同
六一〇、硝子板(鍍銀せるもの)	同	二〇%	同	同
(イ)十分一平方米以下	同	二〇%	同	同
(ロ)二分一平方米以下	同	二〇%	同	同
(一)邊を磨かざるもの	同	二、三	同	同
(二)邊を磨かざるもの	同	一、八〇	同	同
(ハ)二分一平方米以上	同	二、五	同	同
(一)邊を磨けるもの	同	二、〇〇	同	同
(二)邊を磨かざるもの	同	二、〇〇	同	同
六一一、鏡川厚硝子	從價	二〇%	從價	同
(イ)十分一平方米以下				
(ロ)二分一平方米以下				

第十五類、石材、泥土及同製品

(一)邊を磨けるもの	一平方	一、六〇	一平方	同
(二)邊を磨かざるもの	同	一、五〇	同	同
(ハ)二分一平方米以上	同	二、五〇	同	同
(一)邊を磨けるもの	同	二、〇〇	同	同
(二)邊を磨かざるもの	同	二、〇〇	同	同
六一二、列記せざる厚硝子又は薄硝子	從價	二〇%	從價	同
六一三、窓硝子(普通物にて重量一平方米、六、一〇	同	同	同	同
疋以下	同	同	同	同
六一四、窓硝子(色付、燒付、模付、針金入)	同	同	同	同
六一五、硝子器具(化學其他學術用のものは含まず)	從價	二〇%	從價	同
六一六、鏡	同	二五%	同	同
六一七、双眼鏡及眼鏡(完全、部分品共)	同	二五%	同	同
六一八、セメント	同	二〇%	同	同
六一九、鋼玉砂	百疋	〇、八三	百疋	同
六二〇、金剛砂及硝子砂	同	一、一〇	同	同

六一一、耐火煉瓦及煉瓦	從價	一〇%	從價	同
六二二、耐火土	百疋	〇、六	百疋	同
六二三、燧石(ペブルを含む)	同	〇、六	同	同
六二四、瓦	從價	一五%	從價	二〇%
(イ)細面瓦	同	四、〇〇	百疋	四、〇〇
(ロ)其他	同	同	同	同
六二五、坩堝	同	一五%	同	二〇%
六二六、列記せざる石材、泥土及同製品	同	一五%	同	二〇%
(イ)製品	同	二〇%	同	据置
(ロ)其他	同	一五%	同	同
六二七、琥珀、珊瑚、龍甲(眞正及模造品共)	從價	二五%	從價	三〇%
(イ)製品	同	一五%	同	三〇%
(ロ)其他	同	一〇%	同	据置
六二八、動物	同	一〇%	同	据置
六二九、石棉及同製品	同	一五%	同	同
(イ)塊、粉及纖維	同	一五%	同	同

第十六類、雜品



(ロ)工場用板紙	百疋	二、八〇	百疋	同
(ハ)板及包(織込めるもの)	従價	二五%	従價	同
(ニ)板及包(壓縮せるもの)	同	二五%	同	同
(ホ)糸	百疋	一七、〇〇	百疋	同
(イ)其他	従價	二五%	従價	同
六三〇、晴雨計、寒暖計、(製圖、測量、醫學、航海、眼科、外科、齒科、其他各研究上の器具にて部分品又は附屬品共)	同	七五%	同	一〇%
六三一、列記せざる建築材料	同	一五%	同	二〇%
六三二、錠鈕	同	一五%	同	二〇%
(イ)金屬製(貴金屬製又は貴金屬を被せたるは含まず)	一グ	〇、八	一グ	据置
(ロ)瀧戸又は普通硝子製	十二グ	〇、三〇	十二グ	同
(ハ)貝類製	一グ	〇、三〇	一グ	同
(ニ)其他	従價	二五%	従價	同
六三三、骨董品	同	二五%	同	三〇%
六三四、七寶燒、薩摩燒漆器	同	四〇%	同	据置
六三五、列記せざる裝飾用品及同製品(金銀箔、金銀布、金銀紙、金銀線を含む)	同	二五%	同	同
六三六、金剛砂布	同	二五%	同	同
(イ)一枚十分一平方米以下	一連	二、〇〇	一連	同
(ロ)一枚十分一平方米以上	従價	一〇%	従價	同
六三七、工業用爆發藥	同	一〇%	同	同
六三八、扇子	同	二〇%	同	同
(イ)椰子葉製	同	二〇%	同	同
(ロ)紙製品又は綿布製品	千本	一〇、〇〇	千本	同
(ハ)其他	従價	二五%	従價	同
六三九、列記せざる肥料	同	一〇%	同	同
六四〇、膠	百疋	三、五〇	百疋	五、〇〇
六四一、蓄音機、眼管其他各種蓄音機(部分品及附屬品共)	従價	三〇%	従價	据置
六四二、石膏	百疋	〇、一七	百疋	同
六四三、製帽用麥桿頂田及纖維	従價	一〇%	従價	同
六四四、印度護謨、ウタ・パーチャ及同製品	(イ)印度護謨(生、舊、屑)及生カタ・パーチャ	同	一〇%	同
(ロ)長靴及短靴(全部又は一部護謨にて製造せる履物を含む)	同	三〇%	同	同
(ハ)列記せざる護謨製品	同	二〇%	同	六元%
(ニ)其他	同	二五%	従價	二五%
六四五、列記せざる寶石及裝飾品	同	二五%	同	三〇%

六四六、列記せざる洋燈及洋燈器従價	二五%	従價	据置	
六四七、人造皮革、油布(敷物用油布を含まず)及同製品	同	二五%	同	
(イ)人造皮革及油布	同	二五%	同	
(ロ)人造皮革及油布製品	同	三〇%	同	
六四八、リノリウム及列記せざる其他床敷類	同	三〇%	同	
六四九、機械調帯及ホース	同	二五%	同	
六五〇、美爪器及部分品、パツフ及化粧箱	同	二五%	同	
六五一、安全木燭寸及其他木燭寸	同	二五%	同	
(イ)小箱(長さ五一耗、幅三五耗、高さ一六耗以下)	同	四〇%	同	
(ロ)大箱(長さ四六耗、幅三五耗、高さ一九耗以下)	五十グロス入箱	三、〇〇	同	
(ハ)箱の長さ、幅、高さの何れか、(ロ)項以上	従價	四〇%	従價	同
六五二、樂器	同	二五%	同	
(イ)完成物	同	二五%	同	
(ロ)部分品及附屬品	同	一〇%	同	
(一)オルガン簧	同	一〇%	同	
(二)象牙鍵盤	同	一〇%	同	
(三)其他	同	二〇%	同	
六五三、眞珠	同	二五%	同	
六五四、ペン、鉛筆その他	同	二五%	同	
六五五、香水、白粉、化粧、石鹸、クリーム、齒磨、ペーラム、其他化粧粉類	同	三〇%	同	
六五六、各種寫眞機及活動寫眞機及材料(化學藥品を除く)	同	三〇%	同	
六五七、花卉	同	一〇%	同	
六五八、天然又は模造寶石(玉石、瑪瑙を含む)及同製品	(イ)カットイング及磨きをかけざるもの	同	一〇%	同
(一)寶石	同	二五%	同	
(二)其他	同	二五%	同	
(ロ)其他	同	二五%	同	
六五九、列記せざる印刷及石版材料	同	一五%	同	
六六〇、サンド・ペーパー	一連	〇、六〇	一連	同
(イ)一枚十分一平方米以下	従價	一〇%	従價	同
(ロ)一枚十分一平方米以上	同	一〇%	同	
六六一、海綿	同	一五%	同	
六六二、列記せざる運動用具	同	一五%	同	
六六三、穀粉	同	一五%	同	



六六四、樹脂合成物（セルロイド、ペークライトの如きもの及列記せざる同製品）

(イ) 製品 同 二五% 同 三%

(ロ) 其他（塊、調常、棒、竿、板、薄板、管等完全ならざるもの） 同 一五% 同 二〇%

六六五、自動調温機、同部分品及附屬品 同 二〇% 同 二五%

六六六、煙草用器具 同 三〇% 同 据置

六六七、化粧用品（櫛、刷子等） 同 二五% 同 三〇%

六六八、玩具及遊戯品 同 三〇% 同 三〇%

六六九、各種トランク、スーツケース、學用靴、名刺入、寶石箱、ポルトフォリオ及旅行用鞆等 同 三〇% 同 据置

六七〇、洋傘及日傘

(イ) 柄の全部又は一部分を貴金屬、象牙、雲母、髓甲、瑪瑙等又は寶石を以て裝飾したるもの 同 二五% 同 同

(ロ) 其他各柄柄にて木綿又は木綿を交へたる傘（絹製を除く） 一本 〇・三〇 一本 同

(ハ) 其他各柄柄にて絹又は絹を交へたる傘 同 〇・五〇 同 同

### 輸出關稅定率表

(ニ) 其他各種柄にて紙製傘 同 〇・三〇 同 同

(ホ) 其他各種柄の傘 從價 二五% 從價 同

(ヘ) 部分品及附屬品 同 一〇% 同 三〇%

六七一、美術品（繪畫、彫像、腐刻版畫、油繪、彫製及同複寫或は再製品） 同 二〇% 同 据置

六七二、本稅則中に列記せざるもの 同 一五% 同 三〇%

第一類 動物及同製品並に魚介

第二類 植物製品

豆—穀殼及同製品—植物性染料—鮮果及加工果物—藥材及香料—油脂及蠟—種子—酒—砂糖—茶—煙草—蔬菜—其他植物製品

第三類 竹、燃料、籐、木材及紙類

竹及同製品—燃料—籐及同製品—木材及同製品—紙

第四類 紡織纖維及同製品

紡織纖維—織糸、縫糸、編織品及莫大小製品—織物—其他紡織品

第五類 金屬、礦物及同製品

九 鮮凍肉（鳥獸及家禽を含む）（註三） 從價 七・五%

一〇 加工肉

(イ) ハ ム（散荷） 百疋 五・七%

(ロ) 其他 從價 七・五%

二 骨（虎骨を含む） 同 七・五%

三 牛 膠 百疋 一・九%

三 牛 及 水牛角 同 一・四〇%

四 鹿 角 同 五・九%

五 老 鹿 茸 從價 七・五%

六 若 鹿 茸 同 七・五%

七 麝 香 同 七・五%

八 貝殼及牡蠣殼 百疋 〇・三%

九 水牛、牛及鹿筋 同 四・九%

二〇 獸 脂 同 二・一〇%

二一 動物性蠟

(イ) 白 蠟（虫蠟） 同 九・三〇%

(ロ) 黃 蠟（蜂蠟） 百疋 六・三〇%

三 其他列記せざる動物製品 從價 七・五%

【註一】 西班牙向卵及同製品の輸出には原產地證明を要する

【註二】 羽毛を剝がざる鳥皮の輸出は禁止されてゐる

【註三】 野性禽獸の輸出には制限が付せられてゐる

金屬及同製品—硝子及同製品—土、砂、石及同製品

第六類 雜品

化學製品及化學合成品—印刷物—雜貨

### 第一類 動物及同製品並に魚介

▼ 動物及同製品（生皮、鞣皮、毛皮、魚介及海産物を含む）

稅番 品 目 單位 稅率（國幣元）

一 動物（生けるもの） 從價 七・五%

二 豚 毛 同 七・五%

三 卵及同製品（註一）

(イ) 乾卵白、乾卵黃及乾卵黃白 同 五%

(ロ) 凍濕卵白、凍濕卵黃及凍濕卵黃 同 五%

白（グリセリン加工卵を含む） 同 五%

(ハ) 鮮卵（鮮凍卵含む） 同 五%

(ニ) 鹽漬其他加工卵 千個 一・〇〇%

四 羽毛（註二） 從價 七・五%

五 馬 毛 同 七・五%

六 頭 髮 同 七・五%

七 蜂蜜（未精製蜂蜜を含む） 百疋 二・〇〇%

八 腸 從價 五%







含む

(イ)蜜漬及糖詰

(ロ)林檎

(ハ)梨

(ニ)柿

(ホ)干柿

(ヘ)其他

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

(ニ)其

(ハ)其

三	人參	從價	七・五%
三	甘草(碎きたるものを含む)	百斤	二・八〇
四	肉豆蔻	同	四・九〇
五	蜜柑及柚皮	從價	五%
六	大黃	百斤	三・九〇
七	藥劑(丸散及膏藥類)	從價	五%
八	其他列記せざる藥材及香料	同	五%
九	八角油	從價	五%
一〇	豆油	百斤	〇・五二
一一	桂皮油	同	二・八〇
一二	蓖麻子油	同	一・八〇
一三	棉實油	同	〇・四
一四	落花生油	同	〇・四
一五	大麻子油	同	〇・四
一六	亞麻仁油	同	〇・四
一七	紫蘇油	同	〇・四
一八	菜種油	同	〇・四
一九	胡麻油	同	〇・四
二〇	桐油	同	四・一〇
二一	八角油	從價	五%
二二	豆油	百斤	〇・五二
二三	桂皮油	同	二・八〇
二四	蓖麻子油	同	一・八〇
二五	棉實油	同	〇・四
二六	落花生油	同	〇・四
二七	大麻子油	同	〇・四
二八	亞麻仁油	同	〇・四
二九	紫蘇油	同	〇・四
三〇	菜種油	同	〇・四
三一	胡麻油	同	〇・四
三二	桐油	同	四・一〇

一三 其他列記せざる植物性油

一四 樹脂(柏油)

一五 木蠟(漆油)

一六 落花生

(イ)殼付

(ロ)殼無(遊皮なし落花生仁を含む)

一七 杏仁

一八 蓖麻實

一九 棉實

二〇 蓮實

二一 亞麻實

二二 西瓜種

二三 蘇實

二四 菜種

二五 胡麻(皮なしものを除く)

二六 其他列記せざる種子

二七 酒及藥酒

二八 其他列記せざる酒精含有飲料

一	紅茶	無稅	
二	磚茶	無稅	
三	綠茶	無稅	
四	唇茶	無稅	
五	未烤茶(毛茶)	無稅	
六	香入茶	無稅	
七	茶片	無稅	
八	茶壺	無稅	
九	其他列記せざる茶	無稅	
一〇	葉卷及紙卷煙草	從價	七・五%
一一	葉煙草	百斤	三・〇〇
一二	刻煙草	同	三・五〇
一三	其他列記せざる煙草	從價	七・五%
一四	食用菌(木耳)	無稅	



(イ)黒もの  
 (ロ)其 他  
 一 蒜 從價 百疋 五・九〇  
 二 乾金針菜 百疋 七・五〇  
 三 椎 茸 同 〇・三五  
 四 乾及鹽漬大根 同 一・八〇  
 五 其他列記せざる乾、鮮及鹽漬蔬菜 同 一・〇〇  
 六 其他列記せざる乾、鮮及鹽漬蔬菜 從價 五%

▼其他植物製品  
 一 豆 腐 從價 七・五〇  
 二 飼 料(青草及乾草) 同 五%

一 醬 油 百疋 〇・八八  
 二 豆 菜 麵 及 マカロニー 同 一・五〇  
 三 其他列記せざる植物製品 同

(イ)インドゴム、ガタバーチヤ及同製品 無税  
 (ロ)其 他 從價 七・五〇

### 第三類 竹、燃料、籐、木材及紙類

▼竹及同製品  
 一 喫 竹 (イ)直徑二五耗及同以上のもの 千本 一・四三

(ロ)直徑二五耗以下のもの  
 一 割竹及竹皮 從價 百疋 〇・四〇  
 二 列記せざる竹器 無税 七・五〇  
 三 炭 料 同 一・八〇  
 四 兎 木 炭 百疋 〇・二〇  
 五 石炭(屑炭及屑炭製磚炭を含む) 一 疋 〇・五〇  
 六 コークス 同 一・〇〇  
 七 薪 同 〇・一〇

▼籐及同製品  
 一 籐 皮 從價 百疋 七・五〇  
 二 籐 片 百疋 一・一〇  
 三 籐條(籐芯を含む) 百疋 〇・六〇  
 四 籐器及籐製家具 無税

▼木材及同製品  
 一 毛 梁 無税  
 (イ)硬 材 從價 七・五〇  
 (ロ)其 他 同 七・五〇

(a)角 材 從價 七・五〇  
 (一)長さ八米、底三〇平方釐以下のもの  
 (二)其 他 同 七・五〇  
 (b)角材以外のもの 同 七・五〇

(ロ)軟 材 同 七・五〇  
 一 天 橋 及 桁  
 (イ)硬 材 同 七・五〇  
 (a)長さ一二米以下  
 (b)長さ一八米以下  
 (c)長さ一八米以上  
 (ロ)軟 材 同 七・五〇  
 (a)長さ一二米以下  
 (b)長さ一八米以下  
 (c)長さ一八米以上

一 瓦 杭、柱及舵梁(底部より一・五米の部分の圓周一・一米を超える軟材の柱は除く) 從價 七・五〇

二 六 板 (イ)硬材(樟、紅木及チーク板を除く)  
 (a)長さ五米巾三〇釐厚七六耗以下 同 七・五〇  
 (b)長さ七米巾三〇釐厚七六耗以下 同 七・五〇  
 (c)其 他 同 七・五〇  
 (ロ)軟 材 同 七・五〇  
 (a)厚二五釐以下 同 七・五〇  
 (b)厚二五釐以上五一釐以下 同 七・五〇

(c)厚五一釐以上七六釐以下 同 七・五〇  
 (d)厚七六釐以上一〇二釐以下 同 七・五〇  
 (e)厚一〇二釐以上一三七釐以下 同 七・五〇  
 (f)厚一三七釐以上一五二釐以下 同 七・五〇  
 (g)厚一五二釐以上 同 七・五〇

一 六 チーク 同 七・五〇  
 二 其他列記せざる木材及木(樟及紅木板を含む) 同 七・五〇  
 三 木器及其他列記せざる木製品 無税

▼紙  
 一 高 級 紙(一疋圓幣三一元以下のもの) 無税  
 二 次 級 紙(一疋圓幣一五元以上三一元以下のもの) 無税  
 三 下 級 紙(一疋圓幣一五元以下のもの) 無税  
 四 紙 箔(紙箔製燒紙を含む) 從價 七・五〇  
 五 馬 糞 紙 無税  
 六 其他列記せざる紙及紙製品 無税

### 第四類 紡織纖維及同製品

▼紡織纖維  
 一 家 置 繭(双繭を含む)(註一) 百疋 二八・〇〇



一七 層 繭 (註二)	從價	七・五%	一九〇 其他列記せざる紡織纖維(註六)	從價	七・五%
一七 野 蠶 繭	同	七・五%	【註一】 包装時に於ける壓搾の爲め繰糸なし得ざるに至ると否とに拘らず元來繰糸に適したる双繭は均しくこれを含む。		
一七 棕 櫚 糸 (イ) 棕 櫚 糸 (ロ) 生 棕 櫚	百疋	一・七〇	【註二】 包装壓搾前既に繰糸に適せざるものを含む		
一七 棉 花	從價	七・五%	【註三】 ヘアー屑中一〇%以下のウールを含むもの或はウール一〇%以上含むものにして百疋四九・六〇元以下のものを含む		
一七 屑棉(フライ・コットンを含む)	百疋	三・〇〇	【註四】 屑繭皮より紡げる土絲皮を含む		
一七 山羊毛(ヘアー)(註三)	百疋	〇・七四	【註五】 ヘアー屑中ウール一〇%以上を含み百疋四九・六〇元以上のものを含む		
一七 大 麻	從價	五%	【註六】 百疋二四・八〇元以下の綿羊毛屑を含む		
一七 黄 麻	同	三・五〇	▼織糸、縫糸、編織品及莫大小製品		
一七 苧 麻	同	一・九〇	一五 繩 及 綱		
一八 双 繭 生 糸	同	二・九〇	一六 繩 靴 下		
一八 白 糸 (再 繰 糸 及 機 械 糸 を 含 む)	無税	無税	一七 軸 卷 綿 縫 糸 (四 六 米 以 下 の 物)	一 哥	無税
一八 野 蠶 糸 (機 械 糸 を 含 む)	無税	無税	一八 其 他 列 記 せ ざ る 綿 縫 糸	百 疋	〇・〇六
一八 黄 糸 (再 繰 糸 機 械 糸 を 含 む)	無税	無税	一九 其 他 列 記 せ ざ る 綿 縫 糸	同	二・八〇
一八 屑 糸 (綿 糸 屑 及 繭 衣 を 含 む) (註 四)	從價	五%	二〇 刺 繡 品 (絹 及 其 他 の 材 料 に よ る 物)	無税	無税
一八 打 綿	從價	五%	二一 レ ー ス 及 ト リ ミ ン グ	無税	無税
一八 駝 毛	同	五%	二二 苧 麻 織 糸 及 縫 糸	無税	無税
一八 山 羊 毛 (ウール)(註五)	同	五%			
一九 羊 毛	同	五%			

一九 絹 織 糸 及 縫 糸	百疋	無税	二三 衣服及同附屬品		
二〇 毛 織 糸 及 毛 絲	百疋	二・〇〇	(イ) 絹 製		無税
二〇 織 物	百疋	三・九〇	(ロ) 雜 絹 糸 製		無税
二〇 粗 麻 布 (一 種 に 付 繰 糸 數 一 六 本 以 下 の 物)	無税	無税	(ハ) 綿 製		無税
二〇 細 麻 布 (一 種 に 付 繰 糸 一 六 本 以 上 の 物)	無税	無税	(ニ) 其 他		無税
二〇 絹 布 (絹、人絹及絹人絹交織並に絹又は人絹と綿毛との交織品を含む)	無税	無税	二三 其他列記せざる紡織品(註)	從價	七・五%
二〇 絹 袖	無税	無税	【註】 純絹糸及雜絹糸を交織せる列記せざる紡織品は無税である		
二〇 其他列記せざる織物	從價	七・五%			
▼ 其他紡織品					
二〇 綿 毛 布 及 敷 布	百疋	七・七〇	二四 礦 石	從價	七・五%
二〇 毛 布 (綿 毛 交 織 品 を 含 む)	一 枚	〇・三三	二五 アンチモニー		
二〇 麻 袋	百疋	一・一〇	(イ) 粗 アンチモニー	百疋	一・七〇
(イ) 新 物	同	〇・六四	(ロ) 純 アンチモニー	同	二・三〇
(ロ) 古 物	同	〇・七〇	二六 黄銅及同製品(註一)		無税
二〇 タオル	同	無税	(イ) 鈕 釦	百疋	一三・〇〇
二一 羊 毛 製 絨 毯 (綿 毛 交 織 絨 毯 及 床 敷 を 含 む)	同	無税	(ロ) 筒	同	四・九〇
			(ハ) 釘	同	三・九〇
			(ニ) 線	同	無税
			(ホ) 黄銅器	同	無税

第五類 金屬、礦物及同製品

二四 礦 石	從價	七・五%
二五 アンチモニー		
(イ) 粗 アンチモニー	百疋	一・七〇
(ロ) 純 アンチモニー	同	二・三〇
二六 黄銅及同製品(註一)		
(イ) 鈕 釦	百疋	無税
(ロ) 筒	同	一三・〇〇
(ハ) 釘	同	四・九〇
(ニ) 線	同	三・九〇
(ホ) 黄銅器	同	無税



(イ) 箔	同	七・五%	(イ) 箔	同	一三・〇%
(ロ) 錠及塊	同	無税	(ロ) 錠及塊	同	五・九%
(ハ) 錫器	從價	七・五%	(ハ) 錫器	無税	
(ニ) 其 他	同	七・五%	(ニ) 其 他	從價	七・五%
三三 亞鉛及同製品	同	七・五%	(イ) 白 鉛	百斤	一・四%
(イ) 其 他	從價	七・五%	(ロ) 其 他	從價	七・五%
三九 金銀及同製品(註二)	無税		三五 其他列記せざる金屬及同製品		
(イ) 條及塊(砂金を含む)	從價	七・五%	(イ) 製 品	從價	無税
(ロ) 金銀器	從價	七・五%	(ロ) 其 他	從價	七・五%
三〇 鐵及同製品			【註一】 銅、青銅及黃銅を溶解して尙器物に製せざるも の及び舊屑鋼鐵は輸出を禁止されてゐる		
(イ) 條、片等(粗鋼を含む)	從價	無税	【註二】 金は輸出禁止、銀兩及銀條塊板錠にして鑄貨に 供せらるべきもの、輸出には從價二、二五%を 課す、但し中央造幣廠の鑄造する廠條は無税で ある。		
(ロ) 釘	無税		【註三】 舊鉛は輸出禁止		
(ハ) 鐵鐵及ケントレッヂ(註一)	從價	七・五%	▼硝子及同製品		
(ニ) 線	無税		三六 腕環及踝環	無税	
(ホ) 其 他	無税		三七 硝子珠(着色或は無色)	無税	
三二 鉛及同製品(註三)			三八 板硝子	無税	
(イ) 塊及條	百斤	一・〇%			
(ロ) 片	同	一・五%			
(ハ) 其 他	從價	七・五%			
三三 水 銀	百斤	一三・〇%			
三三 錫及同製品					

三九 其他列記せざる硝子及硝子器	無税		三四 化粧石鹼	從價	五%
▼土、砂、石及同製品(磁器及珪瑯磁器を含む)			三五 結晶曹達	百斤	〇・六%
三〇 煉瓦及タイル	從價	五%	三六 酒 精	一立	〇・〇一
三一 セメント	百斤	〇・八三	三六 生 漆	從價	五%
三二 大理石	同	一・一〇	三九 其他列記せざる化學製品	同	五%
三三 陶磁器	無税		▼印 刷 物		
三四 磁瑯磁器及七寶燒	無税		三五 書籍(廣告、繪本、軸、日記、裝訂 或は未裝訂の銅線カレンダーを含む 古籍、古書、卷軸は除く)(註)	無税	
三五 其他列記せざる石、土、砂及同 製品	從價	五%	三二 圖書及圖表(海圖及地圖を含む)	無税	
<b>第六類 雜 品</b>					
▼化學製品及化學合成品					
三六 青 礬	百斤	〇・六%	三五 新刊雜誌及新聞	無税	
三七 明 礬	同	〇・三%	三五 其他列記せざる印刷物	無税	
三八 砒 素	同	二・一〇	【註】 支那の古籍、名人の稿本、孫文の遺墨等は輸出を 禁止してゐる	無税	
三九 墨	從價	七・五%	▼雜 貨		
四〇 鉛丹、鉛白及鉛黃	百斤	一・九%	三四 麥稈價田及麥稈帽	無税	
四一 ポツターシユ	同	〇・九%	三五 蠟 燭	百斤	二・三%
四二 鶏冠石	同	二・三%	三六 糖菓及砂糖漬	百斤	一・八〇
四三 香樹脂	百斤	〇・六%	三七 容器及包装用品		
四四 洗濯石鹼	同	一・三%	(イ) 空サイダー及麥酒瓶(既に輸入 税を納めたるものにして再輸出す		



る外國品

(ロ)空木箱(再使用のため返還するもの)	無税
(ハ)包装用茶箱及同材料	無税
(ニ)鐵桶(油桶の如きものにして輸入税を納付せるもの)	無税
(ホ)酒瓶及糖果罐	無税
(ヘ)茶箱レットル	無税
(ト)空石油罐(凹まざる完全品)	無税
三 骨董品(法令にて禁止せるものを除く)	七・五%
三 瓦扇	無税
三 爆竹	無税
三 石膏	無税
三 へアー・ネット及へアー・スワイツナ	〇・三〇
三 象牙器	無税
三 齒線香	無税
三 傘	一・三〇
三 無地或は花模様漆器	無税
三 白燐或は黄燐燐寸を除く)	無税
一 哥	〇・三〇

三六 麩麩及蘭蓆(註)

三九 地蓆(註)

【註】 蓆は凡て草蒲葦を以て織れるもの或は編めるもの又無地もの、書檯板或は織維染に拘らず(イ)長一九八釐巾一三七釐以下のものは税番二六八號により(ロ)巾長共これ以上のもの(床敷風に織れるものを含む)は第二六九號による。

中央黨部職員

第四次全國代表大會選出

- (民國廿一年十一月)
- 蔣中正 汪兆銘 胡漢民 孫科 戴傳賢 宋慶齡 何應欽 陳果夫 葉楚傖 朱培德 吳鐵城 于右任 宋子文 何成濬 王柏齡 邵元冲 朱家驊 張羣 劉峙 楊樹莊(死亡) 周啓剛 陳立夫 陳慶英 丁惟汾 曾養甫 方覺慧 王伯羣 何香凝 伍朝樞(死亡) 李文範 劉紀文 劉蘆隱 鄒魯 閻錫山 馮玉祥 趙戴文 李烈鈞 柏文蔚 覃振 石青陽 熊克武 王法勤 陳公博 程潛 顧孟餘 經亨頤 甘乃光 居正 石瑛 劉守中 丁超五 張貞 孔祥熙
- 王正廷 周佛海 顧祝同 夏斗寅 賀耀組 楊杰 桂崇基 馬超俊 陳濟棠 陳策 白崇禧 李揚敬 余漢謀 林翼中 張惠長 鄧家彥 茅視權 李宗黃 白雲梯(候補委員) 張知本 傅汝霖 張羣村 黃實 朱霽青 陳樹人 繆斌 陳耀垣 劉文島 魯滌平 張道藩 趙丕廉 余井塘 薛篤弼 焦易堂 鹿鍾麟 苗培成 程天放 克輿額 區芳浦
- 蕭吉珊 黃旭初 朱紹良 程天固 龍雲 詹菊似 謝作民 黃季陸 梁寒操 錢大鈞 關素人 段錫朋 李任仁 鄧占南 曾仲鳴 黃慕松 崔廣秀 張厲生 黃復生 羅家倫 張定璠 戴愧生 李敬濟 王琪 何世楨 范予遂 曾擴情 王懋功 唐生智 陳慶雲 谷正綱 唐有壬 楊愛源 王陸一
- 【註】もと當選委員に陳銘樞、李濟深、方振武、陳友仁の四名が居たが黨籍を遷奪され、馬福祥病没したので候補委員中より鄧家彥以下四名が補充された中央執行委員會常務委員
- 胡漢民 汪兆銘 蔣中正 于右任 葉楚傖 顧孟餘 居正 孫科 陳果夫

中央執行委員會

中央監察委員會

(民國廿一年十一月)

鄧澤如 蕭佛成 謝持 陳壁君 王羣

第四次全國代表選出

- 惠 吳敬恒 張人傑 林森 蔡元培 張繼 邵力子 李煜瀛 恩克巴圖 褚民誼 柳亞子 張學良 楊虎 蔣作賓 洪陸東 許崇智 香翰屏 唐紹儀 李



宗仁 張發奎(候補委員) 楊庶堪 黃紹雄 郭春濤 李福林 潘雲超 陳布雷 商震 陳嘉祐 林雲核 鄧青陽 林直勉 繆培南 方聲濤 李綺庵 陳中孚 鄧飛黃 孫鏡亞 黃少谷 蕭忠貞 紀亮 季次溫

### 中央監察委員會

#### 臨時常務委員

林森 蔡元培 張人傑 張繼 邵力子

### 中央執行委員會

#### 各會處

▲秘書處(秘書長)葉楚傖(秘書)王子壯 王啓江 沈君甸(科長) 議事科 王子弦 文書科黃琴 會計科陳松年 出納科陳壽松 庶務科段兆麟 出版科 沈君甸 治療室主任夏禹鼎  
▲組織委員會(主任)陳立夫(副主任)谷正綱(委員)鄒魯 吳鐵城 石青陽 白雲梯 張道藩 余井塘 段錫朋 張

劉任元(主任) 文書科劉君著 審查科 王聯帆 稽核科沈英

### 中央政治會議委員

▲常務委員 中央常務委員之れを兼ぬ  
▲委員 中央執監委員之れを兼ぬ  
▲別席委員 中央候補執監委員之れを兼ぬ

### 中央政治會議各組委員

▲財政組(召集委員)孔祥熙 邵元冲(委員)吳敬恒 宋子文 于右任 陳果夫 陳立夫 邵元冲 余井塘 丁超五 丁惟 陳壁君 石瑛 唐有壬 王陸一 孔祥熙 葉楚傖 褚民誼 梁寒操  
▲法制組(召集委員)戴傳賢 覃振(委員)戴傳賢 覃振 丁惟汾 方覺慧 朱家驊 邵元冲 程天放 葉楚傖 谷正綱 陳公博 鄧飛黃 王法勤 羅

厲生 范子遂 趙丕廉 鄧飛黃 黃培成 焦易堂 楊虎 季敬齋(秘書) 曾擴情 洪蘭友 黃學飛

▲宣傳委員會(主任)邵元冲(副主任)羅家倫(委員)劉蘆隱 經亨頤 甘乃光 桂崇基 程天放 黃季陸 梁寒操 朱家驊 克興領 周佛海 趙家彥 唐有壬 黃少谷 關雲超(秘書) 朱雲光 蕭同茲 方治

▲民衆運動指導委員會(主任)陳公博(副主任)王陸一(委員)張知本 王法勤 王柏齡 陳肇英 張群 傅汝霖 馬擴俊 朱霽青 王棋 何世楨 曾憲情 王懋功 方覺欽 郭春超 蕭忠貞  
▲地方自治指導委員會 尙其照 曹煥章 周岡 芳炳 徐維道 關雲 王五樹

▲海外黨務委員會(主任)周啓剛(副主任)陳耀垣(委員)蕭吉珊 詹菊似 謝作民 關素人 鄭占南 黃嘉松 魏愧生 李次溫 黃復生 曾養甫 李綺

文幹 馬超俊 熊家倫 焦易堂 王世杰

### 中央政治會議秘書處

### 中央政府職員(一)

(主席)林森(委員)蔣中正 胡漢民 唐紹儀 張人傑 蔡元培 蕭佛成 鄧澤如 謝持 許崇智 王法勤 李烈鈞

### 國民政府會議委員

鄒魯 陳立夫 葉楚傖 宋子文 王伯群 黃復生 熊克武 閻錫山 馮玉祥 趙戴文 王樹翰 劉向清 柏文蔚 程潛 蔣廷黻 恩克巴圖 楊庶堪 劉守中 張繼 王正廷

### 中央政府職員(二)

(政府に直屬するもの)

(印鑄局長)周仲良(秘書)高凌百外 九名(參事)沈鈺外三十名

### 文官處

(文官長)魏懷(文書處長)許靜芝

應 會仲鳴 崔廣秀 丁超五

▲華僑捐款保管委員會(委員)林森蔣中正 汪鄧銘 于右任 葉楚傖

▲黨史資料編纂委員會(委員)胡漢民蔣中正 邵元冲 王寵惠 鄧澤如 戴傳賢 吳敬恒 林森 張繼 居正

▲撫恤委員會(委員)汪兆銘 胡漢民 陳果夫 葉楚傖 孫科 吳敬恒 丁惟汾 居正 邵元冲

▲教育文化委員會(一)中國童子軍總會 會長蔣中正 副會長戴傳賢 何應鈞 籌備委員戴傳賢 朱家驊 張治中 顧樹森 吳貽芳 章駿 汪強 周亞衡 端木傑 桂永清 騰傑 黃仁霖(二) 中央派遣留學生管理委員會(委員)張忠道 吳保豐 徐思曾 王啓江 沈君甸

### 中央監察委員會各會處

(臨時秘書長)蕭吉珊(秘書)伍士焜

### 書處

(秘書長)唐有壬(常務秘書)狄麟 胡翰 朱雲光 葉秀峯



### 參軍處

(參軍長) 呂超 (典禮局長) 張希鸞  
(總務局長) 田士捷 (參軍) 田士捷外  
九名

### 主計處

(主計長) 陳其秉 (會計局長) 楊汝樞  
(會計局長) 秦汾 (統計局長) 吳大鈞

### 行政院

(院長) 汪兆銘 (副院長) 孔祥熙 (秘書長) 褚民誼 (政務處長) 彭學沛 (秘書) 劉泳閻 曹涇沅 屈向邦 胡邁 方叔章 張昌言 溫良 黃濬 曹宗蔭 (參事) 陳銳 劉孝權 朱宗良 吳頌 奉 徐象樞 郭介松 滕固

### 立法院

(院長) 孫科 (副院長) 邵元冲 (秘書長) 梁寒操 (秘書) 區鼎新 程元斟

### 監察院

(院長) 于右任 (副院長) 丁惟汾 (參事) 商文立 張有倫 高翔 吳建常 王文海 鄧壽葵 (秘書長) 王陸一 (秘書) 饒智修 林景 (監察委員) 劉三 高一涵 高友唐 樂景濤 李夢庚 周利生 姚雨平 羅介夫 劉成禺 王平 政 謝无量 蕭登 劉荻青 鄭蝶生 于洪起 田炳錦 高魯 邵鴻基 張華 關 楊仁天 黎丹 王廣慶 王憲章 曾道 朱雷章 巴文峻 白瑞 李世軍 何憚五 胡伯岳 楊亮功 楊天賦 楊 譚笙 熊育錫 王芹 杜義 王子壯 朱宗良 嚴莊 程運鵬 劉覺民 梅公 任 吳瀚濤 李正樂 (監察使) 劉守中 周震麟 段宏綱

### 軍事委員會

(委員長) 蔣中正 (委員) 關錫山 馮 玉祥 李宗仁 張學良 李烈鈞 陳濟

曾啓輝 呂光 (編譯處長) 謝保樵 (編修) 梁廣恩 祝世康 高陰棠 溫雄飛 謝徵孚 (立法委員) 馬寅初 傅秉常 呂志伊 焦易堂 史尙寬 林彬 陳肇 英 馬超俊 劉樹訓 彭養光 戴修駿 樓桐孫 吳尙鷹 馮兆異 張志韓 陶 玄 鄧召蔭 陳長衡 盧仲琳 張鳳九 方覺慧 劉積學 羅鼎 蔡暄 衛挺生 劉克儉 劉景新 朱和中 史維煥 朱 履齋 黃古昌 郝朝俊 竺母慈 鄭慎 辰 黃華表 張維翰 李仲公 狄膺 程中行 何遂 丁超五 張知本 梁寒 操 潘雲超 王棋 王秉謙 戴任 馮 自由 徐元誥 張國元 黃一歐 劉通 鄧哲熙 王崑崙 鄧鴻業 王淑芳 鄧 公支 吳經熊 瞿曾澤 趙琛 盛振為 陳茹玄 羅雲炎 姚傳法 孫維棟 祁 志厚 陳君揆 王會善 陳劍如 陶履 謙 簡又文 鍾天心 王孝英 胡宜明 王毓祥 楊公達 謝壽康 董其政 周 一志 趙文炳 迪魯瓦 谷正綱 周維

### 司法部

(院長) 居正 (副院長) 覃振 (參事) 謝冠生 吳昆吉 潘恩培 劉子芳 王 勳希 蔡達生 (秘書長) 謝冠生 (秘書) 王鈞善 陳簡民 蕭輝錦 陳明

### 考試院

(院長) 戴傳賢 (副院長) 鈕永建 (參事) 劉光重 伍百非 張忠道 高棟川 (秘書長) 許崇灝 (秘書) 陳天錫 楊 開甲 朱德銓

### 全國經濟委員會

(總辦公廳主任) 朱培德 (第一廳主任) 唐生智 (第二廳主任) 何應欽 (第三廳主任) 楊端六 (常務委員) 汪兆銘 孫科 宋子文 蔣中正 孔祥熙 (委員) 黃紹維 顧孟 餘 朱字驊 陳公博 王世杰 張人傑 李煜瀛 蔣元培 邵元冲 張嘉璈 李 銘 周作民 晏陽初 虞和德 吳鼎昌 榮宗敬 劉瑞恆 陳立夫 錢新之 陳 光甫 劉鴻生 史量才 王曉籟 徐新 六 王克敏 陳伯莊 褚民誼 楊端六 秦汾 葉公綽 連聲海 葉琢堂 彭學 沛 (秘書長) 秦汾 (公路處長) 陳體誠 (水利處長) 席德炯 (衛生實驗處長) 劉瑞恆 (棉業統制委員會主任委員) 陳 光甫

### 訓練總監部

(總監) 朱培德 (副監) 周亞衡 張華

### 參謀本部

(總長) 蔣中正 (次長) 葛敬恩 黃慕 松 (高級參謀主任) 張元祐 (高級參謀) 袁續熙 蕭仁源 歐陽格 林辰雄 甘 麗初 虞典書 殷祖繩 吳學書 (廳 長) 徐祖詒 王翰 龔理明 (處長) 王 鵬 朱偉 (王劍) 游鳳池 朱世明 陸 權 趙文藻 申聰禪 周濟民 錢詒士 錢成

### 軍事參議院

(院長) 唐生智 (總務廳長) 臧卓 (軍 事廳長) 周維黃 上將參議方本仁 外十 二名 中將參議方鼎英 外四十九名 少將



參議李寶章外九十八名

### 國立中央研究院

(院長) 蔡元培 (處主任) 許壽裳 王敬禮 徐章曼 林語堂(物理研究所長) 丁燮琳(化學研究所長) 王璉(工程研究所長) 周仁(地質研究所長) 李四光(天文研究所長) 余青松(氣象研究所長) 竺可楨(歷史語言研究所長) 傅斯年(社會科學研究所長) 蔡元培(自然歷史博物館主任) 錢天鶴

### 建設委員會

(委員長) 張人傑 (副委員長) 張乃燕 (常務委員) 吳敬恆 李煜瀛 張嘉璈 (委員) 曾養甫外十八名 (秘書長) 劉石心 (秘書) 林士棧 張德暄 (參事) 蕭文熙 羅喜聞 潘銘新(總務處長) 劉石心(事業處長) 秦瑜(設計處長) 霍寶樹(技正) 惲震 郭頌銘 張家社 許紹濟 陳大受 戴占奎

### 導淮委員會

(委員長) 蔣中正(代理副委員長) 陳果夫(常務委員) 莊慈青 陳其采 陳立夫 吳忠信 湯永泰(委員) 張人傑 外十八名 (秘書長) 何玉書(總務處長) 何玉書(土地處長) 蕭輝

### 廣東治河委員會

(委員) 胡漢民 陳銘樞 孫科 陳濟棠 林直勉 吳鐵城 陳策 李海雲 鄧彥華 范其務 林雲陔 王寵惠(總務處長) 林直勉(工務處長) 林雲陔

### 黃河水利委員會

(委員長) 李儀祉(副委員長) 王應椿 (委員) 許怡 許心武 吳敬恆 陳津嶺 李培基 張人傑 孫科 孔祥熙 宋子文 王瑚 李儀祉 李晉 劉治洲 陳儀 李石曾(秘書長) 張含英

### 總理陵園管理委員會

(常務委員) 林森 葉楚傖 孫科 林業明 劉紀文 馬超俊(委員) 胡漢民 蔣中正 張人傑 李煜瀛 蔡元培 于右任 宋子文 孔祥熙 戴傳賢 陳果夫 吳鐵城 汪兆銘 居正 張繼

## 中央政府職員(三)

(五院及各專門委員會に直屬するもの)

### 內政部 (行政院管轄)

(部長) 黃紹雄 (政務次長) 甘乃光

王文宣(軍械司長) 陳隱冀(交通司長) 王長錄(軍醫司長) 陳輝(軍法司長) 王震南(航空署長) 欠(副署長) 曹寶清(總務處長) 曹寶清(軍務處長) 沈德燮(技術處長) 錢昌祚(經理處長) 屠宗根(軍需署長) 朱孔陽(總務處長) 蔣中川(會計司長) 杜之英(備備司長) 白雲深(營造司長) 端木傑(富核司長) 李炎光(兵工署長) 俞大維

### 外交部 (行政院管轄)

(部長) 汪兆銘(政務次長) 徐讓(常務次長) 唐有壬(秘書) 曹邦正 梁均立(參事) 徐車藩 吳頌皋 余銘 林椿賢 王啓江(總務司長) 李聖五(國際司長) 朱鶴翔(亞洲司長) 沈觀鼎 (歐米司長) 劉師舜(情報司長) 李迪俊

### 軍政部 (行政院管轄)

(部長) 何應欽(政務次長) 陳儀(常務次長) 曹浩壽(參事) 王時 嚴寬 蔣紹昌 李華英 陳景烈 王文彦 姚錫九(秘書) 謝鍾元(總務處長) 潘寬 (陸軍署長) 曹浩壽(總務處長) 高英才(軍衛司長) 陳智候(軍務司長代理)

### 海軍部 (行政院管轄)

(部長) 陳紹寬(政務次長) 陳季良(常務次長) 陳訓泳(參事) 林永謨 任光宇(總務處長) 李世甲(軍衛司長) 楊慶貞(軍械司長) 林獻圻(艦政司長) 唐德新(海政司長) 許繼祥(軍學司長) 呂德元(經理處長) 羅序和(海岸巡防處長) 吳振南(統計科長) 何兆湘

### 財政部 (行政院管轄)

(部長) 孔祥熙(政務次長) 鄒琳(常務次長) 傅汝霖(簡任秘書) 陳言(參事) 黃厚瑞 孔力行 楊金字 梅汝璈 (衛生署長) 劉瑞恆(總務司長) 姜玉

### 實業部 (行政院管轄)

(部長) 陳公博(政務次長) 郭春濤(常務次長) 劉維熾(參事) 陳匪石 陳郁 陳鍾聲 卓宜謀 余愷堪 李崇年 (秘書) 羅敦偉(林墾署長) 譚熙鴻(總務司長) 梅哲之(農業司長) 徐廷瑚(工業司長) 劉蔭甲(高業司長) 梁上棟(鑛業司長) 黃金濤(漁牧司長) 劉行讓(勞工司長) 李平衡(統計長) 陳炳權

### 教育部 (行政院管轄)

(部長) 王世杰(政務次長) 段錫朋



(常務次長) 錢昌照 (參事) 伍假揚  
芳 陳泮藻 陳石珍 (秘書) 楊公達  
(總務司長) 雷震 (高等教育司長) 沈  
鳴飛 (普通教育司長) 顧樹森 (社會教  
育司長) 張燭 (蒙藏教育司長) 顧樹森

### 交通部 (行政院管轄)

(部長) 朱家驊 (政務次長) 俞飛鵬  
(常務次長) 張道藩 (參事) 王輔宜  
顧德銘 郭心崧 鍾鈞 (秘書) 許炳堃  
(總務司長) 沈士華 (電政司長) 顏任  
光 (郵政司長) 林實 (航政司長) 高廷梓

### 鐵道部 (行政院管轄)

(部長) 顧孟餘 (政務次長) 錢宗澤  
(常務次長) 曾仲鳴 (參事) 梁宇泉  
張慰慈 夏光宇 汪文璣 (秘書) 吳衍  
慈 陳政 (總務司長) 谷正鼎 (業務司  
長) 應淡 (財務司長) 陳耀祖 (工務司  
長) 蔣福均

### 司法行政部 (行政院管轄)

(部長) 羅文幹 (政務次長) 鄭天錫  
(常務次長) 石志泉 (參事) 郭雲觀  
劉遠詢 劉鎮中 許澤新 錢泰 (秘書)  
關壽 光晟 (總務司長) 嚴球 (民事司  
長) 陳瑾昆 (刑事司長) 李泰三 (監獄  
司長) 王元增

### 蒙藏委員會 (行政院管轄)

(委員長) 石青陽 (副委員長) 趙丕廉  
(常務委員) 克興順 白雲梯 賈覺仲  
尼 羅榮囊嘉 李培天 冷融 (委員) 張  
繼 李鳳崗 格桑澤仁 班輝 章嘉呼  
圖克圖 諾那呼圖克圖 巫明遠 薩穆  
端隆普普 唐柯三 張必果 孫繼武  
誠允 阿旺賢贊 張篤倫 陳炳光

### 僑務委員會 (行政院管轄)

(委員長) 陳樹人 (副委員長) 周啓剛  
(常務委員) 曾養甫 蕭吉珊 戴愧生  
謝作民 鄭占南 陳六圓 (委員) 陳繼  
垣 黃壬戌 林澤臣 張河洲 陳武烈  
黃滋 林疊 黃鏡熙 莊西言 沈鴻柏  
陳占梅 黃任元 馬立三 李源水 林  
成就 鄧子實 李振殿 朱慈祥 周獻  
瑞 吳偉康 趙屏珊 劉濬賓 王志遠  
楊壽彭 黃啓文 黃紹藩 趙煒庭 王  
建海 余榮 徐統雄 劉成燦 林文慶  
陳嘉庚 陳披荊 林汝珩 林義順 葉  
紹振 陳楚楠 徐天深 梁宇泉 呂渭  
生 胡文虎 陳克文 張客公 李揆生  
朱肇新 麥堅石 方之楨 張天爵 巫  
理唐 (秘書處長) 王承遠 (僑務管理處  
長) 周演明 (僑民教育處長) 陳克文

### 禁煙委員會 (行政院管轄)

(委員長) 劉瑞恆 (委員) 陳炳光 粟

成 張學良 史贊銘 陳紹寬 羅運炎  
馬寅初 伍連德 鍾可託 馬文昭 胡  
毓成 田雄飛 內政外交財政軍政交通  
鐵道司法行政各部部長是當然委員と  
なす (總務處長) 胡毓成

### 振務委員會 (行政院管轄)

(委員長) 許世英 (常務委員) 王震  
劉鎮華 汪守珍 朱慶瀾 (委員) 熊希  
齡 水梓 李瑞瀛 李晉 孫維棟 寇  
恩 (秘書) 洪翹

### 管理中庚庚款董事會 (行政院管轄)

(董事長) 朱家驊 (董事) 荆恩 顏德  
慶 卜隆 曾養甫 曾溶浦 李四光  
李書華 康德黎 葉恭綽 劉瑞恆 休  
士 陳其采 宋子良 馬錫爾

### 農村復興委員會

(委員長) 汪兆銘 (當然委員) 宋子文  
黃紹雄 陳公博 朱家驊 顧孟餘 (聘  
任委員) 張嘉璈 唐壽民 錢永銘 胡  
筠 李銘 穆湖珩 陳德輝 王孝實  
虞和德 胡適 劉鴻生 丁文江 史量  
才 翁文灝 榮宗敬 李四光 徐新之  
陶履恭 楊端六 王志莘 譚熙鴻 鄒  
樹文 葛敬宗 謝家駉 馬寅初 李儀  
祉 楊永泰 王震 許世英 補輔成  
王雲五 陳其采 陳伯莊 黃嘉松 吳  
鼎昌 周作民 張伯苓 陶希聖 章元  
善 陳翰笙 許士廉 羅家倫 姚傳法  
黃梅仙 晏陽初 梁瀾溪 孔祥熙 林  
庚侯 鄒秉文 (秘書處主任) 彭學沛

### 行政院駐平政務 (整理委員會)

(委員長) 黃郛 (委員) 沈鴻烈 李煜  
瀛 韓復榘 于學忠 徐永昌 宋哲  
元 王伯群 王揖唐 王樹翰 傅作義

### 華北戰區救濟委員會 (行政院管轄)

(委員長) 黃郛 (副委員長) 于學忠  
(常務委員) 周作民 張伯苓 章元善  
王克敏 (委員) 錢宗澤 李煜瀛 張繼  
王樹翰 陶孟和 吳鼎昌 宋哲元 龐  
炳勳 王揖唐 蔣夢麟 湯爾和 魯蕩  
平 卡白眉 周貽春 何其鞏 莊樂峯  
魏鑑 魯穆庭 方肇 李欽

### 最高法院 (司法院管轄)

(院長) 居正 (庭長) 黃鎮磐 林鼎章  
李友 夏勛 童杭時 劉合章 葉在均  
翁敬棠 (推事) 張孝琳外三十五名 (檢  
察長) 鄭烈 (檢察官) 胡安恩外八名



### 行政院 (司法院管轄)

(院長) 茅祖權 (評事) 于恩波 王淮  
璉 胡翰 梅義發 王子弦 王芝庭  
王建祖 蘇兆祥 葉大激 (庭長兼任)  
茅祖權 于恩波

### 中央公務員徵戎

委員會 (司法院管轄)

(委員長) 覃振 (委員) 卓鼎璉 吳景  
鴻 江荷封 王蘭暹 劉武 馬宗豫  
楊時傑 于若愚 陶治公 黃鐵磐 翁  
敬棠 洪文瀾 朱得森 何蔚 李友  
夏勤 莊浩

### 考選委員會 (考試院管轄)

(委員長) 王用賓 (副委員長) 陳大齊  
(委員) 沈士遠 黃序鵬 張默君 辛  
樹勳 劉奇峯 (秘書長) 沈士遠 (秘  
書) 王去病 龍濟

### 銓叙部 (考試院管轄)

(部長) 林翔 (政務次長) 仇鑑 (常務  
次長) 馬洪漢 (秘書) 方光鼐 趙銓  
(甄核司長) 王維藩 (登記司長) 宋混  
(育才司長) 馬鶴天

### 審計部 (監察院管轄)

(部長) 李元鼎 (政務次長) 王正基  
(常務次長) 董冠賢 (審計) 王培順  
常雲涓 林懋宇 張承樞 唐乃康 劉  
文海 周增奎 路毓社 王籍田 (秘書)  
李崇實 (第一廳長) 劉文海 (第二廳長)  
常雲涓 (第三廳長) 林懋宇

### 中央政府職員(四)

(各部及委員會に隸屬並關係あるもの)

### 中央銀行 (財政部監督)

(總裁) 孔祥熙 (副總裁) 陳行 (常務  
董事) 宋子文 陳行 葉孫堂 王寶楙  
唐壽民 (董事) 錢永銘 陳輝德 榮宗  
敬 周宗良 (理事) 李銘 盧和德 貝  
祖貽 林庚侯 徐陳昂 王敬禮 秦祖  
澤 (業務局總經理) 唐壽民 (發行局總

發行) 李覺 (國庫局總理) 胡宗嘉

### 各國駐在大公使

(外交部隸屬)

(日本) 蔣作賓 (ソ聯) 顧惠慶 (英國)  
郭泰祺 (佛國) 顧維鈞 (米國) 施肇基  
(獨逸) 劉崇傑 (奧太利) 劉崇傑兼務  
(瑞西) 胡世澤 (白耳義) 張乃燕 (瑞

### 各地大學校 (教育部隸屬)

(中央大學校長) 羅家倫 (交通大學校  
長) 黎照寰 (同濟大學校長) 翁之龍  
(暨南大學校長) 沈鵬飛 (北平大學校  
長) 徐誦明 (北京大學校長) 蔣夢麟  
(清華大學校長) 梅貽琦 (北平師範大  
學校長) 李蒸 (浙江大學校長) 郭任遠  
(中山大學校長) 鄒魯 (武漢大學校長)  
王星拱 (四川大學校長) 王光榮 (山東  
大學校長) 趙喆

### 地方政府職員

註一 本欄中 (主) は省政府主席、(民)  
は民政廳長、(財) は財政廳長、(教)  
は教育廳長、(建) は建築廳長、(實)  
は實業廳長を表すものとす。

### 江蘇省政府

(主) 陳果夫 (民) 辜仁發 (財) 趙謙  
華 (教) 周佛海 (建) 沈百先 (委員)  
余井塘 羅貫鑑 王柏齡 (秘書長) 程

### 駐日總領事、領事 及領事代理

(橫濱) 郭彝民 (函館) 凌曼壽 (神戸)  
江華本 (大阪) 任家豐 (名古屋) 耿善  
鳳 (京城) 蕭春方 (臺北) 鄭廷禧 (長  
崎) 柳汝祥 (門司) 周仲敏 (釜山) 陳  
祖保 (新義州) 朱市 (清津) 馬永發  
(元山) 馬永發

### 各鐵道局長 (鐵道部隸屬)

(北寧鐵路管理局長) 高紀毅 (平漢鐵  
路管理局長) 何競武 (津浦鐵路管理局  
長) 盧佐 (滬寧滬杭甬兩路事務) 董乃

典、諾威、芬蘭) 諸昌年 (丁林) 羅忠  
貽 (ブラジル) 熊崇志 (ペルー) 李駿  
(メキシコ) 蘇芸蘇 (キューバ) 凌冰  
(波蘭) ナエクスロバキヤ) 李錦綸  
(伊太利) 劉文島 (和蘭) 金問泗 (葡  
萄牙) 張秋海 (パナマ) 李世中 (チリ  
) 張謙 (西班牙) 錢泰

樞 (平綏鐵路管理局長) 曾廣勛 (正太  
鐵路管理局長) 屈玉燦 (膠濟鐵路管理  
委員會長) 萬光庭 (南粵鐵路管理局長)  
楊志章 (隴海鐵路管理局長) 錢宗澤  
(廣九鐵路管理局長) 劉鞠可 (道清鐵  
路管理局長) 周慶滿 (漳廈鐵路管理局  
長) 林獻璣 (粵漢廣韶管理局長) 陳廷  
效 (粵漢路湘鄂段管理局長) 黃勳桐  
(粵漢路株韶段工程局長) 卓康成 (隴  
海鐵路工程局長) 凌鴻勛 (包寧鐵路工  
程局長) 郭恩海 (滄海鐵路工程局長)  
唐文高



天放

### 浙江省政府

(主) 魯滌平 (民) 呂心鐸 (財) 周駿  
(教) 陳布雷 (建) 曾養甫 (委員)  
王徵瑩 蔣伯誠 蔣錫侯 楊蘇仲

### 安徽省政府

(主) 劉鎮華 (民) 馬凌甫 (財) 毛龍  
(教) 楊廉 (建) 劉貽燕 (委員) 葉  
元龍 李應生 范濬澤 (秘書長) 陳士  
凱

### 福建省政府

(主) 陳儀 (民) 陳誠 (財) 徐桴 (建)  
孫希文 (教) 鄭貞文 (委員) 林知淵  
李世甲 陳體誠 李清泉

### 廣東省政府

(主) 林雲陔 (民) 林翼中 (財) 區芳  
浦 (教) 謝瀛洲

### 廣西省政府

(民) 梁史 (財) 蔣繼伊 (教) 雷沛鴻  
(委員) 楊騰輝 林伯黎 楊鼎中 呂  
滄隱 楊恩公 伍蕃

### 湖南省政府

(主) 何鍵 (民) 曹伯聞 (財) 張開璣  
(教) 曹典球 (建) 余籍傳 (委員) 黃  
士衡 宋鶴庚 吳尙 吳劍學 彭旂濂

### 湖北省政府

(主) 張群 (民) 孟廣彭 (財) 賈士毅  
(教) 程其保 (建) 李範一 (委員) 范  
熙績 李書城 吳國楨 (秘書長) 吳錕

### 江西省政府

(主) 熊式輝 (民) 朱懷冰 (財) 吳健  
陶 (教) 程時煊 (建) 龔學遂 (委員)  
文群 熊遂 李德釗 (秘書長) 蕭純錦

### 貴州省政府

(主) 王家烈 (民) 猶國才 (財) 郭先  
辛 (教) 譚星閣 (建) 劉民傑 (實) 杜  
運樞 (委員) 侯之揅 李錫祺 黃道彬  
寶覺蒼

### 雲南省政府

(主) 龍雲 (民) 朱旭 (財) 丁兆冠  
(教) 龔自知 (建) 張都翰 (實) 繆嘉  
銘 (委員) 胡瑛 金漢鼎 張鳳春 唐  
繼麟 陳渡 周鍾嶽

### 四川省政府

(主) 劉湘 (財) 郭昌明 (教) 張鈞  
(建) 向傳義 (委員) 鄧錫侯 田頌堯  
楊森 稽祖祐 林耀輝

### 河北省政府

(主) 于學忠 (民) 魏鑑 (財) 魯穆庭  
(教) 陳寶泉 (建) 林成秀 (實) 史培

賽 (委員) 嚴智怡 張鳳生 胡源匯  
(秘書長) 查耀

### 山東省政府

(主) 韓復榘 (民) 李樹春 (財) 王向  
榮 (教) 何思源 (建) 張鴻烈 (實) 王  
芳亭 (委員) 陳繩漢 張峙村 張銳

### 河南省政府

(主) 劉峙 (民) 李培基 (財) 李文浩  
(教) 齊真如 (建) 張靜愚 (委員) 張  
斐然 張鈞 萬舞 劉茂恩 劉耀揚

### 山西省政府

(主) 徐永昌 (民) 孫奐崙 (財) 王平  
(教) 戴貫泉 (建) 陸近禮 (實) 耿步  
翰 (委員) 王懋功 李尙仁 馬駿

### 陝西省政府

(主) 邵力子 (民) 胡誠威 (財) 甯升  
三 (建) 趙守鈺 (委員) 王典章 李志

剛 張贊元 雷寶華

### 甘肅省政府

(主兼民) 朱紹良 (財) 朱鏡宙 (教)  
水梓 (建) 許顯時 (委員) 李福中 佟  
世俊 鄧寶珊 張維

### 寧夏省政府

(主) 馬鴻逵 (民) 馮廷鑄 (財) 梁散  
醇 (教) 葛武黎 (建) 余鼎銘 (委員)  
馬福壽 海濤 馬繼德 達里札雅

### 綏遠省政府

(主) 傅作義 (民) 袁慶曾 (財) 蘇體  
仁 (教) 潘秀仁 (建) 馮驥 (委員) 沙  
克都爾扎巴 繆棟柱 楚克

### 察哈爾省政府

(主) 宋哲元 (民) 秦德純 (財) 過之  
翰 (教) 呂復 (建) 辰維藩 (委員) 龐  
炳熱 德穆楚普棟魯布 卓特巴扎普

一一二

索諾木拉布坦

### 青海省政府

(主) 馬麟 (民) 譚克敏 (財) 魏敷滋  
(建) 李泗芬 (委員) 馬鳳圖 班禪額  
爾德尼 楊希堯 馮國瑞

### 新疆省政府

(主) 劉文龍 (民) 鄧聚奎 (財) 朱瑞  
擲 (教) 張馨 (建) 高惜冰 (委員) 盛  
世才 張培元 李溶 沙里福汗 萬楚  
克札布 馬仲英 胡薩音 和加尼牙子

### 西康省政府 (未成立)

### 各市政府市長

南京市長 石瑛 上海市長 吳鐵城  
北平市長 袁良 青島市長 沈鴻烈  
廣州市長 劉紀文 漢口市長 吳國楨  
天津市長 王韜 杭州市長 趙志游  
汕頭市長 翟宗心 濟南市長 聞承烈  
成都市長 黃隱  
威海衛行政管理專員 徐車藩

一一三



りよ道鐵 は道王



業事營經

鐵

線路管所

鐵道——貨客運輸、倉庫、混合保管  
 自動車——貨客運輸  
 水運——貨客運輸、埠頭經營  
 港灣——營口、壺盧島  
 其他——產業助成、農林牧試驗、教育、衛生、警備

路 總 局

(所在地 奉天)

滿洲國國有鐵路二〇線 計 四、三四六軒  
 自動車路 二、六七五軒  
 水路(松花江、黑龍江、烏蘇利江) 五、三八六軒

昭和十年四月一日印刷  
 昭和十年四月五日發行

定價壹圓五拾錢

不許  
 複製

中華民國年鑑

編輯者

濱田峰太郎

印刷所

東京市神田區錦町三ノ五  
 合名會社太田印刷所

印刷者

東京市神田區錦町三ノ五  
 太田米吉

發行所

中華民國上海白保羅路三、四號  
 上海日報社調查編纂部  
 東京市神田區錦町二ノ四

發賣所

成運堂書店  
 振替口座東京八一九五番



# 鴨綠江探木公司

大日本製糖株式會社  
中央精糖株式會社 代理店

一般輸出入貿易

## 復和裕洋行

上海泗涇路十六號

電話一七三三〇七五番

### 營業課目

耐火煉瓦、耐火粘土、屋根瓦、  
衛生陶器、タイル、硬質土管、  
石粉類、

上海仁記路一一九號

## 東窯業株式會社

上海出張所

電話一七九二

### 營業種目

賣藥 醫藥 工業

藥品 雜貨 織機 五金

輸出入業

## 東亞公司

上海河南路三三九號

電話九二二二六番  
九一七三四番



營業種目

紡織機械、紡織用品、  
其他一般機械、電氣機類、  
工業藥品、建築材料、



新井洋行

上海漢口路一二號

電話  
一〇〇五九番  
一四六八七番  
一七二七七番

建築請負並二  
材料販賣業

淡海洋行

上海靜安寺路八〇號

電話  
事務所 一三二二二  
工場 五〇七五二  
住宅 五一五〇七〇

目品業望

毛織物、加工綿布、別珍、  
綿帆布、ゴム製品、金物、  
セルロイド、時計及材料品  
一般 雜 貨

貿易商 益祥洋行

上海江西路一三一號  
私書函三一二四號  
電話一七九七番

輸出入業

永和洋行

上海廣東路八六號  
電話一七九七番  
電話一七九七番

理研製品販賣、諸機  
械機具、金物、電氣及  
建築材料等輸出入業  
並二一般鐵工業

上海北京路一〇九號

安記洋行

電話一二一六二

郵政信函第三〇一五號



隆華洋行

上海九江路六九號  
電話〔事務所一四〇七九  
試驗所五一九三九〕

上海泗涇路十六號

祥昌洋行

電話一三二二三二番

王子製紙株式會社  
鴨綠江製紙株式會社  
大日本人造肥料株式會社  
特約一手販賣店

營業種目〔紙類及バルブ  
工業藥品〕

上海英租界江西路一〇五號



株式會社

大同洋紙店  
上海出張所

(華名 大同公司)

本店 大阪市東區安土町二丁目三七番  
支店 東京、京都、名古屋、福岡  
出張所〔大連、天津、青島、香港、門司  
熊本、臺北、新京〕

營業種目

段ボール、パッキングケース  
ペビ―冷蔵庫、並ニ搾油用人  
毛布製造販賣、洋紙、製紙用  
品及一般輸出入商

上海郵政總局信箱一七八二號

上海漢口路一一五號

株式會社 上海紙業公司

工場 電話一〇八三五番  
格開路 電話四〇五〇八番

日本染料輸出株式會社

(華名) 昭華顏料廠

上海江西路一〇五號  
電話一二三二五番

龍印及双獅子牌

印刷用インキ  
各種顏料  
各種染料  
製造元

華名 川村油墨公司

川村喜十郎商店

上海出張所

上海江南路第一一五號  
電話 一六四〇四番



本店 東京市本所區石原町三丁目  
支店 大阪市南區鹽町通り二丁目



木材及海運業

### 野村木材株式會社

上海支店

上海廣東路八六號

電話(一六六七一)番

上海證券物品交易所仲買業

### 義昌洋行

上海九江路四五號

電話(一七一三)番

### 製品製造

食器用硝子	電燈用硝子	建築用硝子	カットグラス	ゲーシグラス
		大阪		
		工場		



### 株式會社 島田硝子製造所

上海出張所

上海四川路二一五號

電話(一五九六六)番

支店(東京、京都、名古屋、廣島、上海、スラバヤ、カルカッタ)

### 販路

日本、朝鮮、滿洲國、中華民國、佛領印度支那、フィリピン、ジャバ、濠洲、印度、アフリカ、カナダ、アメリカ、南米

本店 漢口日本租界成忠街

支店 文路七十四、六號



### 株式會社 漢口銀行

上海支店

漢口居留民團金庫  
諸預金、諸貸付金  
送金、代金取立  
日本全國、漢口、北平、天津、青島、大連及滿洲各地  
營業時間(午前九時ヨリ午後四時迄)土曜正午迄

預金送金	四〇九七三番
貸付係	四四九〇四番
支配人席	四三二八九番
北四川路	四六一一二番
出張所	四三二八二番
專屬倉庫	四三二八二番
共益積立	四五九〇四番

上海海壽路一九〇號

### 株式會社 上海銀行

電話(四〇〇八)番

### 營業課目

各種事業ノ調査設計及引受  
各種事業ニ對スル直接間接投資

上海施高塔路千愛里四六號

### 東亞興業株式會社

上海出張所

電話(四六六九)番

本社 東京丸ノ内一丁目二番地ノ一出張所 北京、漢口、上海



不動產有價證券  
一般金融業

### 泰和銀公司

上海九江路五〇號  
電話一〇三六一番

營業種目

土地家屋賣買  
借貸借及金融  
仲立業

日本エレベーター製造

株式會社上海代理店

### 上海興業株式會社

上海文路角田第二ビル内  
電話四一九五一番

營業種目

冷凍魚  
鹽干物  
罐詰  
一般海產物



### 共同漁業株式會社

### 日本水產株式會社

上海出張所

上海北海路五四號  
電話四六一一六番

營業科目

葉煙草の輸出入  
煙草製造用諸材料の輸入販賣  
煙草製造用諸機械輸入販賣  
外國製煙草の日本内地輸出  
日本專賣局製品支那輸入販賣

東洋煙草株式會社上海出張所

### 東洋煙葉公司

上海北四川路麥拿里二號  
電話四六三七五



各種硝子販賣  
並二一般輸出入業

南滿洲硝子株式會社  
株式會社寶山玻璃廠  
上海增埭合資會社  
總代理店

### 北福洋行

上海閔行路二十五號  
電話 四五一九八番  
電話 四五二〇番

### 寶山玻璃廠

上海開北顧家灣  
電話(開北)四一四五二番

酒、ビール、醬油  
其ノ他罐詰類

卸賣商

上海狄思威路七一二號

### 源泰洋行

電話 四五一二番  
電話 四〇四〇六番



工業藥品  
化學藥品  
其ノ他一般輸出入業

上海河南路一七四號

### 一般輸出入業 堀井騰寫堂支店

電話 一、三八三〇番

代理店

宮田製作所、内外ゴム合資會社、山本榮治郎商店  
濱田印刷機製造所、日本鉛筆株式會社

#### 營業課目

標準式華文打字機	各種英文打字機	橡皮版印刷機
華英文兩用打字機	高級事務用品	活版用高級銅模
華文作表打字機	高速度自動鑄造機	鋅版活版高級活字
證券用華文打字機	華文自動鑄造機	製版化學藥品

### 日本タイプライター株式會社

上海支店  
華名大普公司

上海北四川路阿瑞里十二號  
電話 四五九九七









當社の製品

サクラビール  
 特製サクラビール  
 サクラ黒ビール  
 瓶詰サクラ生ビール  
 サクラスタウト

櫻井 麥酒 株式會社  
 釀造元 輸入元  
 岩井 洋行

上海漢口路九號A

上海前田一二洋行

前田香皂工廠

上海滙山路四三〇號

電話五一六三二

機械氷、花氷、清涼飲料水  
 製造販賣並冷藏庫業

清涼飲料水用機器原料販賣

東方製氷株式會社

事務所 上海濟寧路五二〇

工場 蘭路轉角

電話 五〇五六六番  
 五一五九



專門製作

紡績機械附屬品  
高級齒車類  
傳動裝置  
セミスセール鑄造

株式會社  
公興鐵廠

上海韜朋路七一〇號

電話 五五〇四二六八番



アサヒビール  
サツポロビール

高級清涼飲料  
リボンシトロン



釀造元  
大日本麥酒株式會社  
代理店  
三井物產株式會社





南滿洲鐵道株式會社

上海事務所

上海黃浦灘路正金銀三樓

本社大連



終